奥出雲町一般廃棄物処理基本計画

平成２９年３月

奥　出　雲　町

目　　次

第１章　計画策定の趣旨

第１節　計画の位置づけ 1-1

第２節　計画の期間 1-2

第３節　計画対象廃棄物 1-2

第２章　地域概況

第１節　自然環境 2-1

１．沿革・面積 2-1

２．位置・地勢 2-2

３．気　候 2-3

第２節　社会環境 2-4

１．人口及び世帯数 2-4

２．産　業 2-5

３．観　光 2-6

第３節　都市環境 2-7

１．土地利用状況（民有地） 2-7

２．道路整備の状況 2-8

３．水道 2-9

４．汚水処理施設整備状況 2-9

第３章　ごみ処理の現状と課題

第１節　ごみ処理の現状 3-1

１．ごみの分別 3-1

２．収集体制 3-2

３．中間処理・最終処分 3-3

（１）ごみ処理の流れ 3-3

（２）ごみ処理施設 3-4

（３）一般廃棄物処理業の許可業者 3-5

４．ごみ処理手数料 3-5

第２節　ごみ排出量及び処理量の実績 3-6

１．ごみの排出量の実績 3-6

２．ごみの性状 3-9

３．ごみの処理量の実績 3-11
（１）ごみ焼却量 3-11
（２）資源化量 3-11
（３）最終処分量 3-12
（４）リサイクルと最終処分 3-13
第３節　その他のごみ処理に関する事項 3-14
１．清掃行政の体制 3-14
２．ごみ処理経費の実績 3-14
第４節　ごみ処理の課題 3-16

第４章　ごみ処理基本計画

第１節　基本理念・方針 4-1
第２節　既定計画の進捗とごみの将来見込み 4-2
１．既定計画の進捗 4-2
２．ごみの将来見込み（単純推計） 4-3
第３節　数値目標 4-4
１．目標値の設定方針 4-4
２．目標値の設定 4-4
（１）町民を主体として目指す目標 4-4
（２）ビン類の資源化 4-7
（３）小型家電類の回収体制強化 4-7
３．目標の総括 4-8
４．処理計画と将来見込み量 4-9
（１）収集運搬 4-9
（２）中間処理 4-9
（３）最終処分 4-9
第４節　処理の主体 4-10
第５節　施策の体系 4-11
第６節　重点施策 4-12
第７節　発生・排出抑制計画 4-14
１．発生・排出抑制計画の方針 4-14
２．具体的施策 4-15
（１）町民の意識向上に関する施策 4-15
（２）３Ｒの実践に関する施策 4-18
（３）町民・事業者との協働に関する施策 4-20

（４）助成制度を活用した取組促進に関する施策 4-22
第８節　リサイクル推進計画 4-23
１．リサイクル推進計画の方針 4-23
２．具体的施策 4-23
（１）分別収集の推進に関する施策 4-23
（２）マテリアルリサイクルの推進に関する施策 4-24
第９節　適正処理計画 4-26
１．適正処理推進計画の方針 4-26
２．具体的施策 4-26
（１）収集運搬に関する施策 4-26
（２）中間処理に関する施策 4-27
（３）最終処分に関する施策 4-27
（４）その他の関連施策 4-28

第５章　生活排水処理基本計画

第１節　水環境、水質保全に関する状況 5-1
１．水環境 5-1
２．水質保全の状況 5-1
第２節　生活排水処理の現状と課題 5-3
１．生活排水処理の流れ 5-3
２．生活排水処理施設整備の状況 5-4
（１）公共下水道 5-4
（２）農業集落排水 5-4
（３）合併処理浄化槽 5-4
３．処理形態別人口 5-5
４．収集運搬の状況 5-6
（１）収集運搬体制 5-6
（２）収集実績 5-6
５．中間処理・資源化・最終処分の状況 5-7
（１）中間処理の状況 5-7
（２）中間処理量の実績 5-7
（３）資源化・最終処分の状況 5-8
６．し尿等の処理に係る経費 5-8
７．生活排水処理に関する課題 5-9
（１）公共下水道及び農業集落排水への接続率向上 5-9
（２）くみ取り便槽及び単独処理浄化槽設置世帯の合併処理への転換 5-9

（３）し尿収集量減少による収集運搬非効率化への対応 5-9
（４）生活排水対策の普及啓発 5-9
第３節　生活排水処理計画 5-10
１．基本理念 5-10
２．基本方針 5-10
３．生活排水処理の目標 5-11
４．生活排水の処理主体 5-11
５．生活排水を処理する区域及び人口 5-11
６．生活排水処理施設整備事業方針 5-13
（１）公共下水道 5-13
（２）農業集落排水 5-13
（３）合併処理浄化槽 5-13
７．生活排水の適正処理推進施策 5-14
（１）町民に対する広報・啓発活動 5-14
（２）家庭での発生源対策の推進 5-14
（３）処理施設への接続・合併処理浄化槽設置の推進 5-15
（４）浄化槽の適正管理推進 5-15
（５）奥出雲町水質環境保全促進助成制度 5-16
第４節　し尿及び浄化槽汚泥の処理計画 5-17
１．排出抑制・再資源化計画 5-17
（１）浄化槽清掃の適正化 5-17
（２）脱水汚泥の利活用 5-17
２．収集運搬計画 5-17
（１）収集運搬体制 5-17
（２）収集運搬の量 5-17
３．中間処理計画・最終処分計画 5-18
（１）中間処理・最終処分の体制 5-18
（２）中間処理・最終処分の量 5-19
第５節　その他の事項 5-20
１．災害発生時の廃棄物処理 5-20
２．その他諸計画との整合 5-20

巻末資料

第１章　　計画策定の趣旨

第１節　計画の位置づけ

奥出雲町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、奥出雲町（以下「本町」という。）が廃棄物処理法第６条に基づき策定したものである。

本計画は、図表 1-1-1 に示すように、国の法律・計画並びに島根県の『第３期　しまね循環型社会推進計画』と整合したものである。

◆図表 1-1-1　本計画の位置づけ

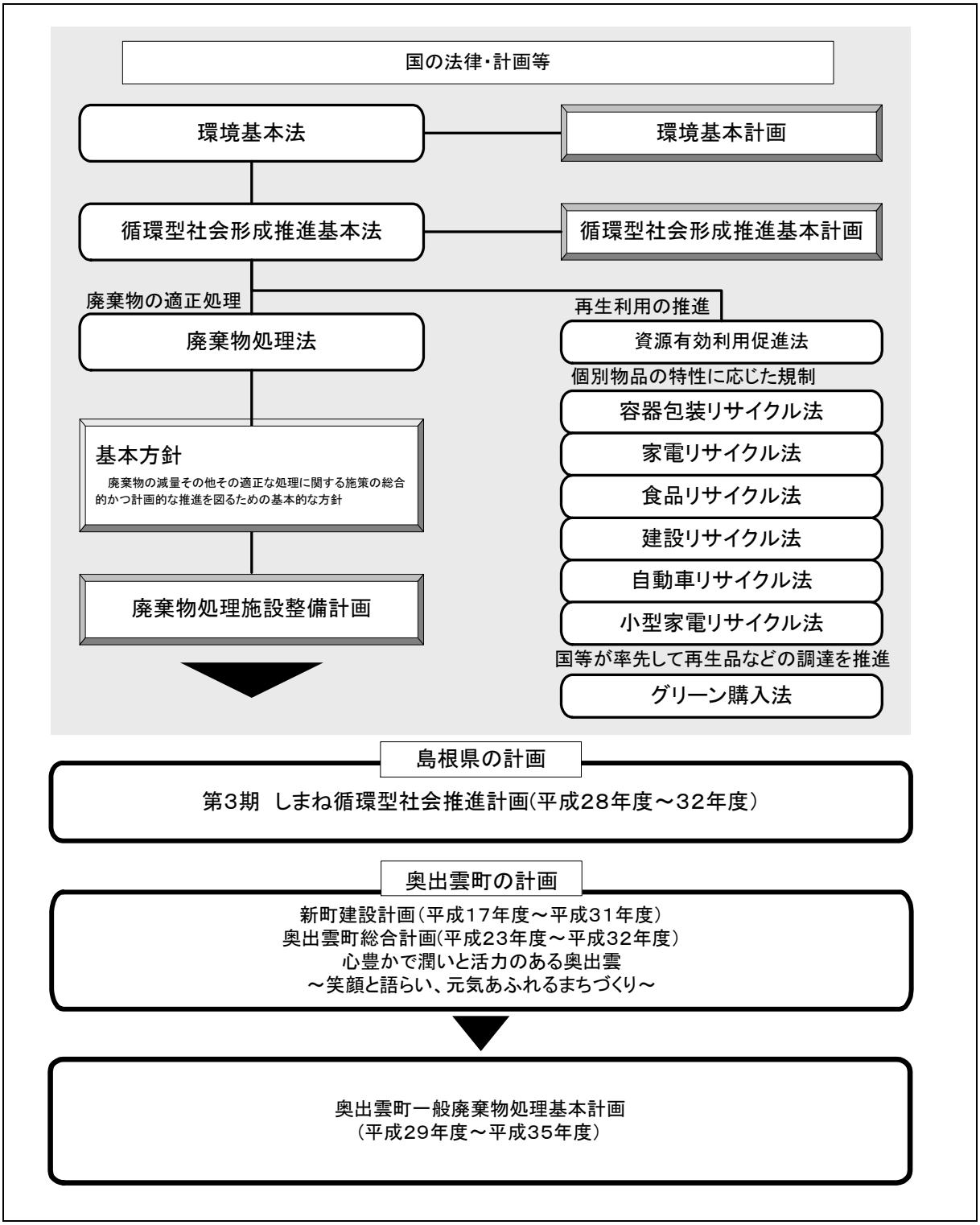

※　法律名は略称とした。

第２節　計画の期間

本計画は、平成 21 年度を初年度、平成 35 年度を計画目標年度とした「奥出雲町一般廃棄物処理基本計画（H20.12 策定、H23.2 一部改訂）」（以下「既定計画」という。）の後期計画である。

そのため、本計画は、平成 29 年度を初年度、平成 35 年度を計画目標年度とする７か年を前提とした計画期間と位置づけるものとした。

住民等への行政サービス等は、基本的にこれまでの施策を継続していくものであり、既定計画を継承するものとした。

なお、社会情勢等に大きな変化があった場合には計画内容との整合性などを検証した上で計画の見直しを行うものとする。

◆図表 1-2-1　計画の期間

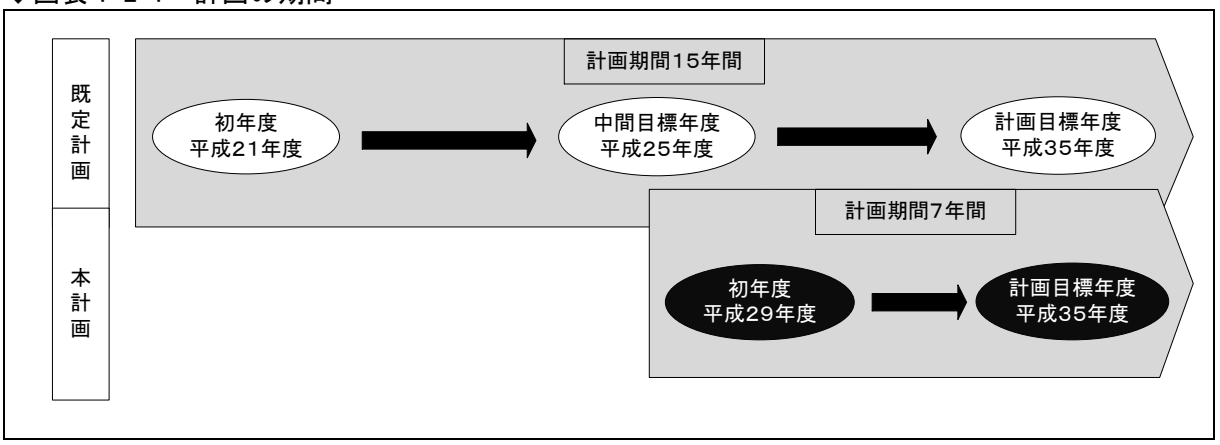

第３節　計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とする。

なお、ごみのうち、本町による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-3-2 に示すとおりとする。

◆図表 1-3-1　計画対象廃棄物

廃棄物　〔占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの〕
・放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。
ただし、放射性物質汚染対処特別処置法の規定により、平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故由来放射性物質により汚染されたものは対象とする。

- 産業廃棄物　（事業活動に伴い生じるごみのうち、法で定める20種類のごみ）
- 一般廃棄物　（産業廃棄物以外のごみ）

※ ▭ が本計画における対象廃棄物

- 固形状のもの（ごみ）
  - 一般ごみ（家庭ごみ、事業系ごみ）
    ※災害廃棄物、海岸漂着廃棄物などのうち一般廃棄物に該当するものを含む
  - 特別管理一般廃棄物（PCB使用部品、感染性一般廃棄物、廃水銀、埋立基準を超えるばいじん・燃え殻・汚泥、本市のごみ処理過程で発生するもの）
  - 法で定める適正処理困難物（廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像器（２５型以上）、廃電気冷蔵庫（250L以上）、廃スプリングマットレス）
- 液状のもの（生活排水）
  - 生活雑排水（風呂や台所からの排水）
  - し尿（くみ取りし尿）及び浄化槽汚泥

◆図表 1-3-2　本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区　分	処理・処分先
ＰＣＢ使用部品	・本町では取り扱わない。製造メーカー等に引き渡すこととする。
集じん灰	・本町では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。 （本町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く）
廃水銀	・専門業者に引き渡すこととする。
感染性医療系廃棄物	・本町では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
家電リサイクル法適用物	・家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンについては、販売店引き取りとする。
パソコン	・資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。
その他本町で指定する処理困難物 （収集も処理もできないごみ）	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 ・伐採木、間伐材 ・ＬＰガスボンベ、消火器、塗料缶、油缶（シンナー，ベンジン，ガソリン等）、廃油 ・自動車及び自動車などのタイヤ、バッテリー、オートバイ（原動機付き自転車を含む） ・農機具、農業用ビニール、農薬 ・建築廃材、ソーラー、大型湯沸器 ・中身の入ったカセットボンベ（カセットコンロ用，キャンプ用） ・中身の入ったガスライター ・その他爆発など危険性のあるもの

第２章　　地域概況

第１節　自然環境

１．沿革・面積

本町は、旧仁多町と旧横田町が平成 17 年 3 月 31 日に合併して誕生した新「奥出雲町」である。

本地域は、古くから存在した数多くの集落が、明治時代の市制・町村制の施行や昭和時代の町村合併促進法の施行、並びに平成時代の市町村合併特例法により現在の範囲で形成されている。平成 27 年 10 月 1 日現在の面積は 368.01 ㎢（国土地理院『全国都道府県市町村別面積調』）である。

◆図表 2-1-1　合併前の旧町の位置図

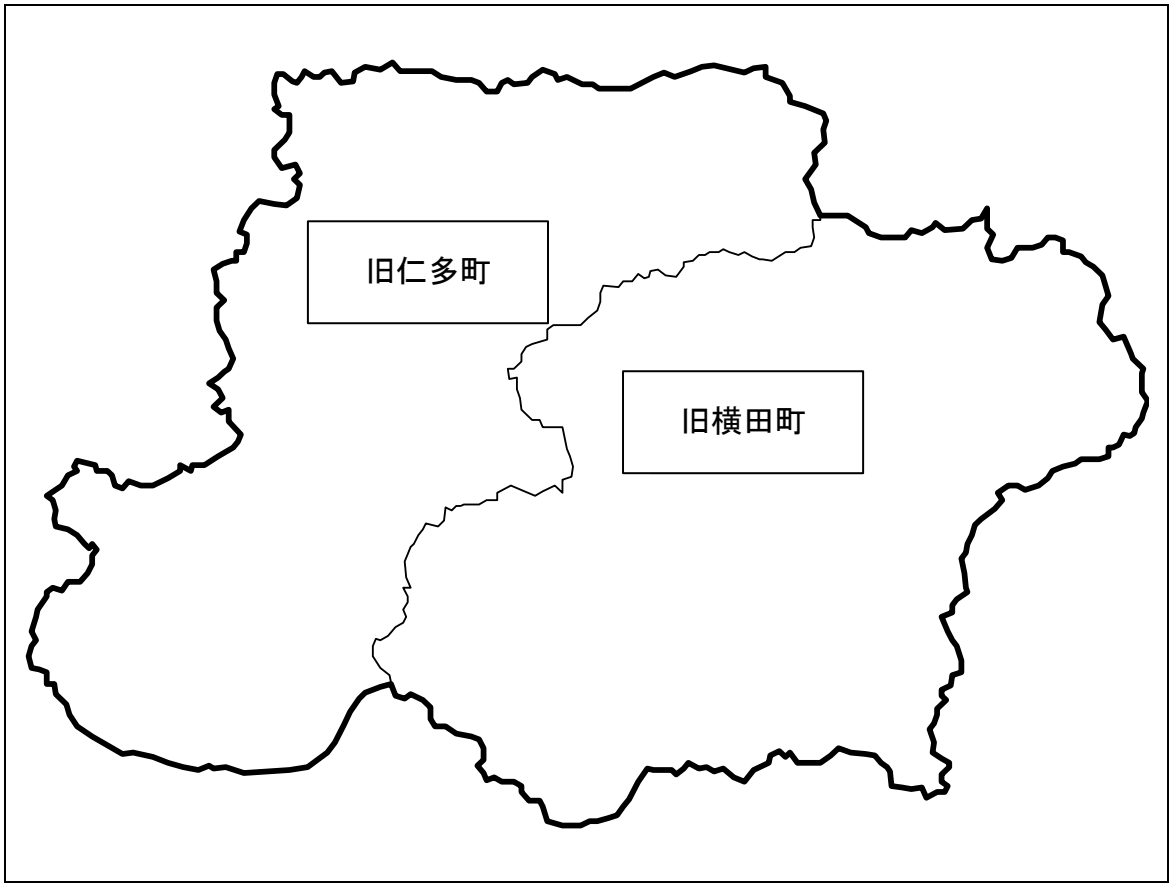

２．位置・地勢

本町は島根県の斐伊川上流にあり、東は鳥取県に、南は広島県に接する県境に位置しており、東西方向に約 30km、南北方向に約 20km の広がりを示す。

本町の地形は、中国山地に連なる中山間地域にあり、中央を流下する斐伊川とその支流の流域に農地が開け、市街地や集落が散在している。標高は平坦部で概ね 200m から 400m、県境部の高所では 1,200m を超える峰が続き、約 1,000m の標高差がある。

◆図表 2-1-2　位置図

３．気　候

本町における近年の年間平均気温は12.0℃、平均降水量は1879.4㎜であり、山陰特有の低温多湿型気候で日照時間も短い。特に冬季は降水が多く、積雪もある。

◆図表 2-1-3　気象概要

観測所名		横田地域気象観測所				
区分 / 年月		気温(℃)			降水量	積雪
		平均	最高	最低	(㎜)	(cm)
平成 23 年		12.0	34.7	−11.4	2136.5	698
平成 24 年		11.8	34.6	−9.9	1659.0	704
平成 25 年		12.4	34.5	−11.0	1965.0	319
平成 26 年		11.7	34.8	−8.1	1892.0	509
平成 27 年		12.3	35.2	−7.6	1744.5	478
	1 月	1.0	10.7	−7.1	214.0	126
	2 月	1.3	11.7	−5.5	104.5	117
	3 月	5.0	23.2	−7.6	119.0	27
	4 月	11.7	27.4	−2.6	158.5	0
	5 月	16.8	29.4	4.7	73.5	0
	6 月	19.2	29.7	8.0	191.0	0
	7 月	23.7	34.5	13.7	93.5	0
	8 月	23.6	35.2	13.8	223.5	0
	9 月	18.3	27.5	8.7	177.0	0
	10 月	12.6	24.6	0.6	51.5	0
	11 月	10.2	21.1	−0.6	170.5	12
	12 月	4.6	15.9	−4.3	168.0	43
平成 23 年～平成 27 年平均		12.0	34.8	−9.6	1879.4	541.6

資料：気象庁ホームページ「気象観測（電子閲覧室）」

◆図表 2-1-4　月別降水量・月別平均気温（平成 27 年）

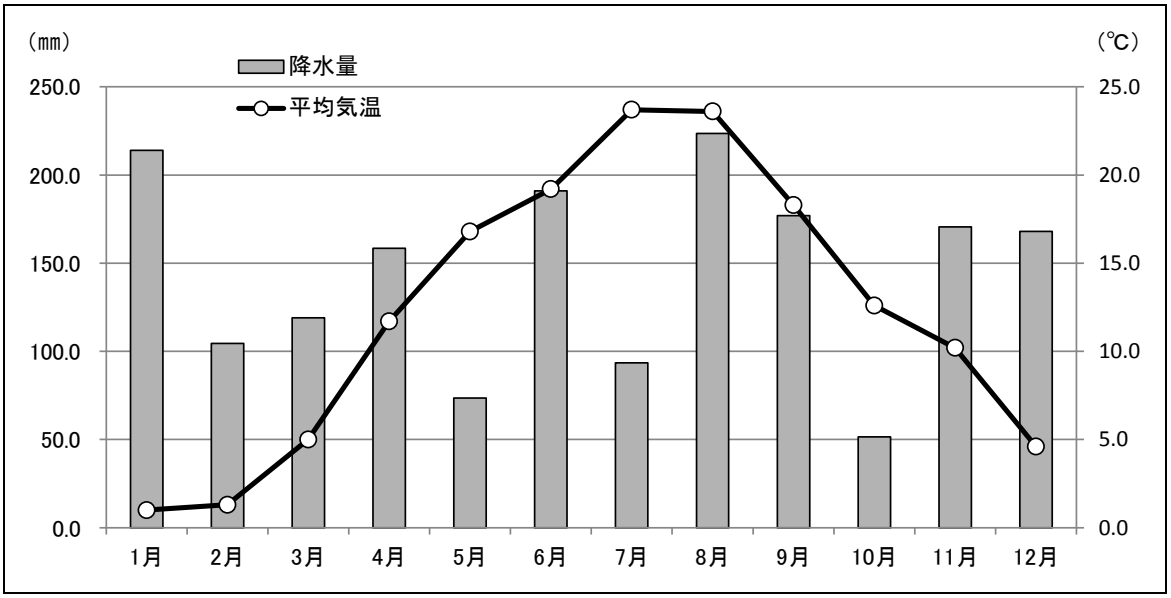

資料：気象庁ホームページ「気象観測（電子閲覧室）」

第２節　社会環境

１．人口及び世帯数

本町の人口は、減少傾向が継続しており、平成 27 年 10 月 1 日現在で 13,063 人となっている。人口動態については、自然動態、社会動態ともにマイナスを示している。一方で世帯数は、緩やかな減少傾向を示しており、その結果、一世帯当たり人数は減少し、核家族化の傾向が見られる。

年齢別では、65 歳以上の老人人口が 40%強を占めており、島根県内でも高齢化が進行している地域となっている。

◆図表 2-2-1　本町の人口及び世帯数

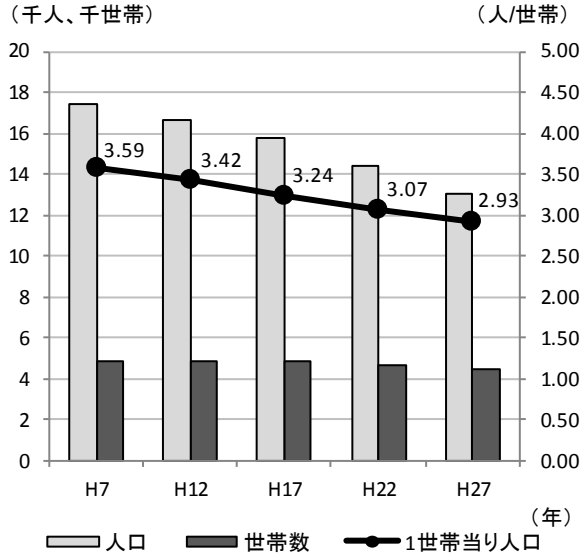

【人口及び世帯数の推移】

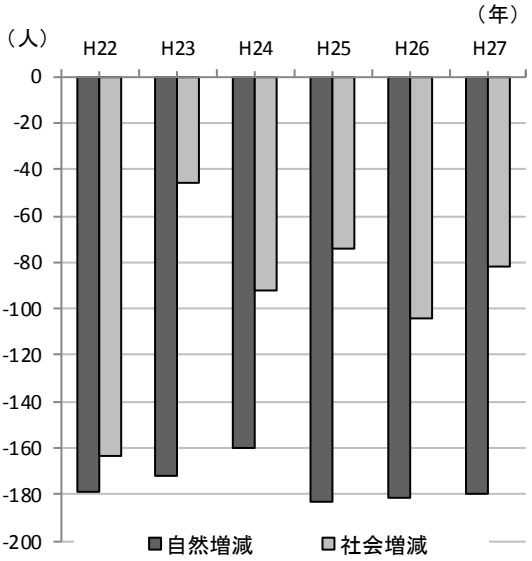

【人口動態の推移】

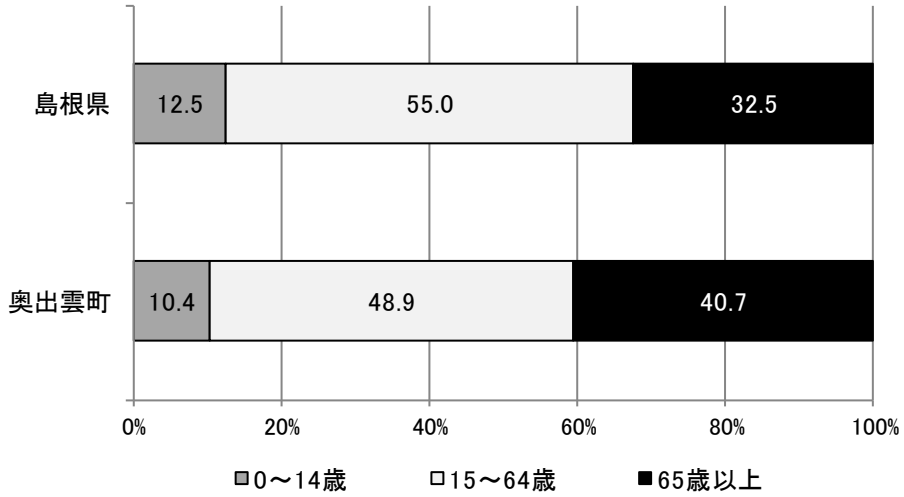

【年齢別人口（平成 27 年 10 月 1 日現在）】

資料：総務省統計局「国勢調査報告」及び島根県統計調査書

２．産　業

本町の産業別就業者割合は、第３次産業の割合が 54.7％と最も多く、次いで第２次産業の 37.5％、第１次産業の 7.7％となっている。小分類別では、卸売・小売業、飲食店（28.4％）、製造業（24.2％）が高い割合を示している。

◆図表 2-2-2　産業別就業者割合（平成 26 年）

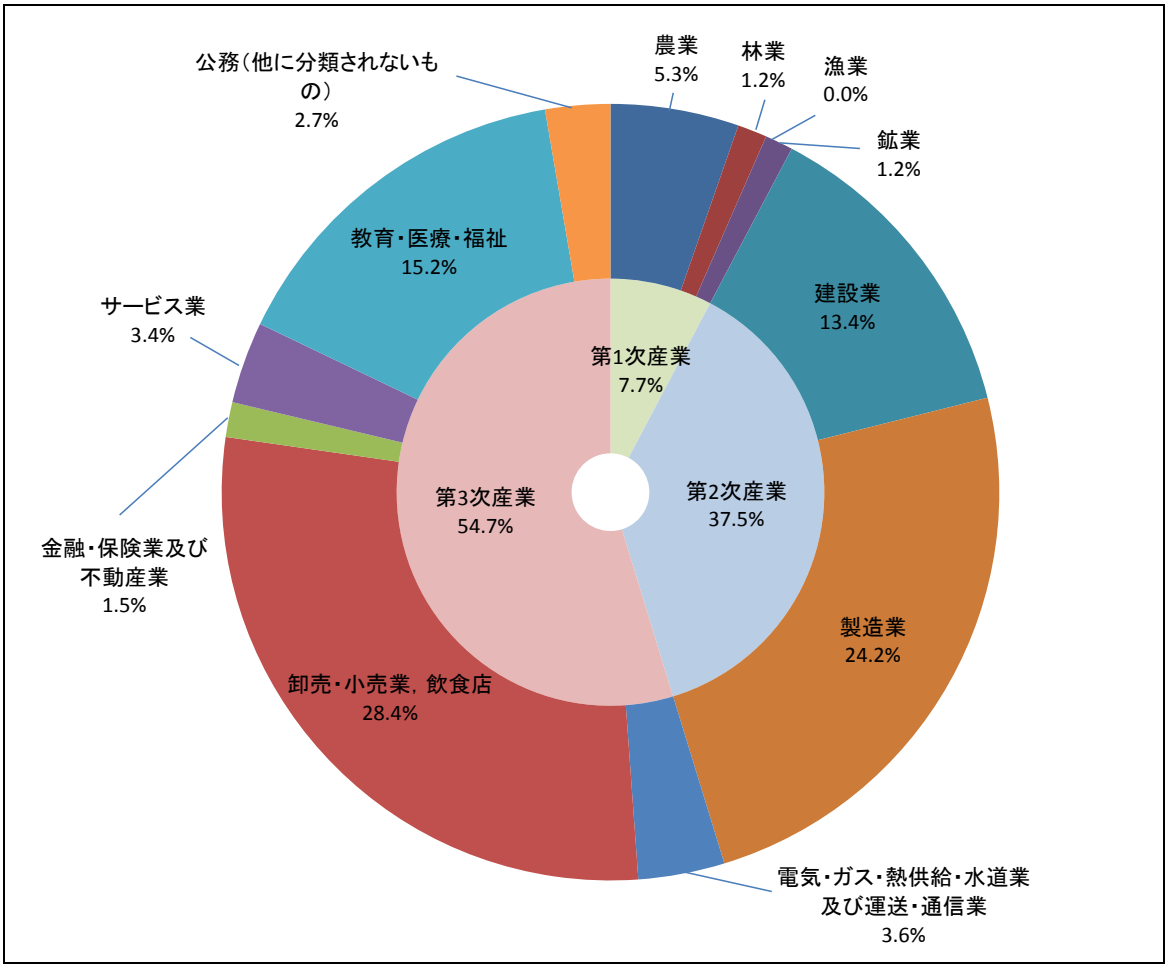

資料：経済サンセス基礎調査

３．観　光

本町の観光客は、平成 24 年以降増加傾向に推移している。平成 27 年における観光入込客は 812,982 人である。月別では、気候の良い 5 月や夏休みの 8 月、紅葉の見られる 10 月、11 月に多い。

◆図表 2-2-3　観光客数

単位：人/年

観光施設名	H22	H23	H24	H25	H26	H27
鬼の舌震	95,579	107,330	110,497	92,181	94,024	100,324
可部屋集成館	6,523	7,272	7,105	6,678	8,050	7,630
奥出雲多根自然博物館	4,243	6,645	13,829	15,001	18,134	15,966
玉峰山荘	134,885	124,504	120,581	132,435	129,400	129,008
道の駅酒蔵奥出雲交流館	111,810	107,957	104,032	111,093	112,700	123,031
絲原記念館	9,923	8,427	9,237	7,764	22,162	21,522
奥出雲たたらと刀剣館	4,891	4,643	4,639	5,677	7,641	8,598
三井野原スキー場	4,807	6,179	4,892	4,991	5,614	4,695
道の駅おろちループ	135,200	151,194	153,844	135,081	133,842	141,363
交流館「三国」	46,090	29,973	17,722	28,517	31,680	9,813
ヴィラ船通山斐乃上荘	29,483	31,908	30,813	36,030	35,264	38,207
三成愛宕祭	20,000	20,000	20,000	20,000	30,000	20,000
船通山	14,981	17,035	15,930	15,145	15,215	16,296
延命水	124,859	146,931	147,243	132,808	129,522	137,940
米－1グランプリ	0	10,000	20,000	20,000	20,000	0
佐白温泉 長者の湯	0	0	0	35,048	36,060	38,589
合計	743,274	779,998	780,364	798,449	829,308	812,982

資料：島根県「島根県観光動態調査結果」

◆図表 2-2-4　観光地点別観光入込客数の推移

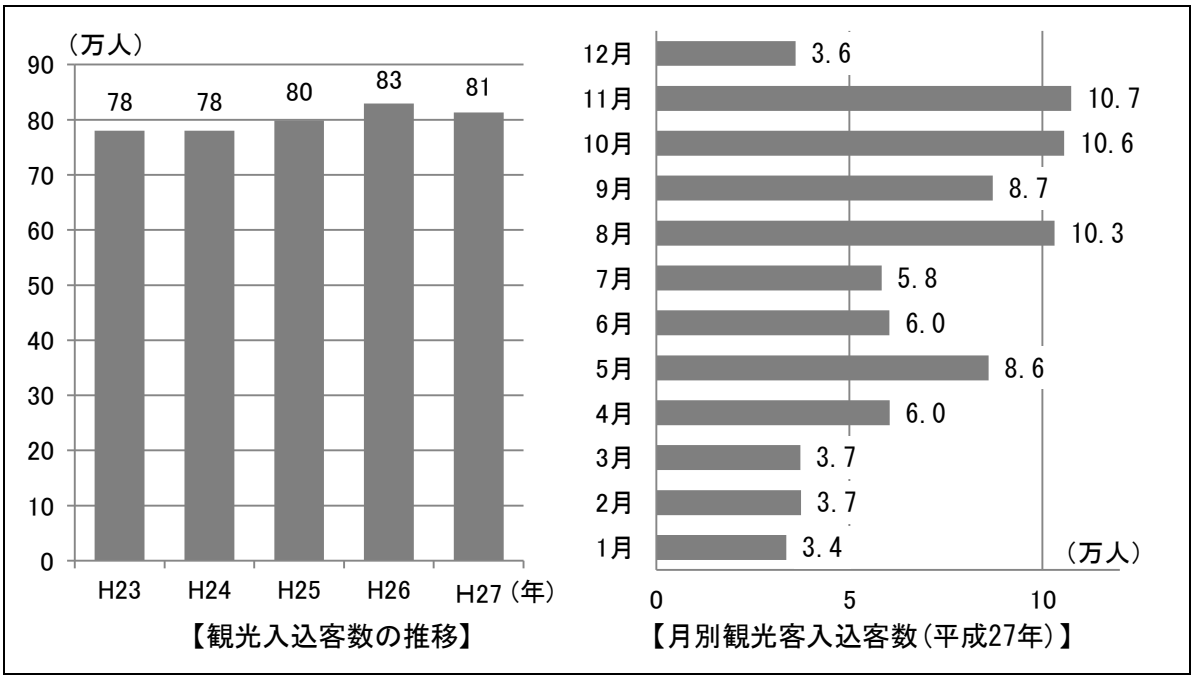

資料：島根県「島根県観光動態調査結果」

第３節　都市環境

１．土地利用状況（民有地）

本町は、山間部に位置することから山林が７割強を占め、田の15.1%、畑の5.1%以外は３%未満に過ぎない。

◆図表 2-3-1　地目別面積（平成 27 年 1 月 1 日現在）

地目	面積（10a）	割合
田	24,465	15.0%
畑	8,314	5.1%
宅地	3,148	1.9%
鉱泉地	0	0.0%
池沼	171	0.1%
山林	121,483	74.5%
牧場	7	0.0%
原野	2,208	1.4%
雑種地	3,189	2.0%
合計	162984	100.0%

◆図表 2-3-2　地目別面積割合（平成 26 年）

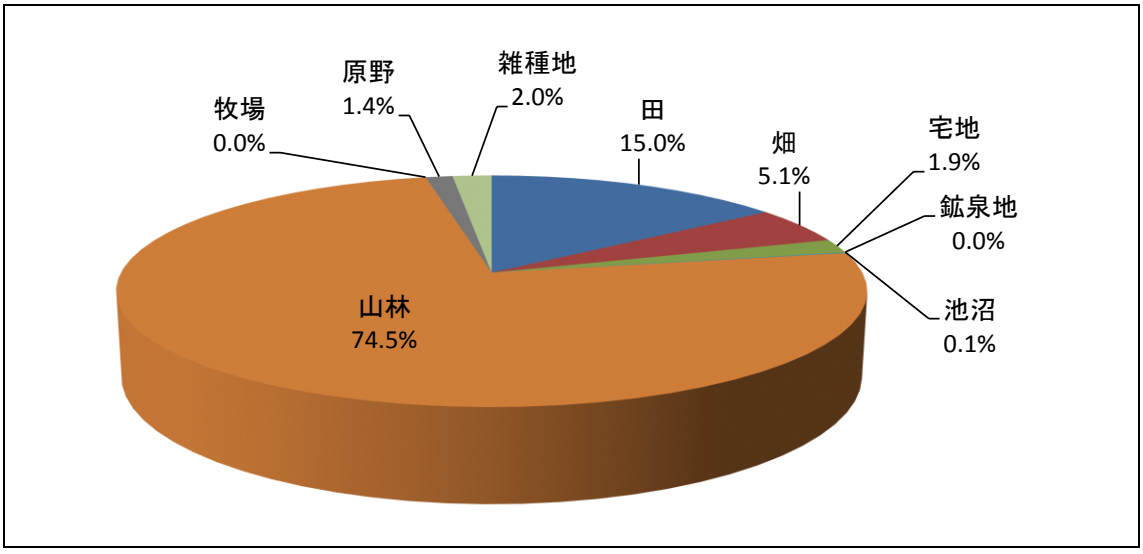

資料：島根県統計書

２．道路整備の状況

本町の道路網は、国道や主要地方道、ＪＲ木次線が縦断しており、山陰・山陽を結んでいる。国道 314 号においては、平成４年４月に二重ループ橋が開通し、山陽方面への交通の便が大幅に向上した。また、国道 432 号は、山陽と松江を結ぶ主要な道路として位置付けられて、平成 13 年 11 月に県境から三成地内まですべて二車線に改良された。

その結果、交通量が大幅に増加し、交流、観光面等で大きな効果が現れている。

◆図表 2-3-3　交通網

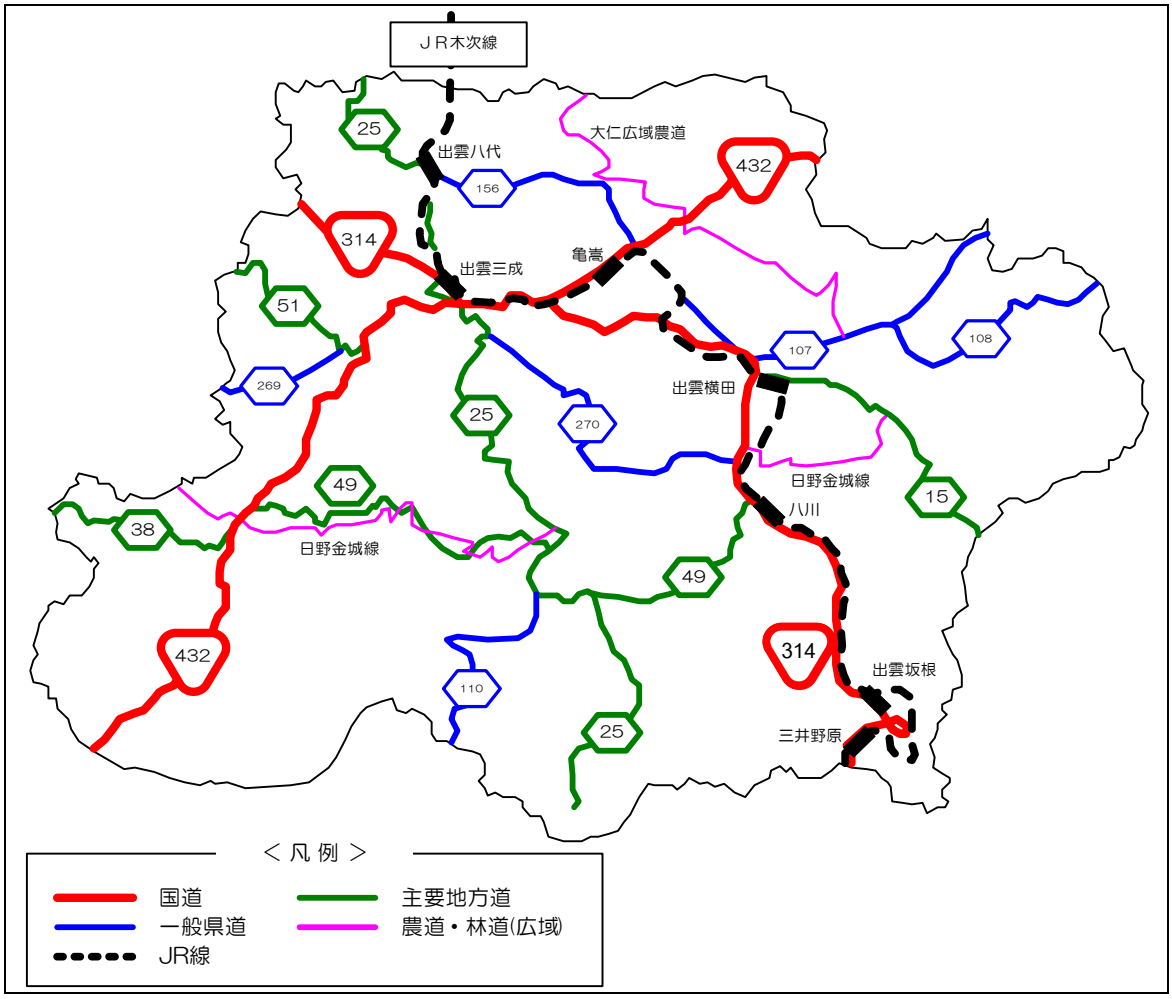

資料：「新町建設計画」

◆図表 2-3-4　道路整備の状況（平成 26 年 4 月 1 日）

	実延長	改良済延長	改良率	舗装延長	舗装率
国道	55,974m	55,974m	100.0%	55,974m	100.0%
県道	113,176m	75,641m	66.8%	110,014m	97.2%
町道	538,868m	330,183m	61.3%	373,626m	69.3%
計	708,018m	461,798m	65.2%	539,614m	76.2%

資料：「島根県統計書」

３．水道

本町における水道(簡易水道・専用水道)の普及率は96.6%である。

◆図表 2-3-5　水道の普及状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

行政区域内人口	給水人口	普及率
13,535 人	13,079 人	96.6%

資料：水道統計調査

４．汚水処理施設整備状況

本町の汚水処理は公共下水道、集落排水処理施設および合併処理浄化槽人口により行われており、その普及率は94.6%である。

◆図表 2-3-6　汚水処理施設整備計画（平成 27 年 3 月 31 日現在）

行政区域内人口	処理人口	普及率
13,710 人	12,973 人	94.6%

資料：島根県下水道推進課

第３章　　ごみ処理の現状と課題

第１節　ごみ処理の現状

１．ごみの分別

家庭から排出されるごみの分別区分は、①燃やせるごみ、②空き缶、③空きびん・ガラス類、④ペットボトル、⑤プラスチック類、⑥不燃ごみ（金属・陶器・小型電気器具類）、⑦有害ごみ、⑧持ち込みするごみ（以下「粗大ごみ」という。）の８種のごみに、処理しないごみを加えて９種区分としている。古紙類や古着については本町では分別収集をしていないが、地域において集団回収が行われている。

処理しないごみは、専門の処理業者又は販売店などによる引き取りを原則としている。なお、事業所から排出される一般廃棄物については、家庭ごみに準拠した分別区分としている。

◆図表 3-1-1　家庭ごみの分別区分

分別種類		具体的な品目
①燃やせるごみ		台所ごみ（生ごみ、調理くず、残飯など）、貝殻、紙くず、紙おむつ、ゴムホース、ぬいぐるみ、木くず、植木の枝（太さ1cm、長さ40cm程度）、ラップ類、履物、革製品など
資源ごみ	②空き缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶　が目印
	③空きびん・ガラス類	透明びん、茶色びん、その他のびん、白熱電球、その他のガラス類（グラス・コップ類、窓ガラス、耐熱ガラス、化粧水のびん）
	④ペットボトル	炭酸飲料・果実飲料・お茶・ミネラルウォーター・スポーツドリンクなどの容器、しょう油の容器、日本酒・焼酎・みりんの容器　が目印
	⑤プラスチック類	プラスチック製容器包装類（プラマークが付いているもの）、洗剤・シャンプー容器、カップめん容器など　が目印 発泡スチロール、たまご等のパック、ペットボトルのふた、ポリバケツ、プランター、スポンジ、ボールペンのボディなど
⑥不燃ごみ（金属・陶器・小型電気器具類）		小型電気類、小型体重計、ドライヤー、なべ類、やかん、金属製花瓶、包丁、金属製キャップ、トタンくず、ハンガー、かさ、おもちゃ、ビデオテープ（テープは除く）、ヘルメット、ビニールホース、陶器類など
⑦有害ごみ		乾電池（水銀電池）・水銀電池・ボタン電池・マンガン電池・水銀温度計・水銀体温計
⑧持ち込みするごみ（粗大ごみ）		破砕処理・資源化・埋立物（ストーブ、三輪車・自転車、いす、ステレオ・電子レンジ・一斗缶・コタツ・スキー板・ガラスコンロ・湯沸器・下駄箱・タンス・流し台・小型スチール製品・金たらい・ゴルフクラブ・米びつ・クーラーバック、ワープロ、掃除機ほか）
［条件付受付］		破砕処理物 （木材[1m程度]、ベニヤ板[1m×60cm程度]、トタン[1m×60cm程度]、ボード、物干し竿、パイプ、雨どいほか）、 資源化又は直接埋立物 （鋼鉄・鋳鉄製品[鍬・ナタ・金鎚・スパナ等工具類・ハンマー・剣山・アイロン等]・金属塊・粒状の製品[屑]他）、 直接埋立物 （石材[5cm程度]・畳・瓦[1/4程度]・ジュウタン・覆土・シート保護利用材・焼却灰）
⑨処理しないごみ		テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機、エアコン、パソコン、消火器、ガスボンベ、塗料缶、薬品ビン、ペンキ油脂類、バッテリー、農機具、農薬容器、農業用ビニル、ワイヤーロープ、オートバイ、タイヤ、ドラム缶、温水器、自動車部品、太陽ソーラーほか

２．収集体制

燃やせるごみ、資源ごみ及び不燃ごみは排出場所を分別収集ステーションとしており、有害ごみは公民館や役場に設置している回収ボックスへの排出としている。収集については、分別収集ステーションに排出されたごみは委託収集、回収ボックスに排出されたごみは本町の直営にて収集している。

本町では指定袋制度を導入しており、粗大ごみと有害ごみ以外は指定袋に入れて排出することとしている。なお、空き缶と空きびん・ガラス類は別区分としているが、同じ指定袋で同一日に収集しており、混在した状態で収集している。

◆図表 3-1-2　収集体制

ごみ種類		収集頻度	ごみの出し方	ごみ出しの場所	収集方法
燃やせるごみ		週2回	指定袋 （白地に水色）	各地区で決められた 分別収集ステーション	委託収集
資源ごみ	空き缶	月1回	指定袋 （青色）		
	空きびん･ガラス類	月1回	指定袋 （青色）		
	ペットボトル	月1回	指定袋 （緑色）		
	プラスチック類	月1～2回	指定袋 （黄色）		
不燃ごみ （金属･陶器･小型電気器具類）		月1回	指定袋 （赤色）		
粗大ごみ （持ち込みするごみ）		なし	なし	燃やせるごみ 仁多可燃物処理センター	各自で持参
				燃やせないごみ 仁多クリーンセンター	
有害ごみ				各地区公民館や 役場の回収ボックス	直営収集

本町のごみ指定袋

３．中間処理・最終処分

（１）ごみ処理の流れ

本町から排出されるごみの処理は、図表 3-1-3 に示すとおりである。

燃やせるごみは、仁多可燃物処理センターで焼却処理による減量を行い、焼却残渣は仁多クリーンセンター最終処分場にて埋立処分している。資源ごみ４種及び不燃ごみ、粗大ごみは、仁多クリーンセンター粗大ごみ処理施設にて選別または破砕選別処理を行っている。ペットボトル及びプラスチック類は異物選別後に圧縮処理、空き缶及び空きびん・ガラス類は破砕後に金属類を選別している。不燃ごみ及び粗大ごみは金属類、可燃物、不燃物等に選別しており、選別後の金属類やプラスチック類は資源物として民間業者に引き渡している。仁多クリーンセンターで発生した不燃残渣は同最終処分場に埋立、可燃残渣は仁多可燃物処理センターで燃やせるごみとともに焼却処理している。

◆図表 3-1-3　ごみ処理の流れ（平成 27 年度）

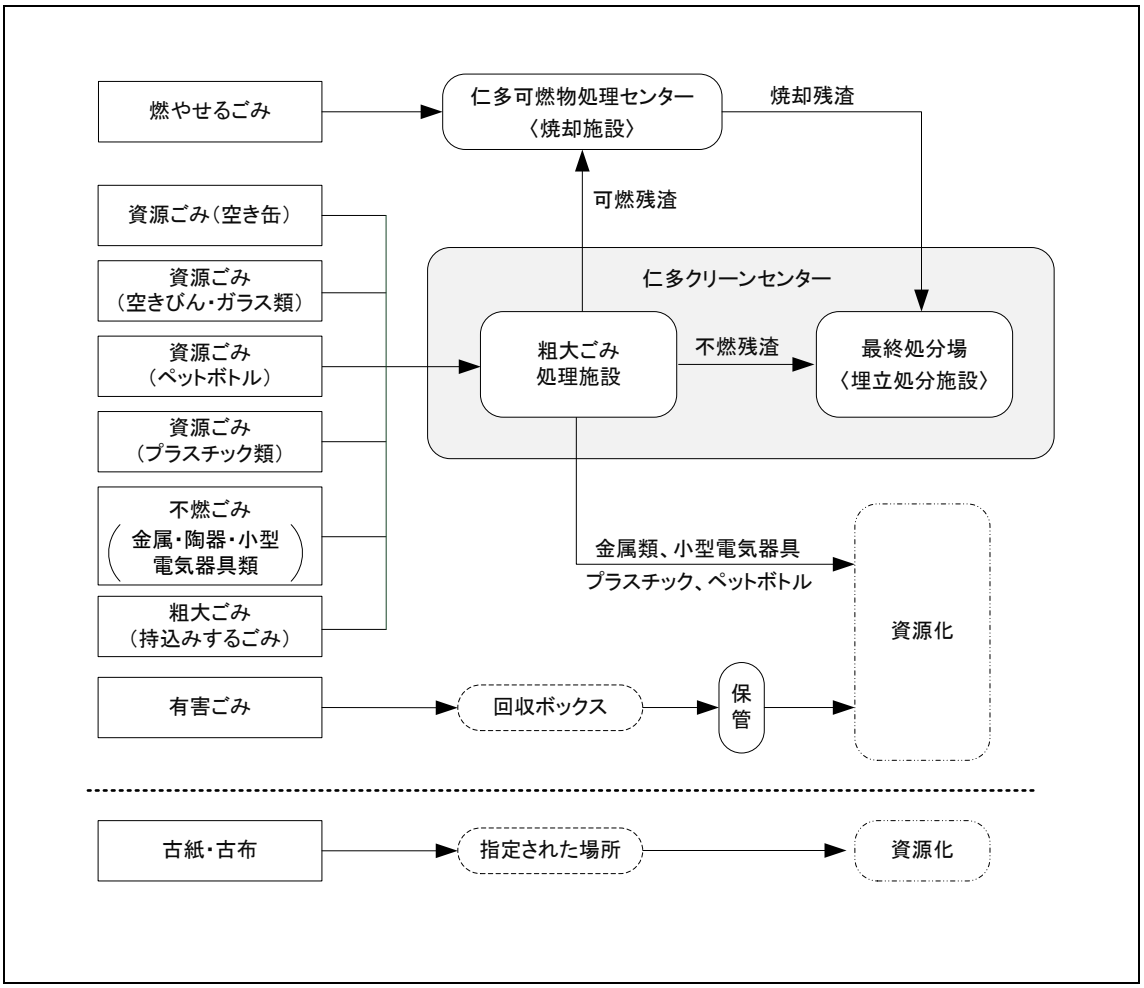

（２）ごみ処理施設

本町管内から排出されるごみを処理・処分する施設の概要は図表 3-1-4～6、各施設の位置は図表 3-1-7 に示すとおりである。いずれも本町が管理・運営する施設である。

仁多可燃物処理センターは、施設老朽対策及びダイオキシン類対策として、平成12年から平成 14 年度の３ヶ年で基幹改良工事を実施している。

また、仁多クリーンセンター最終処分場は、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて嵩上げ工事をしており、埋立容量の増設をしている。

◆図表 3-1-4　施設の概要（ごみ焼却施設）

施設名	仁多可燃物処理センター
所在地	島根県仁多郡奥出雲町三成 1392 番地
竣工年月	昭和 56 年９月 平成 14 年 11 月（基幹改良）
処理能力	20t/日（10t/8h×2 基）
処理方式	機械化バッチ燃焼式

◆図表 3-1-5　施設の概要（粗大ごみ処理施設）

施設名	仁多クリーンセンター　粗大ごみ処理施設
所在地	島根県仁多郡奥出雲町横田 1539 番地 4
竣工年月	平成 11 年４月
処理能力	7t/日
処理方式 （処理フロー）	破砕・選別・圧縮 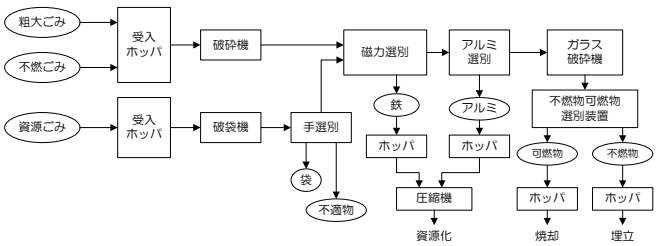

◆図表 3-1-6　施設の概要（埋立処分地施設）

施設名		仁多クリーンセンター　最終処分場
所在地		島根県仁多郡奥出雲町横田 1539 番地 4
埋立面積		6,300m^2（当初:6,190m^2 ）
埋立容量		61,800m^3（当初:31,360m^3 ）
処理対象物		焼却処理後の残渣、破砕処理後の不燃物
竣工年月		平成 11 年４月 平成 23 年５月（嵩上工事）
浸出水処理施設	処理方式	生物処理＋凝集沈殿処理＋高温処理＋消毒処理
	処理能力	20m^3/日（調整池 700m^3）

◆図表 3-1-7　ごみ処理施設の位置図

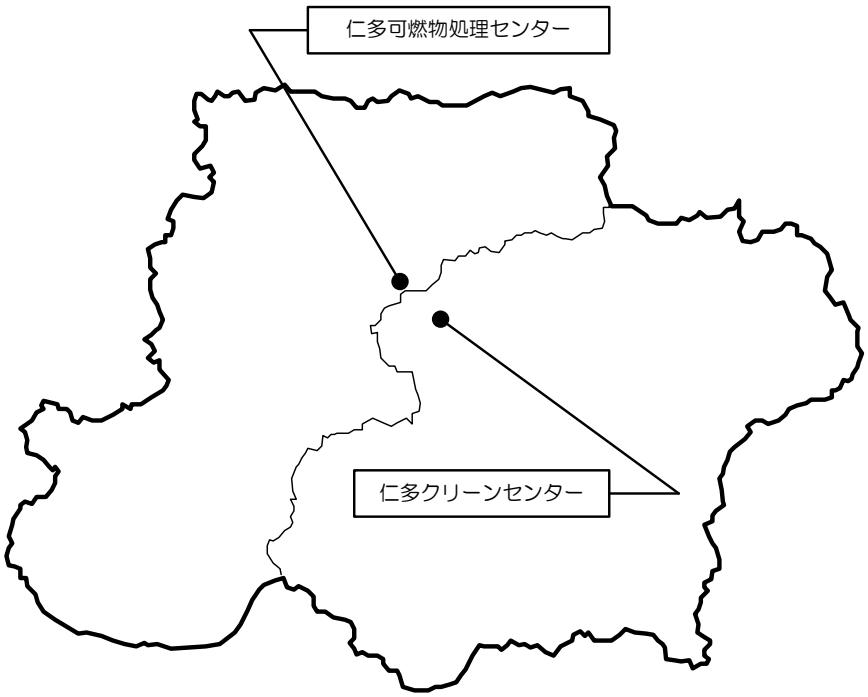

（３）一般廃棄物処理業の許可業者

本町から排出される廃棄物のうち、伐採木・間伐材については、一般廃棄物処理許可業者の施設を活用し、リサイクルを推進している。町内の一般廃棄物処理の許可業者は図表 3-1-8 のとおりである。

◆図表 3-1-8　町内の一般廃棄物処理業許可業者（平成 29 年 3 月現在）

業者名	事務所所在地	事業の用に供する施設所在地	取扱品目
仁多郡森林組合	奥出雲町三成 444 番地2	奥出雲町亀嵩 2568 番地1	伐採木･間伐材

４．　ごみ処理手数料

本町では、平成 23 年度まで一世帯当たり 350 円/月のごみ収集手数料を徴収していたが、平成 24 年 4 月 1 日に指定袋の改定とともに従量制のごみ処理有料化を開始し、処理手数料は指定袋の料金に上乗せすることで徴収している。

◆図表 3-1-9　処理手数料（平成 29 年 3 月現在：税込）

指定袋料金		直接搬入手数料	
大袋(45L)	小袋(20L)	家庭系	事業系
450 円/10 枚	250 円/10 枚	610 円/500kg 500kg 増す毎に 610 円追加	3,080 円/500kg 500kg 増す毎に 3,080 円追加

第２節　ごみ排出量及び処理量の実績

１．ごみの排出量の実績

本町の総ごみ排出量は、近年、収集ごみの減少などにより概ね減少傾向となっている。平成27年度の総ごみ排出量は4,200t（集団回収分を含む）である。

◆図表 3-2-1　ごみ排出量の実績

単位：t/年

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
収集ごみ	可燃ごみ	2,664	2,692	2,701	2,699	2,608	2,559
	不燃ごみ	175	77	80	78	78	77
	資源ごみ	235	215	233	199	192	182
直接搬入ごみ	可燃ごみ	881	550	642	656	594	594
	不燃ごみ	139	0	49	73	64	68
	粗大ごみ	0	277	300	344	259	385
	その他ごみ	0	472	5	0	5	6
ごみ排出量		4,094	4,283	4,010	4,049	3,800	3,871
集団回収		351	383	392	380	398	329
総ごみ排出量		4,445	4,666	4,402	4,429	4,198	4,200
収集ごみ合計		3,074	2,984	3,014	2,976	2,878	2,818
直接搬入ごみ合計		1,020	1,299	996	1,073	922	1,053

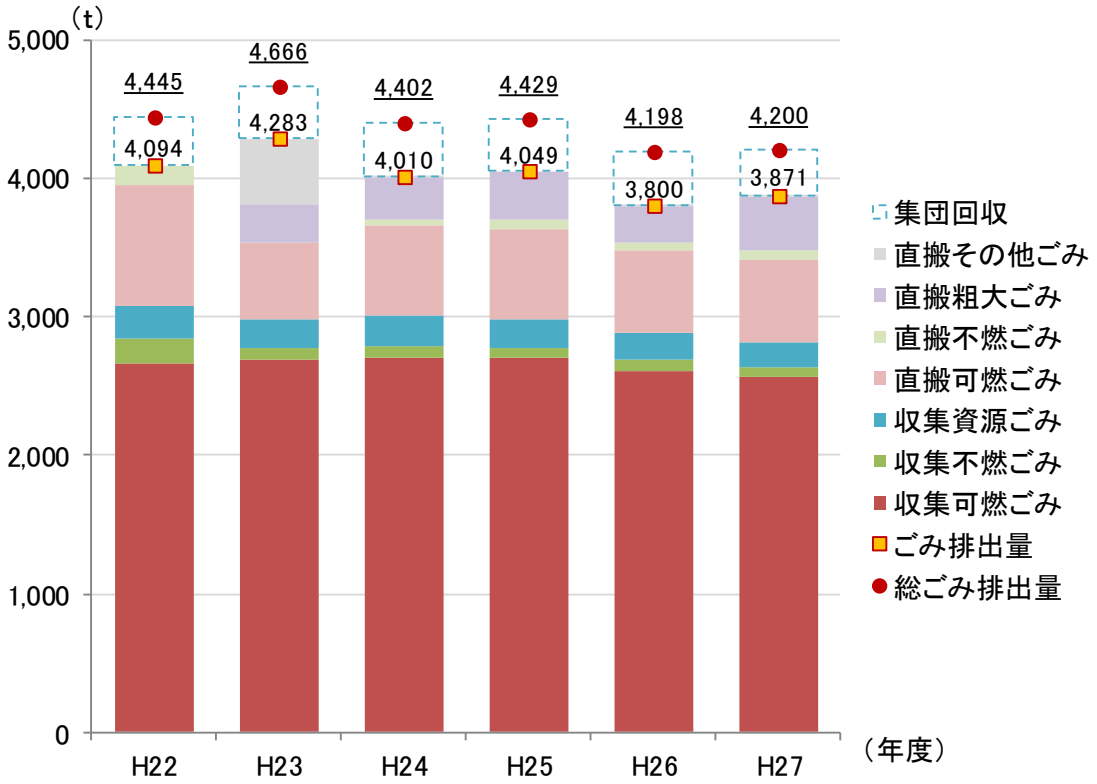

本町の１人１日当たり総ごみ排出量は、全国平均及び島根県平均よりも少ない値で推移している。平成24年度に大幅に減少し、その後は横ばい傾向である。

収集ごみの１人１日当たりごみ排出量も概ね横ばい傾向にある。また、全国平均及び島根県平均との比較では大幅に少ない。

◆図表 3-2-2　１人１日当たり総ごみ排出量・収集ごみ排出量の実績

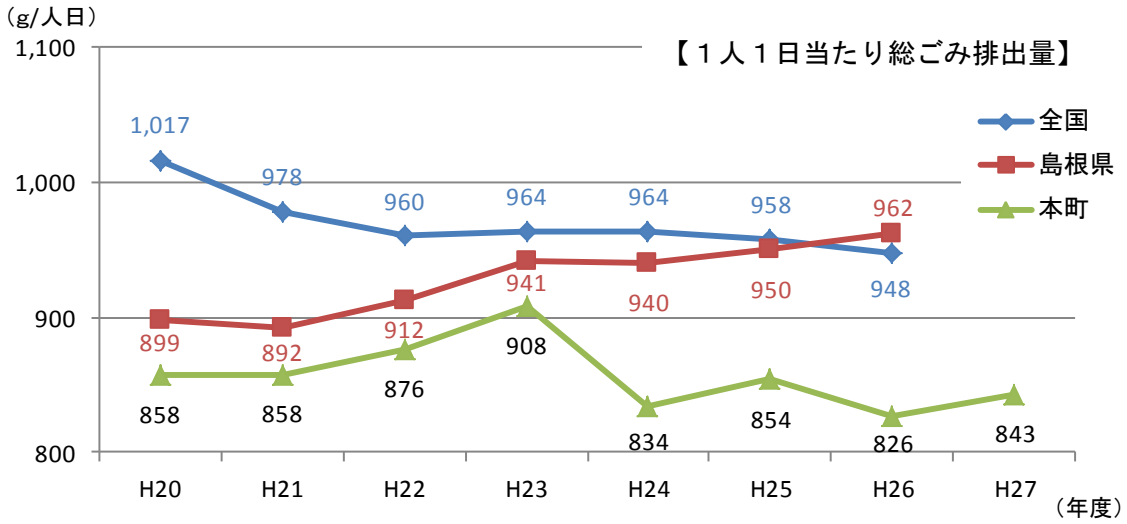

注）1. １人１日当たり総ごみ排出量＝（総ごみ排出量+自家処理量）÷行政区域内人口÷365 日
2. 全国及び島根県における最新の公表値は H26 実績である。

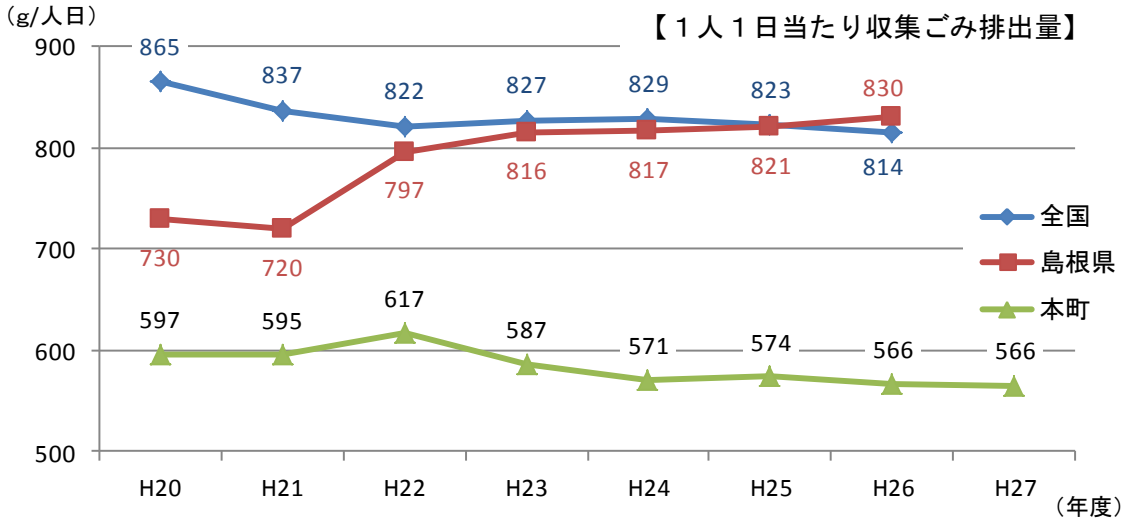

注）1. 1 人 1 日当たり収集ごみ排出量＝収集ごみ量÷（行政区域内人口-自家処理人口）÷365 日
2. 全国及び島根県における最新の公表値は H26 実績である。

本町の収集ごみと直接搬入ごみの合計１人１日当たりごみ排出量と島根県の各自治体の値を比較(平成26年度値)すると、本町の値は、島根県平均より低く、県内９番目である。また家庭系ごみの割合が高い傾向にある。

◆図表 3-2-3　収集ごみと直接搬入ごみの合計１人１日当たりごみ排出量の比較（H26）

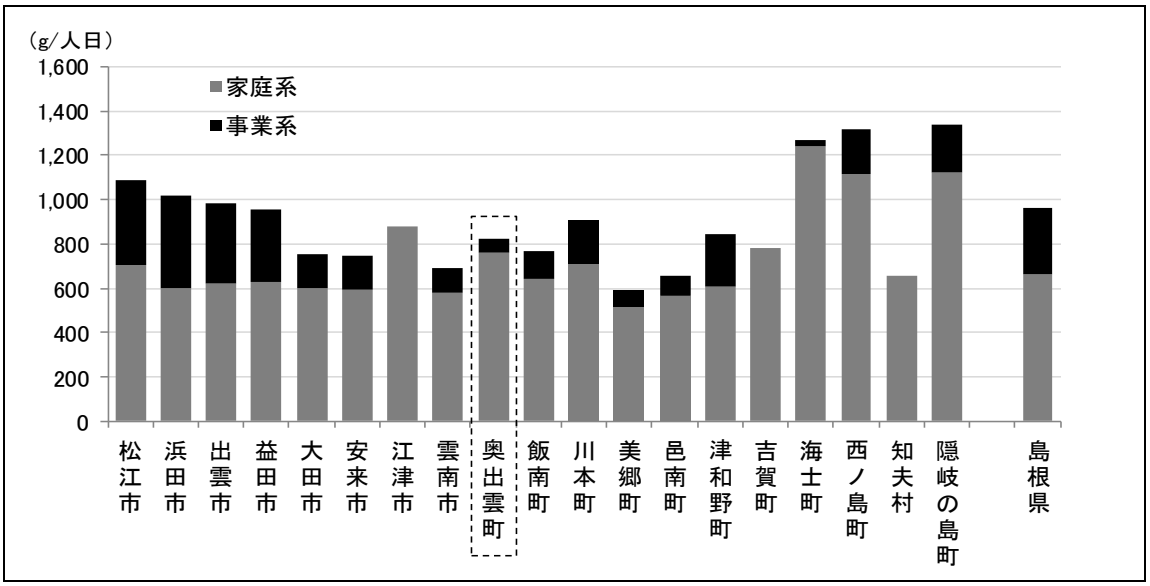

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

２．ごみの性状

本町から排出される可燃ごみの性状については、仁多可燃物処理センターで実施している組成調査結果を整理した。

３成分では、水分が概ね40％程度を占めており、種類組成では、紙、布類が最も多く、ちゅう芥類の割合が少ない。ごみ低位発熱量は概ね10,000kJ/kg程度で推移している。

◆図表 3-2-4　ごみ質の経年変化

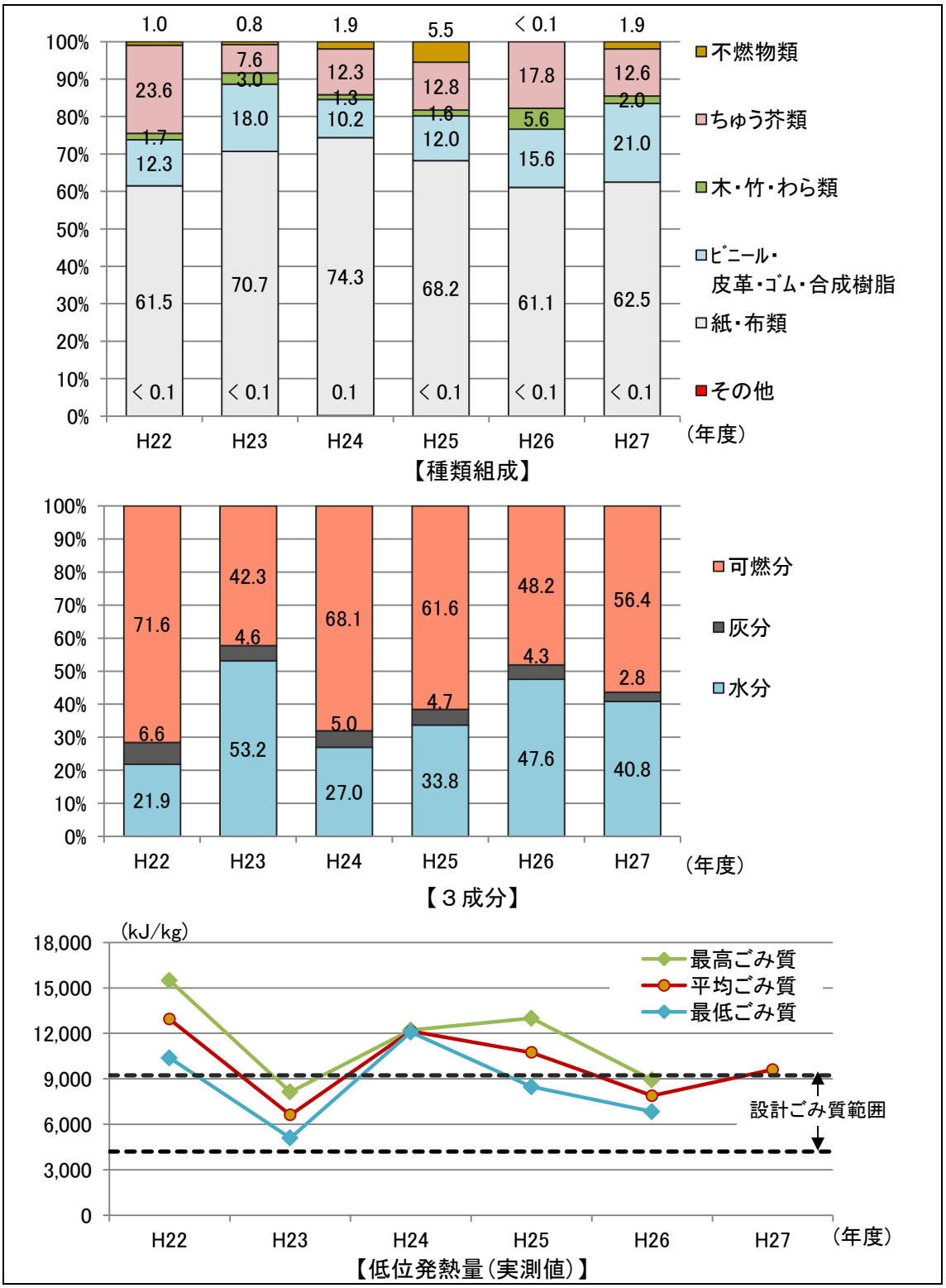

一方、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他ごみは、仁多クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）での処理内訳を基に整理した。また、集団回収している資源ごみについてもここで扱うこととした。

仁多クリーンセンターで選別処理されている資源ごみの処理内訳は、金属類が37.9%と最も多く、次いで、プラスチック類15.4%、アルミ缶13.2%と続いている。

集団回収されている古紙・古布の処理内訳は、紙類が76%と大半であり、紙製容器包装が18.2%、布類が5.5%である。紙パックは0.3%と少量である。

◆図表 3-2-5　仁多クリーンセンター(粗大ごみ処理施設)処理後の搬出物割合（H27 年度）

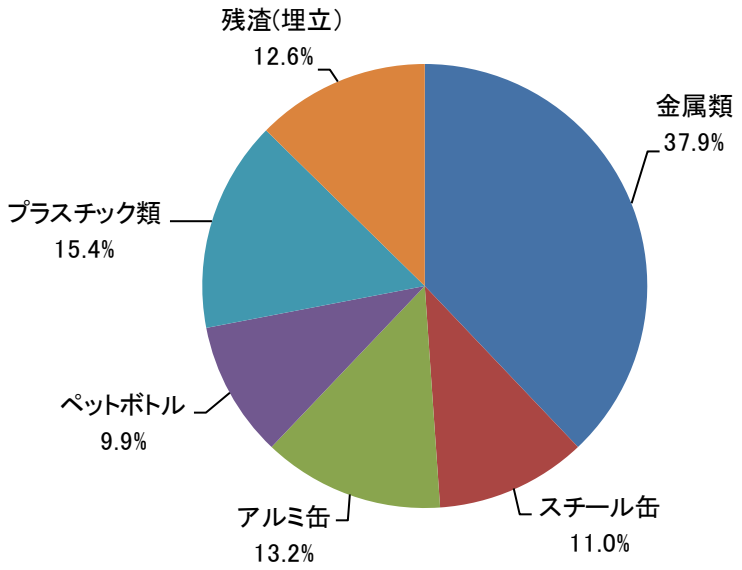

【資源ごみ選別処理】

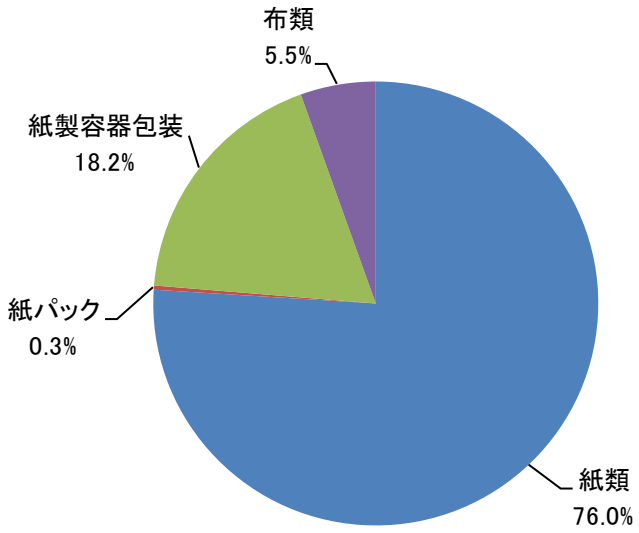

【集団回収】

３．ごみの処理量の実績

（１）ごみ焼却量

本町の可燃物は、仁多可燃物処理センターで焼却処理を行っている。その量をみると、概ね減少傾向で推移しており、平成 27 年度は、3,153 t である。

◆図表 3-2-6　焼却量の推移

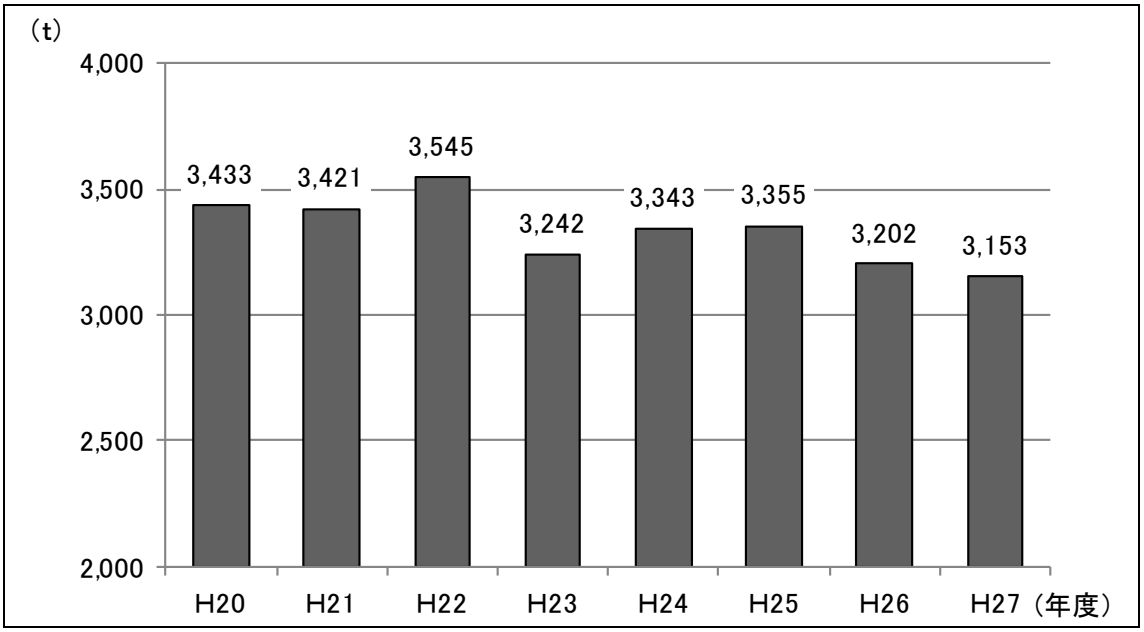

（２）資源化量

本町の空きびん・ガラス類、空き缶、ペットボトル、プラスチック類、金属類・小型電気器具類・陶器及び古紙・古布は、中間処理及び集団回収により資源化を図っている。これらの資源化量は、概ね減少傾向となっている。

◆図表 3-2-7　資源化量の推移

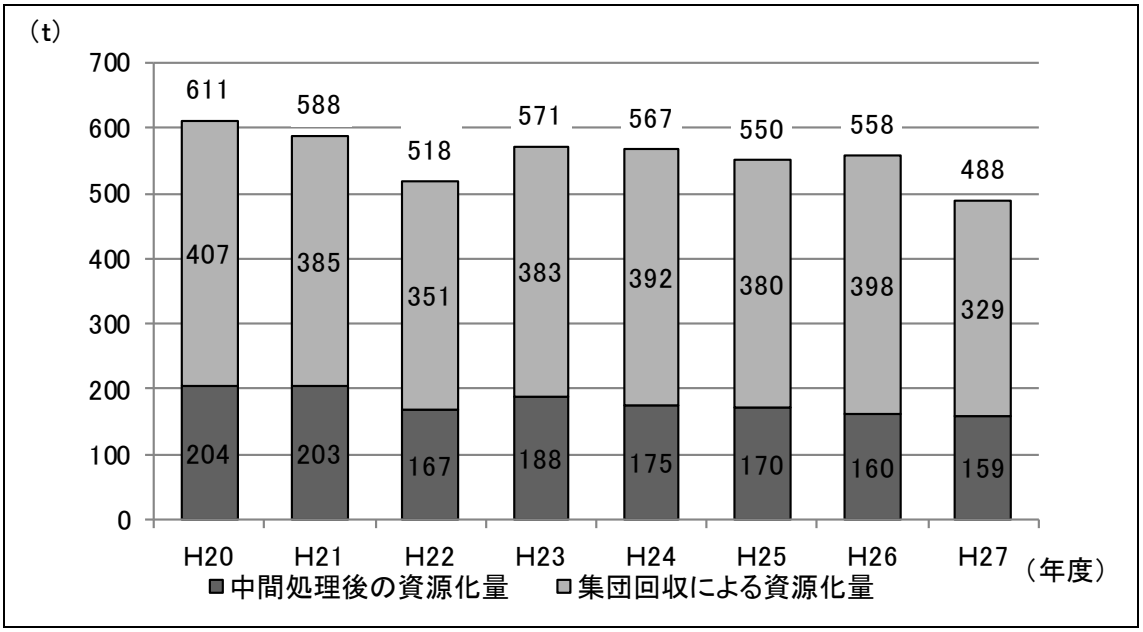

（３）最終処分量

本町の最終処分物は、可燃物処理施設から発生する焼却残渣と粗大ごみ処理施設における破砕不適物、破砕選別後の不燃残渣である。最終処分量は、概ね減少傾向で推移している。

なお、平成27年度は、火災ごみにより破砕不適物の量が一時的に増加した。

◆図表 3-2-8　最終処分量の推移

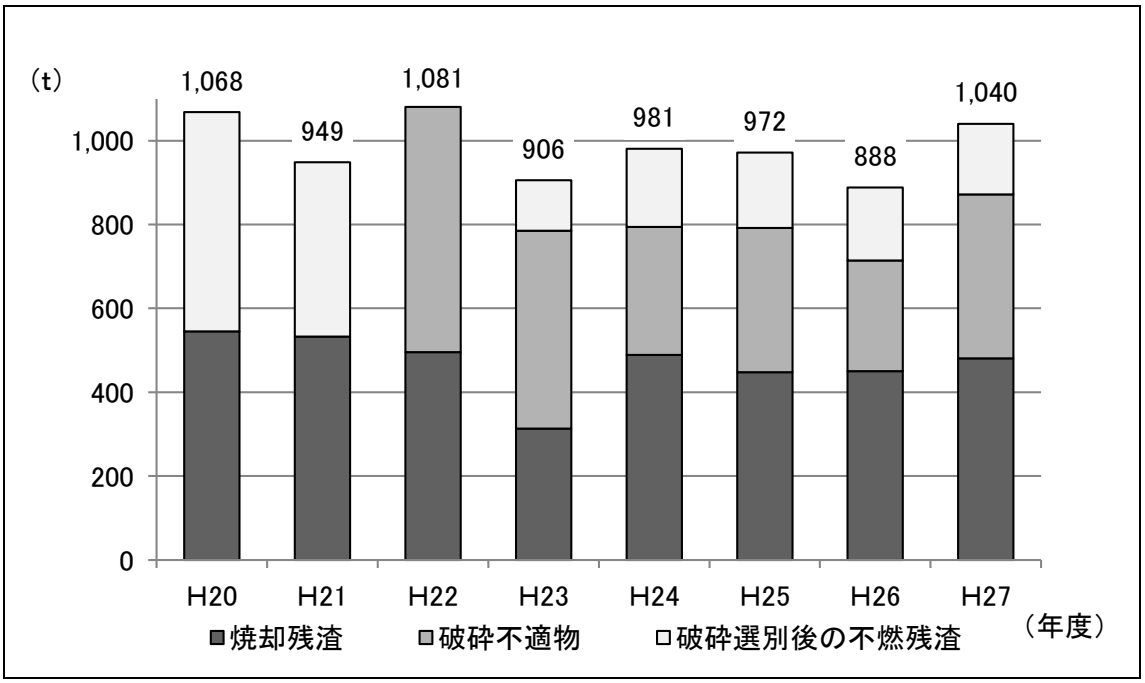

（4）リサイクルと最終処分

本町では、空き缶、ペットボトル及びプラスチック類の分別収集や処理施設での資源回収によるごみのリサイクルを行っており、平成27年度の資源化量は町民主体で行われている古紙・古着の集団回収を含め488t/年で、リサイクル率は11.6%であった。

一方、最終処分量は、破砕不適物、粗大ごみ等処理後の不燃残渣及び燃やせるごみの焼却残渣であり、平成27年度の最終処分量は1,040t/年で、最終処分率は26.9%であった。

本町のリサイクル率は、島根県平均と比べて13ポイント、全国平均と比べて9ポイント程度低く、その一方で、最終処分率は、島根県平均と比べて18ポイント、全国平均と比べて17ポイント程度高い。本町においては、資源物の回収が不十分で最終処分量が多く、リサイクルが進んでいない状況にあると言える。

◆図表 3-2-9　リサイクルと最終処分

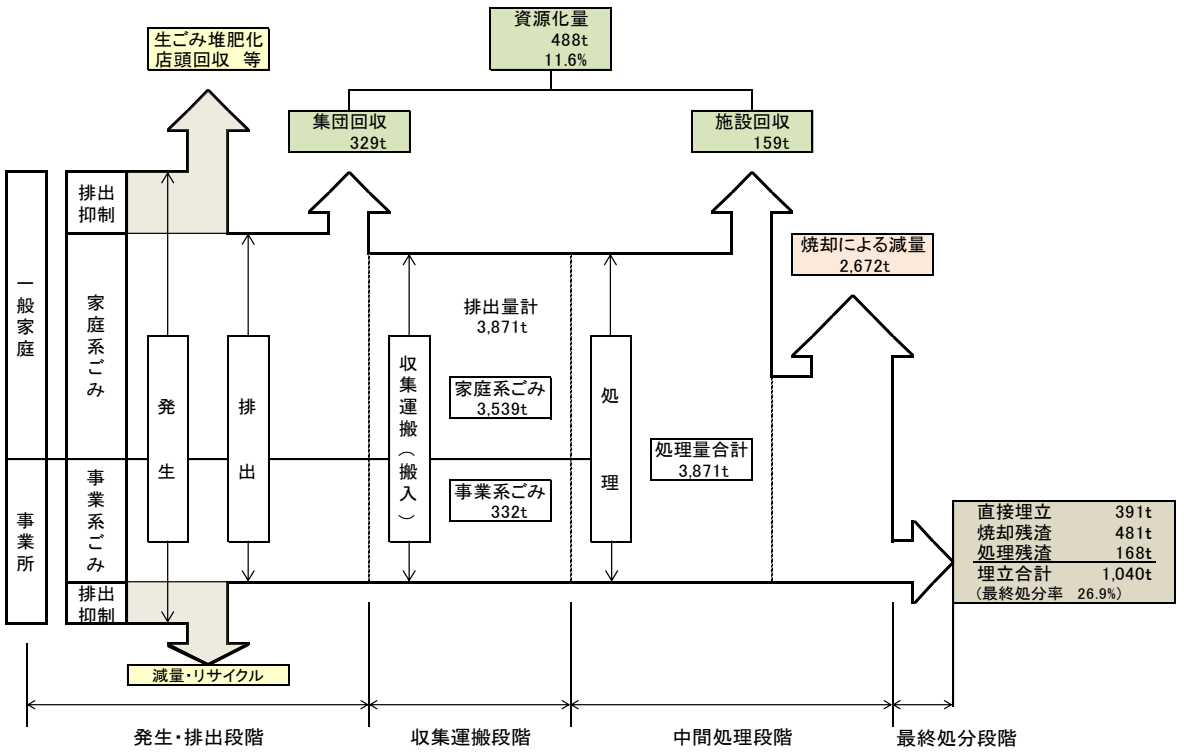

【リサイクル率・最終処分率】

	リサイクル率 【資源化量÷総ごみ排出量】	最終処分率 【最終処分量÷ごみ排出量】
本町（平成 27 年度）	11.6%	26.9%
島根県平均（平成 26 年度）	24.1%	8.5%
全国平均（平成 26 年度）	20.6%	10.3%

注）
1. リサイクル率＝(資源化量＋集団回収量)÷総ごみ排出量×100
2. 最終処分率＝最終処分量÷ごみ排出量×100

資料：全国・島根県：「一般廃棄物処理実態調査」

第３節　その他のごみ処理に関する事項

１．清掃行政の体制

本町の清掃行政の執行体制は、図表 3-3-1 に示すとおりである。

◆図表 3-3-1　ごみ処理の執行体制

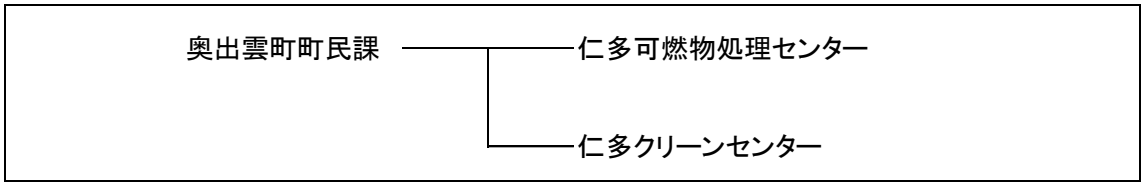

２．ごみ処理経費

平成 27 年度、本町でごみ処理事業にかかった経費の総額は、１億５千３百万円である。この内、処理及び維持管理にかかった経費は、９千１百万円であり、一人当たり年間 6,700 円、１ｔ当たり 21,700 円のコストがかかった計算になる。

本町のごみ処理経費は、島根県平均より低く、県内で１番低い値である。

◆図表 3-3-2　ごみ処理経費の実績

区分		単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口	A	人	14,957	14,590	14,469	14,209	13,919	13,647
総ごみ排出量	B	t/年	4,445	4,666	4,402	4,429	4,198	4,200
建設改良費	a	千円/年	174,698	149,490	49,350	42,714	59,994	50,285
処理及び維持管理費	b	千円/年	73,310	73,310	82,643	99,188	82,079	91,331
その他	c	千円/年	20,786	0	12,003	11,104	7,477	11,443
合計	d	千円/年	268,794	222,800	143,996	153,006	149,550	153,059
1人当たりコスト	b÷A	円/人・年	4,900	5,000	5,700	7,000	5,900	6,700
1t当たりコスト	b÷B	円/t	16,500	15,700	18,800	22,400	19,600	21,700

※１人当たり・１ｔ当たりコストは、処理及び維持管理にかかるコスト

◆図表 3-3-3　ごみ処理経費の推移

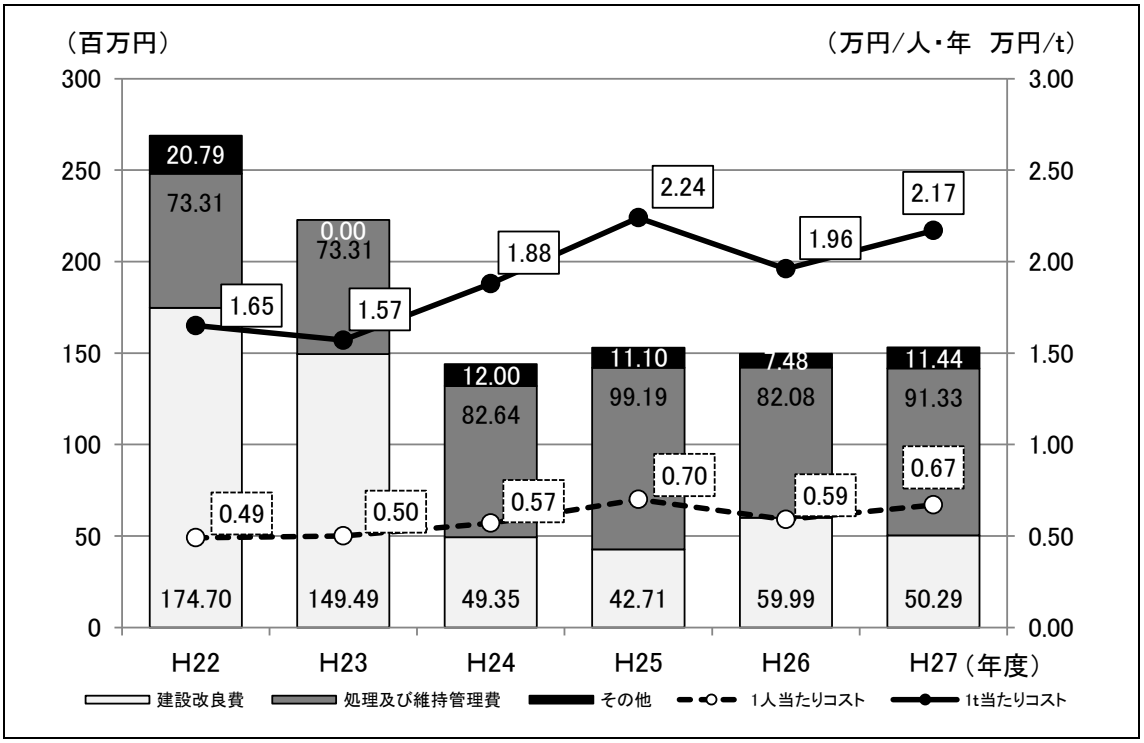

◆図表 3-3-4　処理及び維持管理費の比較（平成 26 年度）

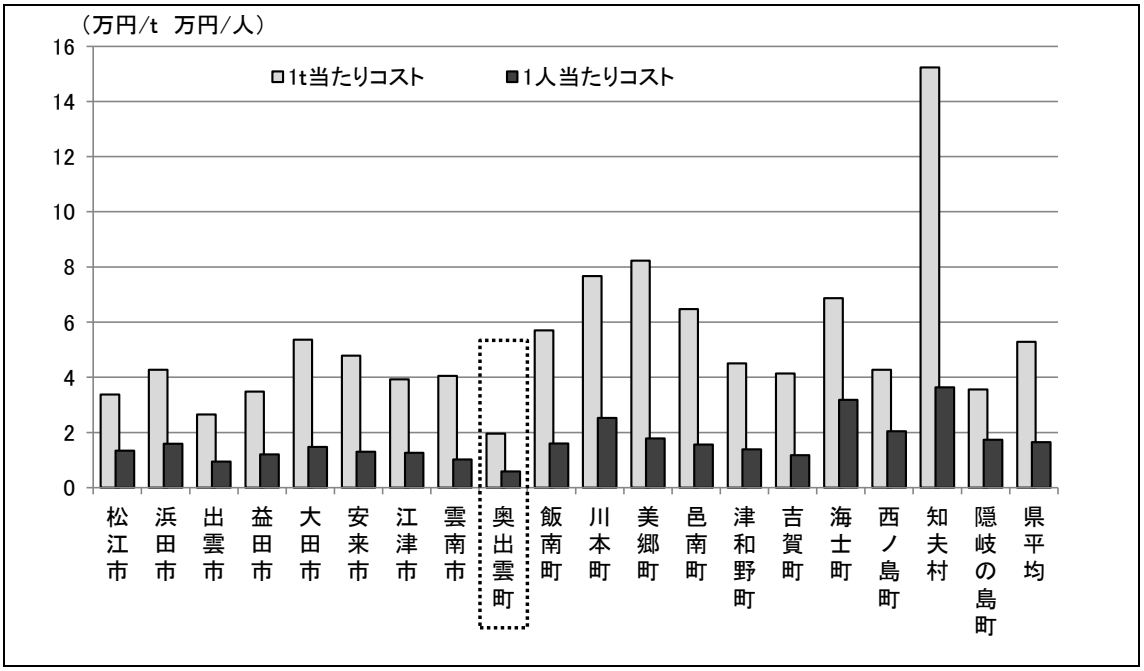

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

第４節　ごみ処理の課題

本町のごみ処理の現状を踏まえると、課題として挙げられる事項は以下のとおりである。

課題①　家庭系ごみの発生・排出抑制対策

本町の総ごみ排出原単位（総ごみ排出量に対する１人１日平均排出量）は、島根県の平均よりも100グラム程度下回っているが、県内市町村の順位では中位に位置し、また家庭系ごみの排出原単位では島しょ部の市町村を除くと排出量の多い上位３位に位置する。

既定計画での排出量に関する目標は達成する見込みであるが、町民に対しては更なるごみ削減の協力を求める必要がある。

課題②　資源物の回収

本町のリサイクル率は伸び悩んでおり、現状において既定計画の目標値や島根県平均のおよそ半分程度に留まっている。

国や島根県の掲げる目標は本町の水準と比較して高い値が示されており、本町においてもリサイクル率の向上を目指す必要があるが、そのためには、ごみの発生・排出抑制とともに資源物の回収量を増加するための対策を講じる必要がある。

課題③　分別協力度の向上

本町の燃やせるごみの組成をみると、一般的な組成に比べてちゅう芥類が少ない。またごみカロリーは高い値を示す傾向にあり、燃やせるごみには紙類やプラスチック類が多数混入していることがうかがえる。

プラスチック類は分別区分の一つとしており、分別区分を遵守して排出すること、また紙類は古紙であれば集団回収に排出することで資源物として回収を見込むことができる。そのため、町民の分別意識と分別徹底への協力度を向上させる必要がある。

課題④　分別区分と排出・収集方法

現状において、空きビンは蛍光管やその他のガラス類等とともに空き缶と混在状態で排出及び収集されており、空き缶の破砕・選別ラインに混合状態で流されるため、その工程で全て破砕され資源化されることなく埋立処分されている。また、水銀使用製品として位置づけられ適正な回収が必要とされる蛍光管も同様の処理により埋立処分されている。

さらに、小型家電類（小型電気器具類）は、不燃ごみとして金属・陶器類と混在状態で排出・収集され、選別したのち委託による資源化を行っているが、委託業者に引き渡しているのは排出量のごく一部に留まっている。

ここで挙げたごみ等を効率的にリサイクルまたは適正回収するためは、排出・収集方法の工夫や単独分別区分での収集へ切り替える等、検討が必要である。

課題⑤　可燃ごみの中間処理体制

燃やせるごみの処理施設である仁多可燃物処理センターは、平成14年度に基幹改良工事を実施しているが、その後14年が経過しており再び老朽化への対応が課題となっている。

他方、処理の効率化や環境負荷低減のため、国はごみ処理の広域化を指導しており、本町の周辺地域においてもごみ処理広域化へ向けた動きがみられている。

広域施設の整備に至るまでには長期間を要すると考えられるため、仁多可燃物処理センターの老朽化に対してどのような対策を講じていくのか等、今後の可燃ごみの中間処理体制について、広域的な視点での検討が必要である。

第４章　　ごみ処理基本計画

第１節　基本理念・方針

既定計画においては、計画の目指すべき姿を「豊かな自然を大切にするまちづくり」とし、基本理念を「３Ｒ（スリーアール）の推進」として施策に取り組んできた。一方で、ごみの総排出量は人口の減少とともに減少しているが、町民１人１日当たりの排出量でみると増加傾向にあり、リサイクル率については向上していないという状況が続いている。

本計画では、目指すべき姿は既定計画を継承しつつ、基本理念を『協働で作り上げる循環型社会のまち・奥出雲の実現』と改め、より一層ごみの減量や再資源化に取り組んでいく。

基本理念に基づき、ごみ処理の基本方針を以下のとおりとする。

◆図表 4-1-1　本計画の目指すべき姿と基本理念・基本方針

目指すべき将来像

豊かな自然環境を大切にするまちづくり

基本理念

協働で作り上げる循環型社会のまち・奥出雲の実現

基本方針

① 3Rで推進するごみ減量と再資源化

資源の有効利用を進め、ごみ排出量や最終処分量を最小化するため、3R（リデュース：ごみを減らす、リユース：繰り返し使用する、リサイクル：再生して利用する）への積極的な取組を推進する。

② 効率的な適正処理システムの推進

本町を取り巻く社会情勢やインフラの状況等を勘案し、ごみの適正処理を行うために効率的、効果的、経済的で最適なごみ処理システム作りを推進する。

③ ごみ問題へ取り組む協働体制の構築

ごみ処理は行政だけで行うのではなく、町民、事業者、団体等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、各主体が協働し一体となって適正処理を行う体制を構築する。

第２節　既定計画の進捗とごみの将来見込み

１．既定計画の進捗

既定計画においては、平成35年度を目標年度として、排出抑制、リサイクル、最終処分に数値目標を設定し、それぞれ総ごみ排出量の住民1人1日当たり平均排出量（排出原単位）、リサイクル率、最終処分量を指標にしていた。

排出抑制は、目標値897.5ｇ/人・日に対して現状（平成27年度）は843ｇ/人・日であり、目標を上回る進捗となっている。一方、リサイクルは目標23.6%に対して12.6%であり目標の半分程度に止まっている。また、最終処分は目標値896ｔに対して現状1,040ｔであるが、平成26年度実績は888ｔであったことと、平成27年度は火災ごみの発生が多く一時的に最終処分量が増加したことを考慮すると、概ね目標を達成している状況と言える。

◆図表 4-2-1　既定計画の目標値

項　目	指　　標	目　　標
排出抑制	総ごみ排出量の住民１人 １日当たり平均排出量	平成 35 年度までに単純推計に対して 約 80ｇ/人・日（897.5ｇ）削減する。
リサイクル	リサイクル率	平成 35 年度に 23.6%（約 24%）とする。 （中間目標年度：平成 25 年度に 23.2%）
最終処分	最終処分量	平成 35 年度までに 895ｔ（900ｔ程度）とする。 （中間目標年度：平成 25 年度に 945ｔ）

◆ごみ排出量（排出原単位）　（g/人･日）

	H15	…	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	…	H35
ごみ排出原単位（実績）			864	805	795	814	876	834	854	826	843		
既定計画目標	979.8		(850)						863.5				897.5

◆リサイクル率

	H15	…	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	…	H35
リサイクル率（実績）			14.5%	13.3%	13.1%	11.7%	12.2%	12.9%	12.4%	13.3%	11.6%		
既定計画目標			14.9%						23.2%				23.6%

◆最終処分量　（ｔ）

	H15	…	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	…	H35
最終処分量（実績）			1,634	1,068	949	1,081	906	981	972	888	1,040		
既定計画目標	2,344								945				896

２．ごみの将来見込み（単純推計）

ごみの排出状況が現状の傾向のまま今後も続くとした場合の見込み（以下「単純推計」という。）は、図表4-2-2に示すとおりである。

行政区域内人口は、現状の13,500人程度から目標年度の平成35年度には12,000人程度まで減少する見込みである。ごみの排出原単位については微増すると予測されるが、人口減少の影響が大きく、年間排出量は減少していく見込みである。

◆図表 4-2-2　ごみの将来見込み（単純推計）及び行政区域内人口の推計値

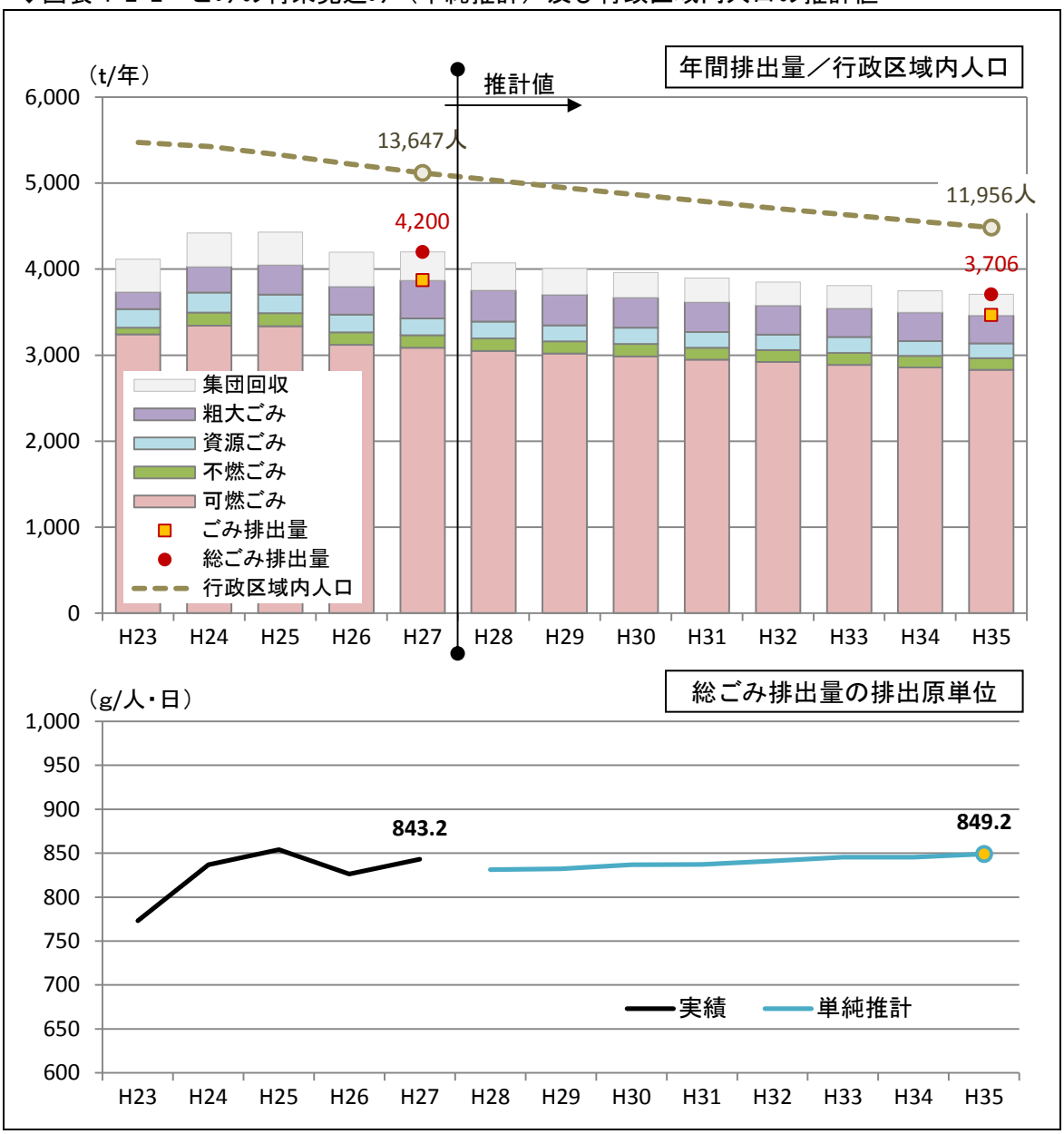

第３節　数値目標

１．目標値の設定方針

既定計画における目標値は、排出抑制は既に達成し、最終処分は概ね達成する見込みとなっているが、リサイクルについては大きく下回っている。

本町のごみ排出状況では家庭系ごみの排出量が多い傾向にあり、無駄なごみの排出がなされていると考えられる。

また、国や島根県はさらに大きな排出抑制やリサイクル率の向上を目標として示しており、本計画の目標設定においても上位計画への一定の配慮が必要な状況と言える。

そこで、本計画においては、排出抑制については島根県の目標に準じて既定計画の目標から上乗せして更なる削減を目指す目標を設定し、リサイクルについては既定計画の目標値程度までの向上を目指すものとする。

２．目標値の設定

（１）町民を主体として目指す目標

① ごみ排出抑制

本町では、島根県内の島しょ部を除く市町村の中では家庭系ごみの排出量が多い傾向にある。また、家庭系ごみの排出原単位をみると、単純推計においては可燃ごみが収集ごみ、直接搬入ごみともに増加する見込みとなっており、可燃ごみは総ごみ排出量の中でも占める割合が大きい。そのため、家庭系収集可燃ごみ、家庭系直接搬入ごみを排出抑制の目標設定の対象とする。

排出抑制の目標量は、家庭系収集可燃ごみ、家庭系直接搬入可燃ごみを現状から５％抑制することを目指し、それぞれ図表 4-3-1 のとおりとする。これらの排出抑制目標を達成した場合、総ごみ排出量は 798.1 g/人・日（3,483 t/年）となる。

◆図表 4-3-1　排出抑制の目標量

	平成 27 年度 （現　　状）	平成 35 年度 （計画目標年度）
家庭系収集可燃ごみ	500.7 g/人・日	475.0 g/人・日
家庭系直接搬入可燃ごみ	65.2 g/人・日	62.0 g/人・日
総ごみ排出量	843.2 g/人・日	798.1 g/人・日

② 分別協力

本町の可燃ごみはごみカロリーが高い傾向を示しており、組成をみるとちゅう芥類に対して紙・布類やビニール・皮革・ゴム・合成樹脂の割合が大きいことから、家庭系の可燃ごみには紙類やプラスチック類が多く排出されていることがうかがえる。そのため、分別徹底の協力によって家庭系の可燃ごみに含まれる紙類、プラスチック類をそれぞれ集団回収、資源ごみに分別排出することに目標値を設定する。また、粗大ごみ中にも金属類が排出されていることが考えられるため、これについても分別徹底により不燃ごみ

の金属類として排出することに目標値を設定する。

分別徹底の協力による分別排出の目標量は図表 4-3-2 のとおりとする。

◆図表 4-3-2　分別協力の目標量

	平成 35 年度 （計画目標年度）		平成 35 年度 （計画目標年度）
紙類（集団回収）	+25 g/人・日 （80.6 g/人・日）	家庭系直搬不燃ごみ	+10 g/人・日 （23.5 g/人・日）
資源ごみ （プラスチック）	+50 g/人・日 （61.9 g/人・日）	家庭系直搬粗大ごみ	-10 g/人・日 （52.6 g/人・日）
家庭系収集可燃ごみ	-75 g/人・日 （400.0 g/人・日）		

◆図表 4-3-3　分別協力の目標量の設定

紙類	プラスチック類	金属類
収集可燃ごみからの分別徹底によって島根県平均程度まで資源化量を増やす（+25g/人・日）ことを目指すものとする。	収集可燃ごみからの分別徹底によって島しょ部を除き資源化実績がある５町の平均資源化量 55g/人・日程度まで資源化量を増やす（+50g/人・日）ことを目指すものとする。	直接搬入粗大ごみからの分別徹底によって島嶼部を除く６町の平均資源化量 31g/人・日程度まで資源化量を増やす（+10g/人・日）ことを目指すものとする。

平成 26 年度資源化量実績（一般廃棄物処理実態調査より）

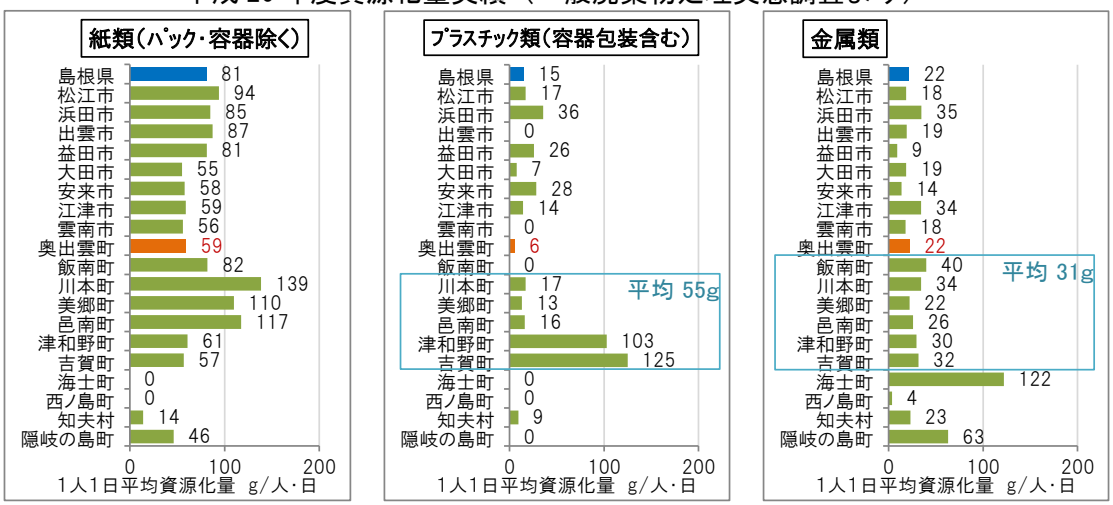

◆図表 4-3-4　排出抑制・分別協力の目標量のまとめ（平成 35 年度）

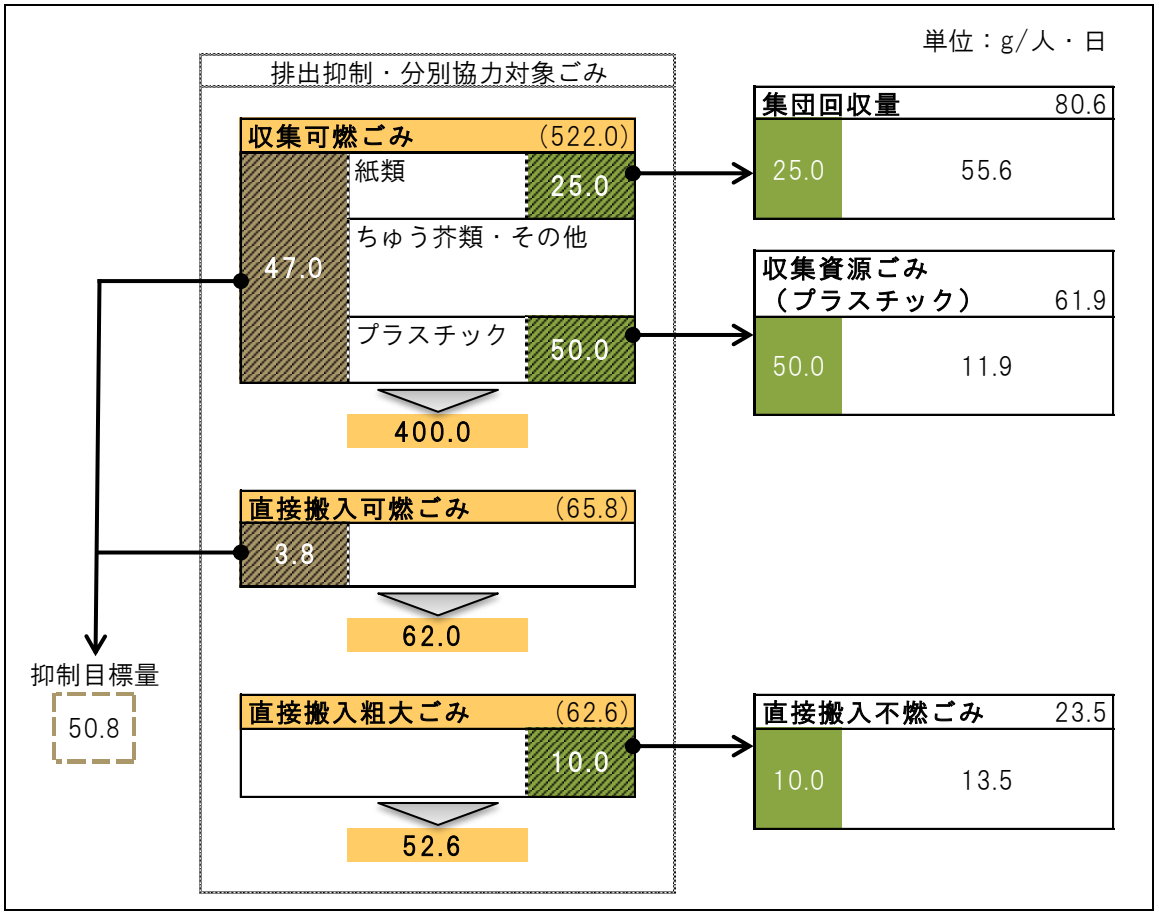

◆図表 4-3-5(1)　ごみの将来見込み（目標達成）

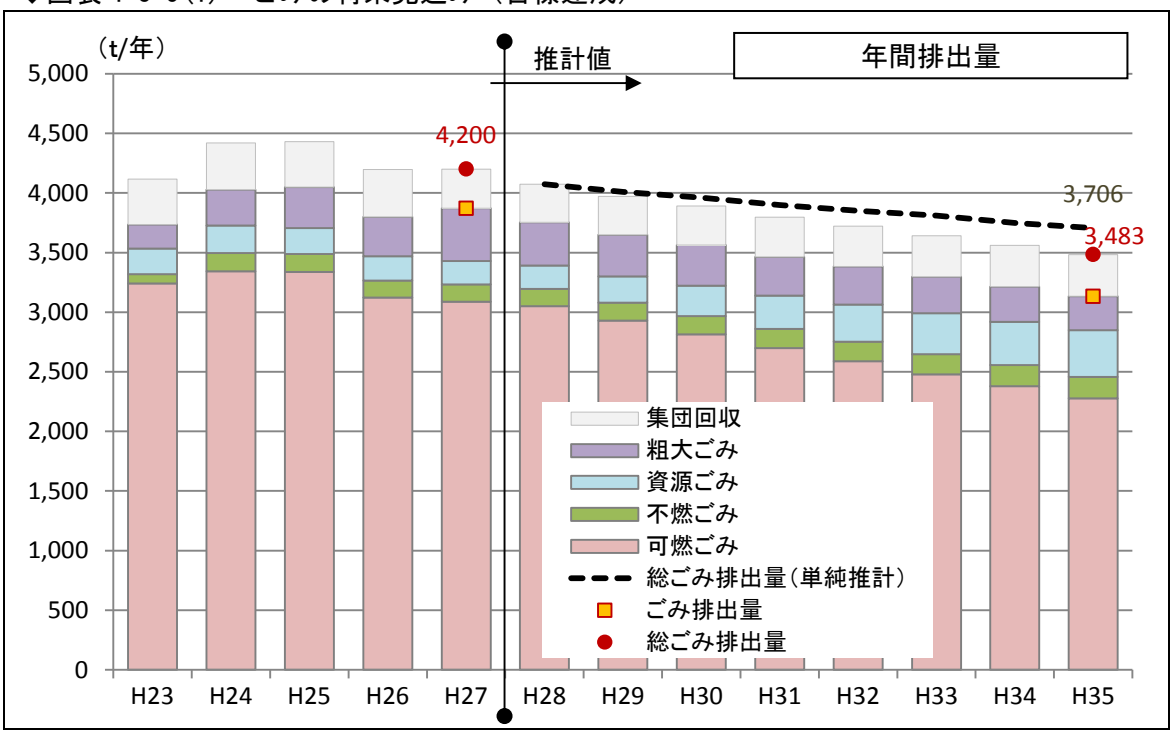

◆図表 4-3-5(2)　ごみの将来見込み（目標達成）

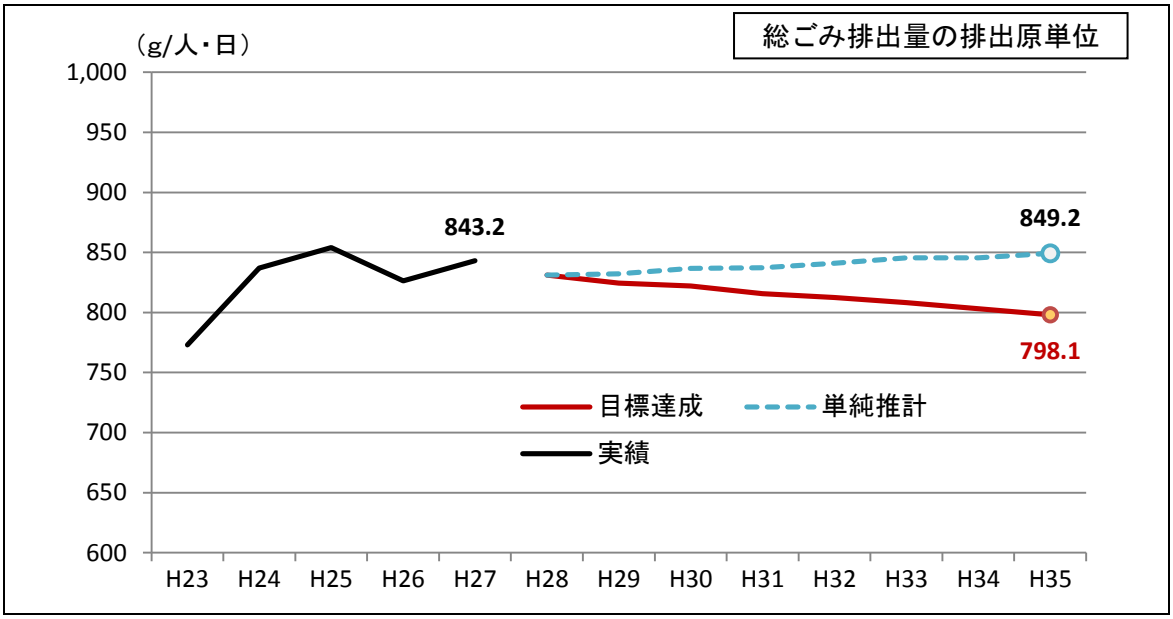

③ プラスチック類の洗浄協力

資源ごみのうちプラスチック類は、分別収集した後の選別処理において約 75%を資源物として回収し、残り約 25%を資源化できない不適物として焼却処理している。町民に対してプラスチック類の洗浄を確実に行うよう意識啓発を図り、資源物として回収するプラスチック類を 95%まで向上させることを目指すものとする。

（２）ビン類の資源化

現状において収集方法や処理工程の諸条件の影響で破砕され全て埋立処分しているビン類について、破砕せずに全て資源化することを目指すものとする。

（３）小型家電類の回収体制強化

不燃ごみに排出されている小型家電類は、現状において排出量の一部しか回収できておらず、そのまま埋立処分されているものが一定量存在する。埋立処分されている不燃ごみの３%程度がそのまま埋め立てられている小型家電類と見込み、作業員の増員など回収体制を強化することで、全て回収することを目標とする。

３．目標の総括

以上の将来見込み及び目標設定を総括すると、以下に示すとおりとなる。

目 標 値

◆排出抑制目標

総ごみ排出量（１人１日平均排出量）を 800ｇ/人・日以下まで削減する。

◆リサイクル目標

リサイクル率を 23.8%まで向上させる。

◆最終処分目標

最終処分量を 693ｔ/年まで削減する。

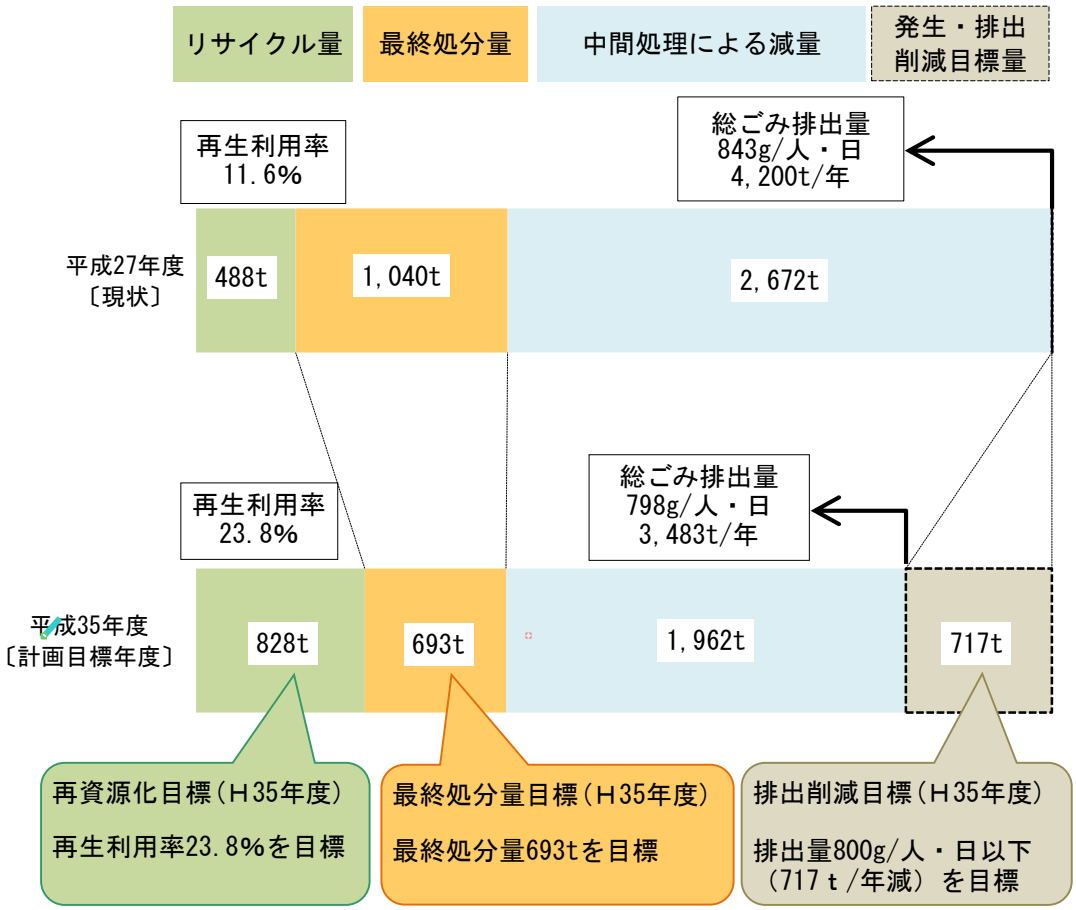

４．処理計画と将来見込み量

（１）収集運搬

収集運搬については、現状に引き続き、事業系ごみと直接搬入としている粗大ごみを除き、委託による収集を行う。収集運搬量は平成 35 年度において 2,213 t /年の見込みとなる。

◆図表 4-3-6　収集運搬量の見込み（目標達成）

単位：t /年

	H27年度（現状）	H35年度（将来）
可燃ごみ	2,494	1,745
不燃ごみ	77	77
資源ごみ	195	391
合計	2,766	2,213

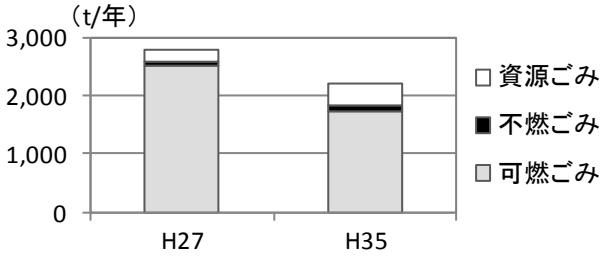

（２）中間処理

中間処理については、可燃ごみは当面の間、仁多可燃物処理センターにて焼却処理を行う。また、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみは、引き続き仁多クリーンセンター粗大ごみ処理施設にて破砕・選別処理を行う。

中間処理量は、平成 35 年度において 3,235 t /年の見込みとなる。

◆図表 4-3-7　中間処理量の見込み（目標達成）

単位：t /年

	H27年度（現状）	H35年度（将来）
可燃ごみ	3,088	2,278
不燃ごみ	145	179
資源ごみ	263	493
粗大ごみ	443	285
合計	3,939	3,235

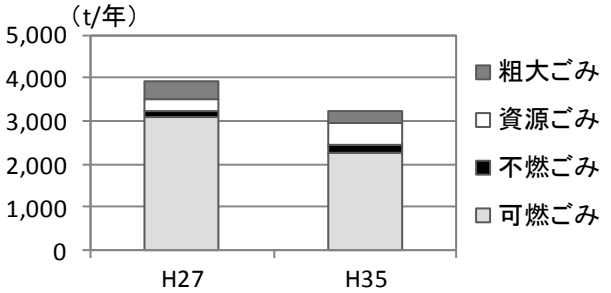

（３）最終処分

最終処分については、仁多クリーンセンター最終処分場にて行うものとする。最終処分量は、平成 35 年度において 693 t /年の見込みとなる。

◆図表 4-3-8　最終処分量の見込み（目標達成）

単位：t /年

	H27年度（現状）	H35年度（将来）
焼却残渣	481	356
不燃処理残渣	76	74
資源処理残渣	92	11
粗大処理残渣	391	252
合計	1,040	693

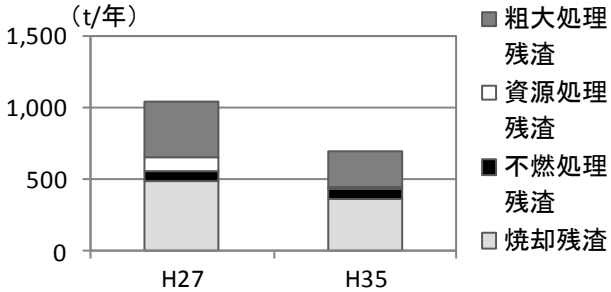

第４節　処理の主体

本町から排出されるごみの処理主体を、排出から処理・処分に至る工程ごとに明確化する。本町におけるごみの処理主体は図表4-4-1に示すとおりとする。

■排出段階

排出段階におけるごみ発生抑制、再資源化については、ごみの排出者である市民・事業者が行う。適正処理の観点からもごみの発生抑制を推進する必要があることから、本町は排出者の取組に必要となる支援等を行い、協働してごみの発生抑制を行う。

■収集・運搬

排出から収集段階までは町民との接点ともなるため、家庭系ごみについては現状どおり本町が主体となって行うものとする。

事業系ごみの運搬については、原則として事業者自らの責任により行うものとする。

■処理・処分

ごみの中間処理及び最終処分は、本町において行うものとする。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとする。

◆図表 4-4-1　ごみ処理の段階ごとの処理主体（責任者）

排出者	排出抑制	収集運搬	中間処理	最終処分	再資源化	
					排出段階	処理段階
【家庭系ごみ】 町　民	町　民	本　町	本　町	本　町	町　民	本　町
【事業系ごみ】 事業者	事業者	事業者	事業者 本　町	事業者 本　町	事業者	事業者 本　町

※委託処理の場合も本町の処理主体として含む。

第５節　施策の体系

ごみの減量、リサイクルなどについて、設定した数値目標を達成するため、今後の施策については以下の体系に基づき展開していくものとする。

目指すべき将来像	豊かな自然環境を大切にするまちづくり
基本理念	協働で作り上げる循環型社会のまち・奥出雲の実現
基本方針	① ３Ｒで推進するごみ減量と再資源化 ② 効率的な適正処理システムの推進 ③ ごみ問題へ取り組む協働体制の構築

実施する施策

重点施策

- 重点施策１：分別説明会の開催
- 重点施策２：びん類の分別
- 重点施策３：可燃ごみの処理体制の検討

発生・排出抑制計画

(1)町民の意識向上
- 3Rの周知徹底
- 学校教育での意識啓発
- 施設見学による啓発
- 環境学習プログラムの活用
- イベントを通じた啓発
- 情報伝達媒体（メディア）の活用

(2)3Rの実践
- マイバック運動・レジ袋有料化
- 過剰包装の抑制・簡易包装の推進
- 詰替商品・リターナブル容器の利用推進
- 食品ロス削減推進

(3)町民・事業者との協働
- しまねエコショップ認定制度の活用
- 販売店への協力要請
- 協働によるごみ減量等の推進
- 地域環境リーダーとの連携

(4)助成制度を活用した取組促進
- 助成制度活用の推進

リサイクル推進計画

(1)分別収集の推進
- 分別説明会の開催　●重点
- 常設型回収拠点の設置検討

(2)マテリアルリサイクルの推進
- びん類の資源化　●重点
- 小型家電類の回収体制

適正処理計画

(1)収集運搬
- ふれあい収集事業

(2)中間処理
- 既存施設の維持管理
- 可燃ごみ処理体制の検討　●重点

(3)最終処分
- 埋立処分場の適正管理
- 最終処分量の削減

(4)その他の関連施策
- 不法投棄対策
- 在宅医療廃棄物対策
- 水銀使用製品対策
- 地球温暖化防止対策
- 災害発生時の廃棄物対策

第６節　重点施策

重点施策 1　分別説明会の開催

これまで町民に対しては分別ルールを守るよう協力を依頼し、一定水準の分別排出が行われているが、可燃ごみには紙類やプラスチック類、粗大ごみや不燃ごみには金属類などが混入している。本町ではこれらは資源ごみ等として分別区分を設けており、分別して資源ごみとして排出することで資源化が可能であるが、可燃ごみや粗大ごみ、不燃ごみに排出されると焼却や埋立処分されることとなる。

本町ではリサイクル率の低迷が続いており、今後、リサイクル目標を達成するためには、多くの資源物の回収が必要である。

そこで、町民に対して分別説明会を開催し、正しい分別排出の方法を身に付けてもらうとともに、分別を行う目的や徹底する意義などについても解説し、確実に分別に協力してもらえるよう啓発を図る。

重点施策 2　びん類の資源化

本町では、カン、ペットボトル、古紙・布類及びプラスチック類を分別収集することで資源化している。

びん類は資源化が可能なごみであり、本町では缶類とともに分別収集しているが、現状においては缶類を金属として回収する処理工程で破砕されてしまうため、資源化できていない状況にある。

処理後の破砕されたびん類は埋立処分していることから、最終処分場の長期利用や資源の循環利用・有効利用、リサイクル率の向上など様々な観点からも、びん類を資源化することは重要な意味を持つと言える。

したがって、びん類については、収集方法、処理方法などの見直しを行い、全量資源化することを検討する。また、びん類の正しい分別排出の方法やその意義等について、町民への周知や啓発を行うものとする。

重点施策 3　可燃ごみの処理体制

本町では可燃ごみの中間処理（焼却処理）を昭和56年９月に供用を開始した仁多可燃物処理センターで行っている。仁多可燃物処理センターは供用開始から35年が経過し、一度基幹的設備改良工事を行っているものの老朽化が著しく進行している状況にある。

ごみ処理については国が広域処理を指導していることを考慮すると、今後の可燃ごみの処理体制には、近隣自治体との広域処理もしくは本町単独での処理、また、本町単独処理においても新たな施設整備とするか仁多可燃物処理センターを再び基幹的設備改良工事によって改修するかなど、様々な選択肢が存在する。

いずれの選択肢も施設整備や大規模な工事を伴うため時間を要することや、このまま老朽化した仁多可燃物処理センターで何らかの対策も講じることなく長期的に処理を継続することは難しいため、できるだけ早期に今後の可燃ごみ処理体制の方向性を決定できるよう、必要な検討を行っていくものとする。

第７節　発生・排出抑制計画

１．発生・排出抑制計画の方針

ごみの発生・排出抑制のためには、ごみの減量に取り組む町民や事業者を増やしていくことが必要である。加えて、町民・事業者・行政が協働して取組を行うことが効果的である。ごみ発生・排出抑制に関しては、町民の意識向上や取組支援、協働体制の構築を展開していくものとする。

発生・排出抑制計画の施策体系

（1）町民の意識向上に関する施策

施策1	3Rの周知徹底
施策2	学校教育での意識啓発
施策3	施設見学による啓発
施策4	環境学習プログラムの活用
施策5	イベントを通じた啓発
施策6	情報伝達媒体（メディア）の活用

（2）3Rの実践に関する施策

施策7	マイバック運動・レジ袋有料化
施策8	過剰包装の抑制・簡易包装の推進
施策9	詰替商品・リターナブル容器の利用推進
施策10	食品ロス削減推進

（3）町民・事業者との協働に関する施策

施策11	しまねエコショップ認定制度の活用
施策12	販売店への協力要請
施策13	協働によるごみ減量等の推進
施策14	地域環境リーダーとの連携

（4）助成制度を活用した取組促進に関する施策

施策15	助成制度活用の推進

２．具体的施策

（１）町民の意識向上に関する施策

施策１　3Rの周知徹底

３Ｒというキーワードについて、その意味や取組の意義、重要性について、広報誌やパンフレットなどで、写真やイラストなどを用いてわかりやすく紹介する。また、具体的な取組事例を紹介するなど自ら積極的に取り組んでもらえるよう啓発を行う。

各主体の役割
【町民】【事業者】 広報誌やパンフレット等に目を通し、３Ｒに関する取組を積極的に実践する。
【行政】 3Rに関して、広報誌、パンフレット等の作成・配布による啓発活動を強化する。

施策２　学校教育での意識啓発

小学校や中学校において、社会科・理科・家庭科・総合的な学習の時間などで環境学習に取り組み、児童・生徒のごみの減量化やリサイクルに対する意識を高めるとともに、幼稚園や保育所などに対しても環境教材を提供し、子どものころから環境に対する意識を高める。

各主体の役割
【町民】 学校などでの環境学習により環境に対する意識を高める。また、身近にある環境教材を利用して積極的に意識啓発に取り組む。
【行政】 学校などで環境学習の時間を取り入れ、幼少期から環境に対する意識啓発を図る。

施策３　施設見学による啓発

町民に自ら出したごみがどのように処理され、どのようにリサイクルされているのかを確認してもらい、ごみの減量及び分別排出の必要性などの意識啓発を進めるため、ごみ処理施設見学の受け入れを行う。

これまでにも事前申し込みによりごみ処理施設の見学を受け入れており、今後も継続していくことで、本町のごみ処理に興味・関心を持つ町民・事業者を増やし、排出抑制・分別の徹底を啓発する。

ごみ処理施設見学申込みの方法

町ホームページより、『廃棄物処理施設視察見学申込書』をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、町民課へ提出する。

各主体の役割
【町民】【事業者】 ごみ処理施設を見学し、本町のごみ処理について興味・関心を持つ。
【行政】 今後も継続し、ごみ処理施設の見学を受け入れ、排出抑制・分別の徹底を啓発する。

施策４　環境学習プログラムの活用

島根県では、学校や地域、家庭などにおける環境学習のより一層の推進を図るため、島根大学と協力し、「島根県環境学習プログラム」を作成している。また、「学校版エコライフチャレンジしまね」などその他の教材・プログラムも作成されている。

子ども達が循環型社会を築いていく主体として成長するよう、県などが準備している環境学習プログラム等を積極的に活用する。

各主体の役割
【町民】 学校のみでなく、自治会や公民館活動における環境学習にも積極的に参加し、環境に対する意識を高める。
【行政】 学校における環境学習の充実に加え、市民団体等が行う環境学習についても環境教材の提供などの支援を行う。

（島根県ホームページより）

島根県では、
幼少期から小学校低学年編
小学校中学年から高学年編中学校編
のプログラムを作成している。

施策５　イベントを通じた啓発

環境啓発イベントやフリーマーケットなどに参加することで、体験を通じた環境学習の実践ができる。

そのため、体験型の環境啓発イベントやフリーマーケットを開催しようとする町民や団体の支援や、イベント開催時にリユース食器を使用するなどごみ減量の啓発に繋がる内容を盛り込むよう協力を呼びかける。また、町主催の環境啓発イベントも検討する。

（島根県ホームページより）

各主体の役割
【町民】 体験型の環境啓発イベントやフリーマーケットに積極的に参加し、環境意識を高める。
【行政】 体験型環境啓発イベントの開催を検討する。イベント開催時には、リユース食器の使用を呼びかける。

施策６　情報伝達媒体（メディア）の活用

ごみ減量や３Ｒの啓発などの情報伝達、広報、PR に様々な媒体（メディア）を用いることで、多くの町民に周知を図ることが可能となる。本町では、広報奥出雲やチラシ、ホームページなどのメディアに加え、過去にはケーブルテレビでごみの減量や分別徹底等についての特別番組を２度放送するなどメディアの活用を行っている。

今後も、テレビやラジオ、広報やホームページ等の多彩なメディアを活用した啓発を行っていく。

各主体の役割
【町民】 テレビやラジオ、インターネットなど個々がよく利用するメディアから情報を得る。
【行政】 多彩なメディアを活用し、多くの町民の目や耳に触れるよう情報伝達の工夫を図る。

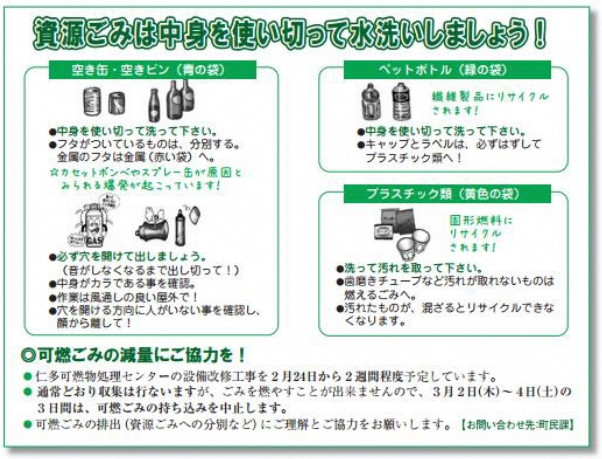

（２）３Ｒの実践に関する施策

施策７　マイバック運動・レジ袋有料化

レジ袋の削減は、ごみの減量と地球温暖化防止に併せて貢献できる身近な取組である。

本町では、大規模なスーパー等を中心に、事業者と連携しながらレジ袋有料化を実施しており、レジ袋の削減を図っている。

引き続き、スーパーや販売店等と協力し、マイバッグ持参及びレジ袋削減を推進する。

各主体の役割
【町民】 買物の際にはマイバックを持参し、レジ袋は断る。
【事業者】 レジ袋を有料化し、レジ袋の削減に努める。また、来店客にマイバックの持参を呼びかける。
【行政】 レジ袋有料化賛同店舗を募集するとともに、町民にマイバッグ持参を呼びかける。

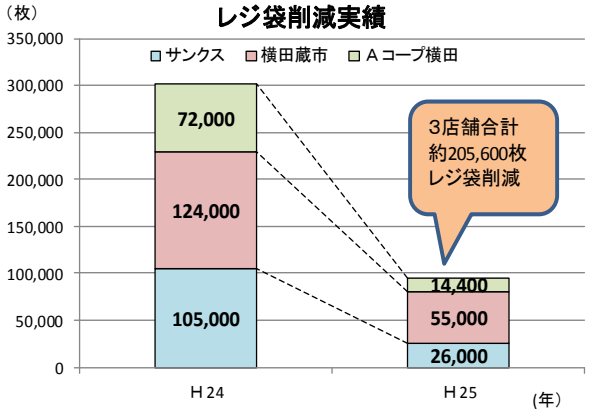

レジ袋有料化社会実験（H25.4 スタート）

平成 25 年 4 月から取組を始めた町内 3 店舗では、合計で 205,567 枚/年のレジ袋を削減。

CO_2排出量に換算すると 7,830kg-CO_2（杉の木 600 本が 1 年間に吸収するCO_2に相当）を削減した。

施策８　過剰包装の抑制・簡易包装の推進

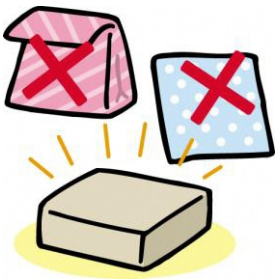

家庭ごみの容積は容器包装廃棄物が多くを占めていることから、容器包装廃棄物を削減するため、町民に対して、過剰包装を断ったり簡易包装商品を選択する心がけを推進する。また、販売店での包装の簡素化を推進する。

各主体の役割
【町民】 商品購入時には、できるだけ包装の少ない商品を選び、無駄な包装は断る。
【事業者】 商品のばら売りや、包装を簡素化した商品の取り揃えなどに努める。
【行政】 町民に過剰包装の断りなどを呼びかける。

施策９　詰替商品･リターナブル容器の利用推進

詰替商品やリターナブル容器を使用した商品の利用･購入によって、ごみの削減を図ることが可能である。

近年は､詰替商品やリターナブル容器を使用した商品が数多く店頭に並び、利用しやすい環境となっている。

これらを優先的に購入するよう呼びかけるなど、利用促進を図る。

各主体の役割
【町民】 商品購入時には、詰替商品やリターナブル容器を利用した商品を優先的に購入する。
【行政】 詰替商品・リターナブル容器使用商品の購入を呼びかける。

施策 10　食品ロス削減推進

日本では、食料を大量に輸入しているにも関わらず、多くが無駄に廃棄されており、近年では「食品ロス」として社会問題化している。

本町においては、買い物をする際は必要なものを必要な量だけ購入して、調理くずを出来るだけ出さないように調理し、料理は食べられる量だけ作る「エコクッキング」等の事例を紹介するなど、食品ロス削減を推進する。

各主体の役割
【町民】 買いすぎ、作りすぎ、食べ残しをしないよう心がけ、食品ロスの減量に努める。
【行政】 エコクッキングの事例等を紹介し、食品ロス削減を推進する。

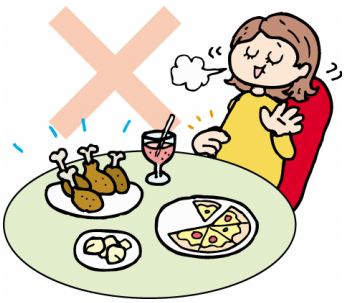

食品ロス統計調査（H26 年度農林水産省）によると、世帯食の 1 人 1 日当たりの食品ロス量は 40.9 グラムで、日本人 1 人当たりに換算すると約 136 グラム（茶碗約 1 杯分）の食べ物が毎日捨てられている。

※世帯食とは、家庭で調理した食事あるいは調理されたものを買ってきた食事。（外食以外の食事）

（３）町民・事業者との協働に関する施策

施策 11　しまねエコショップ認定制度の活用

事業者に対し、島根県が実施しているしまねエコショップ認定制度の周知を図り、その活用を要請する。また、町民に対し、エコショップ認定店舗を紹介するとともに積極的に利用するよう啓発を行う。

各主体の役割
【町民】 しまねエコショップ認定を受けた店舗を積極的に利用する。
【事業者】 しまねエコショップ認定制度を活用する。
【行政】 販売店にしまねエコショップ認定制度の存在を周知させ、制度の利用を要請する。

しまねエコショップ
シンボルマーク
「エコっぱくん」
エコショップ認定店には、このステッカーが掲示されている。

施策 12　販売店への協力要請

ごみの減量・再資源化の推進には、販売店の協力が必要不可欠である。スーパー等の販売店等に対し、簡易包装実施やリターナブル容器使用製品の取り揃え、レジ袋有料化など本町の施策への協力や、資源物の店頭回収実施などへの協力を呼びかける。また、協力店の取組等を広報等で紹介する。

各主体の役割
【町民】 協力店を積極的に利用する。また、店頭回収に協力し、簡易包装商品を選ぶなど、ごみの削減に取り組む。
【事業者】 協力店となり、市民との協働によるごみの削減に向けた取り組みや情報発信を積極的に行う。
【行政】 販売店に協力を要請するとともに、協力店の活動を広報等で紹介するなど、町民・事業者の取り組みを支援する。

レジ袋有料化賛同店舗募集

本町では、平成 26 年 4 月よりレジ袋有料化賛同店舗を募集しており、町ホームページにおいて、賛同申込書とともに、レジ袋削減の意義や目的、仕組みなどを解説したチラシを掲載している。

施策 13　協働によるごみ減量等の推進

ごみの減量については、町民、事業者と協力することで、より効果的に進めることが可能であり、町民、事業者の声を施策に取り入れることが重要である。

本町では、地球温暖化対策地域協議会（旧３Ｒ推進協議会）を設置し、地球温暖化対策を中心に環境問題全般について、町民、事業者との協議の場を設けている。

地球温暖化対策地域協議会において、ごみ問題に関する町民、事業者の意見を抽出し、施策へ反映させるものとする。

各主体の役割
【町民】【事業者】 事業者、行政との協議会に参加し、積極的に意見交換を行う。
【行政】 町民、事業者の声を聴き、できる限り施策に取り入れる。

施策 14　地域環境リーダーとの連携

地域の中で主体的に活動するリーダーが存在することで、町民が行う環境活動やごみに関する取組が効果的なものになることが期待できる。島根県が委嘱しているエコライフサポーターと連携するなど、環境リーダーを中心とした町民の活動を推進する。

また、本町においてもごみの出し方等を指導したり地域の声を本町に届ける窓口となるごみ減量推進員の設置を検討する。

ごみ処理施設視察研修

生ごみダイエット講座

米袋マイバッグづくり講習会

【エコライフサポーターの活動例】

- クールチョイスセミナー
- 地域で省エネやエコドライブの勉強会
- うちエコ診断
- 生ごみダイエット講座
- 米袋マイバッグづくり講習会
- 地球温暖化防止環境展　　など

エコライフサポーター：それぞれが居住地の市町村で活動し、町内 6 名（H28 年 12 月現在）に委嘱

各主体の役割
【町民】 地域のリーダーを中心に環境活動や３Ｒの取組に参加する。また、環境問題に関心があれば、自らエコライフサポーターやごみ減量推進員となる。
【行政】 エコライフサポーターとの連携を図る。また、ごみ減量推進員の設置を検討する。

（４）助成制度を活用した取組促進に関する施策

施策 15　助成制度活用の推進

本町では、ふるさとづくり交付金制度を設けており、地域に対して用途を指定せず地域振興の為の様々な用途（ただし飲食等は不可）に利用できる一括した交付金を交付する制度としている。

過去には、ごみ集積場の設置や清掃用具の購入に利用した例もあることから、今後もふるさとづくり交付金制度を継続するとともに、ごみ減量、３Ｒ推進やその他のごみ関連の活動費用に積極的に利用するよう町民に呼びかける。

各主体の役割
【町民】 ふるさとづくり交付金を利用し、ごみの排出抑制、再資源化、適正処理に取り組む。
【行政】 ふるさとづくり交付金は、ごみの排出抑制や再資源化等の活動にも利用できることを町民に周知する。

第８節　リサイクル推進計画

１．リサイクル推進計画の方針

ごみのリサイクルは、主にマテリアルリサイクルによって行われるため、家庭から資源ごみが排出される段階において、正しい分別と排出量の増加が必要である。そのため、町民及び事業者の分別への取組を支援するとともに、資源ごみを排出しやすい環境を整備する。また、リサイクルを推進するためのシステム作りを進める。

リサイクル推進計画の施策体系

- （1）分別収集の推進に関する施策
  - 施策1　分別説明会の開催　●重点施策
  - 施策2　常設型回収拠点の設置検討
- （2）マテリアルリサイクルの推進に関する施策
  - 施策3　びん類の資源化　●重点施策
  - 施策4　小型家電類の回収体制

２．具体的施策

（１）分別収集の推進に関する施策

施策１　分別説明会の開催　重点施策①

可燃ごみや粗大ごみ、不燃ごみの中には、資源ごみに排出されていればリサイクルされていたはずのものが一定量混入しており、リサイクル促進のためには、分別の徹底が必要である。また、ごみが分別不徹底であると施設トラブルを招く要因にもなり、適正処理に支障をきたす恐れがある。

町民の協力を得たうえでごみ分別排出の徹底を図るため、分別を行うことの目的や意義等の解説を交えた分別ルールの説明会を開催する。

→【重点施策１を参照】

各主体の役割
【町民】【事業者】 説明会に参加し、資源化促進のためには、分別の徹底が必要であることを理解する。さらに、分別の徹底に協力する。
【行政】 分別徹底の必要性について町民・事業者に周知し協力を得るため、説明会を開催する。

施策２　常設型回収拠点の設置検討

資源ごみの収集日以外でも、町民が気軽にいつでも資源ごみを出せる場所があることで、資源ごみ回収量が増えることが期待できる。

そのため、常設型の資源ごみ回収拠点の整備を検討する。

各主体の役割
【町民】 常設型回収拠点が設置された際は、収集日に資源ごみを出すことが難しい場合などに積極的に利用する。
【行政】 町民の利便性を考慮し、資源回収拠点の設置場所や運営方法を検討する。

（２）マテリアルリサイクルの推進に関する施策

施策３　びん類の資源化　　重点施策②

本町では、現在びん類について分別収集を行っているにもかかわらず、資源化できていない。リサイクル推進のため、びん類の資源化を行うものとする。

→【重点施策２を参照】

各主体の役割
【町民】【事業者】 分別ルールを守ってごみを出す。
【行政】 本町の実情に適合したリサイクルシステムの構築や対象品目の選定について検討を行う。

施策４　小型家電類の回収体制

小型家電類については、平成24年に「使用済み小型電子機器再資源化促進法」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が法制度化され、資源回収や有害物の適正処理推進のため分別回収し、適正に処理することが望ましいものとされている。本町では、金属・陶器・小型電気器具類として収集を行っており、小型家電のみの分別は行っていない。

仁多クリーンセンターにおいて、一部を回収し資源化業者に引き渡しているが、資源化量としてはわずかであり、多くの小型家電類が埋立処分されている。

そのため、選別・回収作業員の増員などにより小型家電回収量の増加を図るものとする。また、分別区分の設定など回収体制の整備についても検討を行っていくものとする。

各主体の役割
【町民】【事業者】 分別ルールを守ってごみを出す。
【行政】 施設での作業員の増員を行う。また、本町の実情に適合した回収体制構築の検討を行う。

小型家電リサイクル法の対象となる製品の例

環境省「小型家電リサイクルリサイクル法パンフレット」より抜粋

第９節　適正処理計画

１．適正処理推進計画の方針

収集から処理・処分までの流れにおいて、町民の利便性と必要経費等のバランスを考慮しつつ適正な行政サービスを提供する。また、ごみの適正処理への取組をもって、地域の環境保全に努める。

適正処理計画の施策体系

- （1）収集運搬に関する施策
  - 施策1　ふれあい収集事業
- （2）中間処理に関する施策
  - 施策2　既存施設の維持管理
  - 施策3　可燃ごみ処理体制の検討　●重点施策
- （3）最終処分に関する施策
  - 施策4　埋立処分場の適正管理
  - 施策5　最終処分量の削減
- （4）その他の関連施策
  - 施策6　不法投棄対策
  - 施策7　在宅医療廃棄物対策
  - 施策8　水銀使用製品対策
  - 施策9　地球温暖化防止対策
  - 施策10　災害発生時の廃棄物対策

２．具体的施策

（１）収集運搬に関する施策

施策１　ふれあい収集事業

本町のごみ収集方式はステーション方式である。この方式は、介護が必要な高齢者や身体障がい者など、ごみ出しが困難な町民にとって負担が大きい方式である。全国的に高齢化が進行しており、本町においても、ごみの分別や排出が困難になる世帯の増加が考えられる。

したがって、今後は、福祉事務所や関係機関と連携して高齢化社会に配慮した分別や排出の支援方法を検討していくものとする。

（２）中間処理に関する施策

施策２　既存施設の維持管理

本町が運営管理するごみの中間処理施設は、昭和56年に供用を開始した仁多可燃物処理センター及び平成11年に供用を開始した仁多クリーンセンター粗大ごみ処理施設の２施設である。

今後も効率的な施設運営を行うものとする。また、いずれも老朽化の進行する施設であることから、計画的な施設の保守管理の実施により安定した適正処理の維持に努めるものとする。

施策３　可燃ごみ処理体制の検討　　重点施策③

可燃ごみ処理を行っている仁多可燃物処理センターの老朽化対策と合わせて、今後の可燃ごみ処理体制について、最適な方向性を選択するために様々な視点から検討を行うものとする。

→【重点施策３を参照】

（３）最終処分に関する施策

施策４　埋立処分場の適正管理

本町が運営管理する埋立処分場は、仁多クリーンセンター最終処分場の１施設である。最終処分場は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年３月14日総理府・厚生省令第1号。）に基づく適正な維持管理を継続して行い、周辺環境の保全に努めるものとする。

施策５　最終処分量の削減

現在、仁多クリーンセンター最終処分場に埋立処分しているものは、焼却残渣、粗大ごみ処理施設で破砕選別処理後の不燃残渣及び破砕不適物である。

最終処分場は容量が決まっている施設であることに加え、新たな施設整備が難しい施設であるため、できる限り長期間使用していくことが望ましい。

したがって、分別徹底により資源化可能なごみの埋立物への混入を防ぐとともに、現場作業による選別なども行い、可能なかぎり最終処分量を削減していくものとする。

（４）その他の関連施策

施策６　不法投棄対策

近年の不法投棄増加による環境への悪影響は全国的な社会問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊が懸念される。

そのため、不法投棄防止に関する取組は、各種啓発パンフレットの配布や防止看板を無料提供し、廃棄物を捨てにくい環境を創ることにより、不法投棄防止の普及啓発を図る。また、地元住民や県、警察等関係機関と連携してパトロールを実施していくものとする。

施策７　在宅医療廃棄物対策

高齢化社会の進行に伴って、近年では国においても在宅医療の推進が行われ、一般家庭からも医療廃棄物が発生する状況が生まれている。

在宅医療廃棄物の中には注射針など危険なごみも含まれており、他の自治体では注射針がごみ分別作業者に刺さる事故が発生した事例もあるなど、適正な処理が必要とされている。

本町では、栄養剤バッグなど危険性のないものは可燃ごみとして収集し、針や血液付着部物など鋭利なものや感染性のあるものなど危険性のある在宅医療廃棄物は収集・処理を行わず、主治医または医療機関による回収としている。

今後も、在宅医療廃棄物による事故を防ぐため、医師や医療機関との連携を図り適正な処理を推進する。

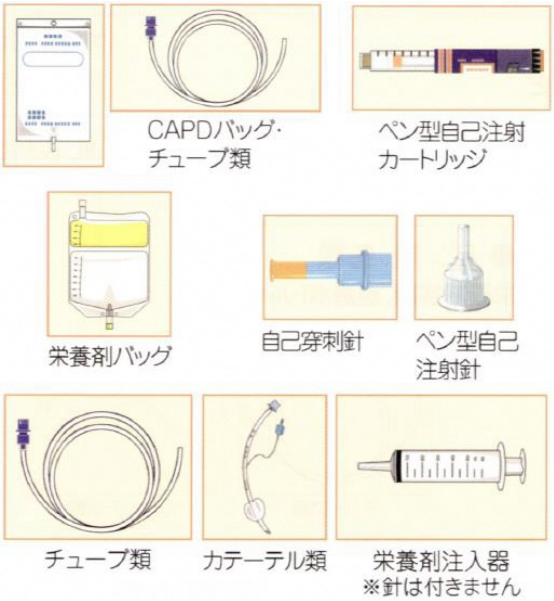

日本医師会「在宅医療廃棄物の取扱いガイド」より抜粋

●在宅医療廃棄物の回収について【本町で処理できない在宅医療廃棄物】
（広報奥出雲　平成 27 年 11 月役場からのお知らせに掲載）

品目	処分方法	回収方法
・注射針、点滴針	使用後は、蓋付で密閉できる固い容器（インスタントコーヒー等の空瓶）に入れる。 （ペットボトルでは貫通のおそれ有り）	主治医 または医療機関
・チューブ・カテーテル類 ・点滴のバッグ、点滴の回路 ・輸液セット ・IVH(※)器具 ・感染するおそれのある血液の付着したガーゼ、脱脂綿など	使用後はビニール袋などで密閉して他に触れないようにする。 (※)IVH：Intravenous Hyperalimentation（中心静脈栄養法）の略称	主治医 または医療機関

施策８　水銀使用製品対策

水俣病で知られる水銀汚染は、我が国にとどまらず途上国においても大きな問題となっていることを背景に、国連環境計画（UNEP）では国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書を制定するため「水銀に関する水俣条約」（Minamata Convention on Mercury）が合意された。

我が国においても、水銀に関する水俣条約を締結したことを受け、水銀汚染防止法が公布され、これに合わせて、廃棄物処理法や大気汚染防止法も順次改正されることとなっている。水銀汚染防止法では、市町村に対して水銀使用製品の適正回収を責務として規定しており、本町においても対応が必要となる。

主要な水銀使用製品としては、蛍光管、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計が挙げられる。本町では、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計は有害ごみとしてボックス回収による分別収集を行い資源化業者へ引き渡している。蛍光管については、空きびん・ガラス類として収集し、破砕後、埋立処分している。

蛍光管については、適正回収・適正処理を推進するため、今後、ボックス回収等の検討を行うこととする。

また、ごみ排出時の破損による水銀飛散防止や可燃ごみへの混入による可燃ごみ処理焼却施設の排ガスからの水銀飛散防止のため、また、退蔵品（使用もせず廃棄もせずに保持されているもの）の排出促進のため、町民に対して法規制及び分別ルールや排出時の注意点など適正排出の周知徹底を図る。

主な水銀使用製品	蛍光管	ボタン電池	水銀体温計・温度計	水銀血圧計
現状の回収方法	分別区分「空きびん・ガラス類」として収集	公民館や役場でのボックス回収		

施策９　地球温暖化防止対策

廃棄物処理分野からの温室効果ガス排出量は増加しており、2020年以降の地球温暖化対策を定めた気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定であるパリ協定への批准などを考慮すると、廃棄物処理においても何らかの温室効果ガス対策を講じていく必要がある。

そのため、化石燃料が原料であるレジ袋の削減や、可燃ごみ焼却処理施設でのエネルギー浪費に繋がる生ごみの余分な水分の水切りなど、温室効果ガス排出の抑制に資する取組の実施、施策の展開を行っていくものとする。

施策 10　災害発生時の廃棄物対策

災害時に多量に発生する廃棄物は、各地で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められる。そのためには、被災地の状況に応じた適切な処理体制を構築する必要がある。

本町では、平成28年10月に「奥出雲町地域防災計画」の策定及び改定をしており、災害発生時にはその計画に基づき、被災地域や県・周辺市町村・関係機関等との連携したごみの処理体制を構築していくものとする。

第５章　　生活排水処理基本計画

第１節　水環境、水質保全に関する状況

１．水環境

本町は、中国山地の連なる中山間地に位置している。町の中央には、水源を島根、鳥取の県境にある船通山に発し、簸川平野を貫流し宍道湖・中海を経て境水道で美保湾に注ぐ１級河川の斐伊川が流れ、その支流の地域には農地が開けており、市街地や集落が散在している。

◆図表 5-1-1　本町及び周辺の主要河川

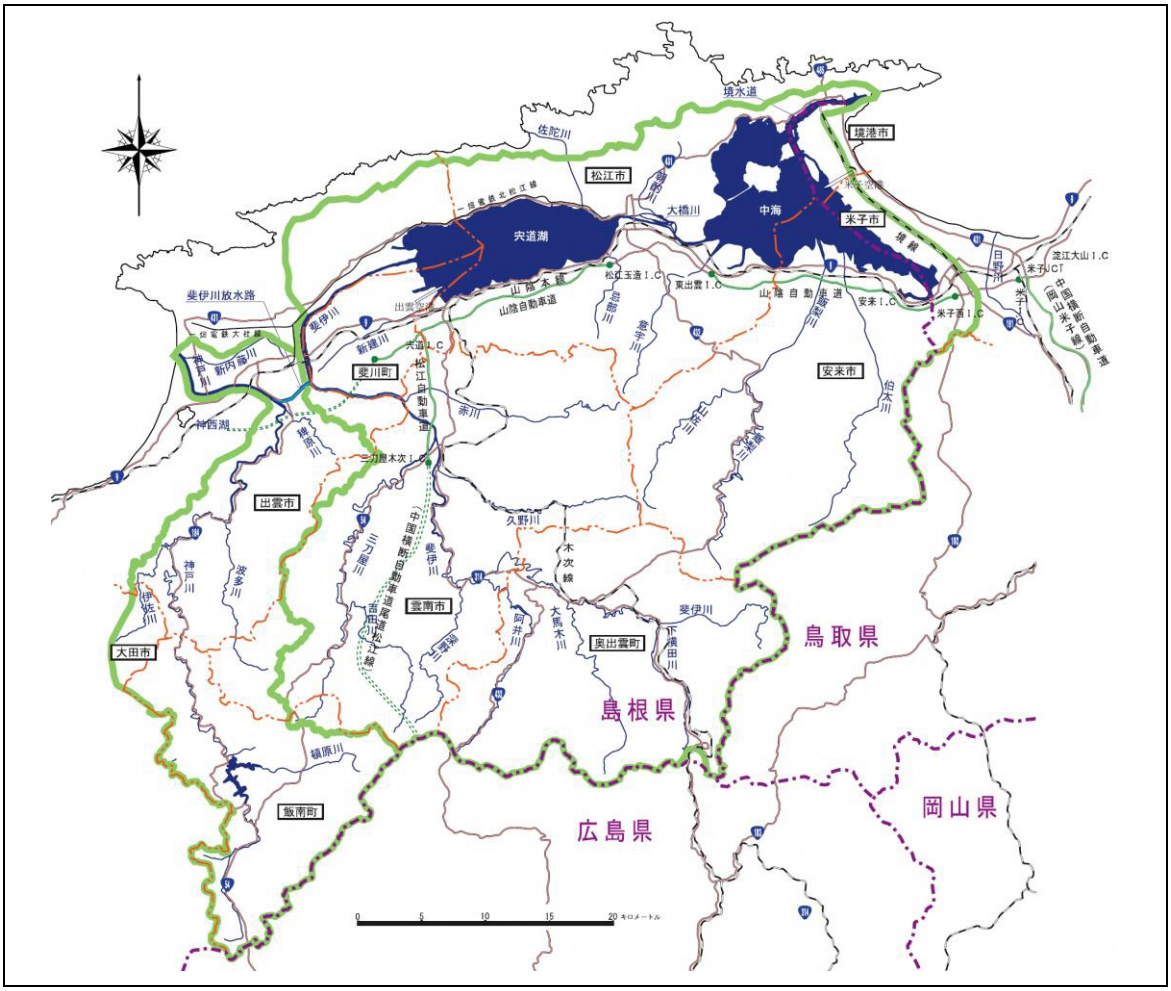

出典：国土交通省河川局「斐伊川水系の流域及び河川の概要」

２．水質保全の状況

本町の生活排水処理施設の整備は平成元年より開始し、生活排水処理対策に努めてきたが、現在も生活排水を未処理のまま集落内、農業用水路などを通じて、河川等に排出している家庭がある。宍道湖・中海の湖沼法が制定されている中、１級河川斐伊川の最上流を町域に持つ本町としては、公共用水域の水質保全に対する責任は極めて大きいものがある。

環境基準において、斐伊川の上流から宍道湖流入部までの本川はＡＡ類型に指定されており、平成 27 年度では基準を達成したほか、過去５年でも継続して達成している。

◆図表 5-1-2　公共用水域の水質汚濁状況

環境基準類型指定状況図

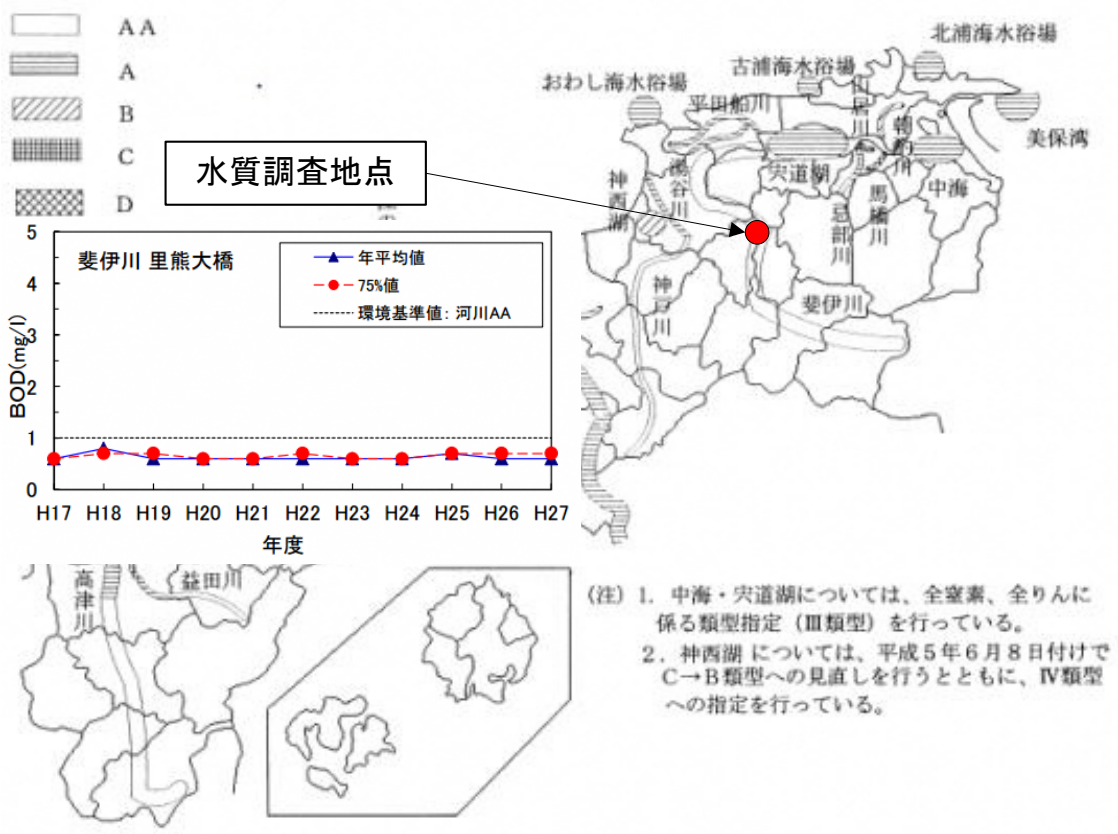

生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 [ｐＨ]	生物化学的酸素要求量 [BOD] (mg/l)	浮遊物質量 [ＳＳ] (mg/l)	溶存酸素量 [ＤＯ] (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
AA	・水道１級 ・自然環境保全 ・Ａ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	・水道２級 ・水産１級 ・水浴 ・Ｂ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	・水道３級 ・水産２級 ・Ｃ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	・水産３級 ・工業用水１級 ・Ｄ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	
D	・工業用水２級 ・農業用水 ・Ｅの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	
E	・工業用水３級 ・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ｺﾞﾐ等の浮遊が認められないこと	2 以上	

第２節　生活排水処理の現状と課題

１．生活排水処理の流れ

本町におけるし尿・生活雑排水の処理・処分体系は図表 5-2-1 に示すとおりである。

合併処理浄化槽を設置している世帯または公共下水道、農業集落排水及びその他の集合処理施設に接続している世帯では、し尿と合わせて生活雑排水が処理されている。また、本町にはくみ取り便槽または単独処理浄化槽の世帯も存在しており、これらの世帯ではし尿のみが処理され、生活雑排水については未処理のまま公共用水域に放流されている。

本町内に整備している公共下水道は横田処理区と三成処理区の２つである。また、農業集落排水施設を 10 地区において整備している。

くみ取り便槽の世帯等から発生するし尿及び単独・合併処理浄化槽で発生する汚泥は、雲南広域連合が管理・運営している雲南クリーンセンターに搬入し、そこで適正に処理されている。

◆図表 5-2-1　生活排水処理の流れ

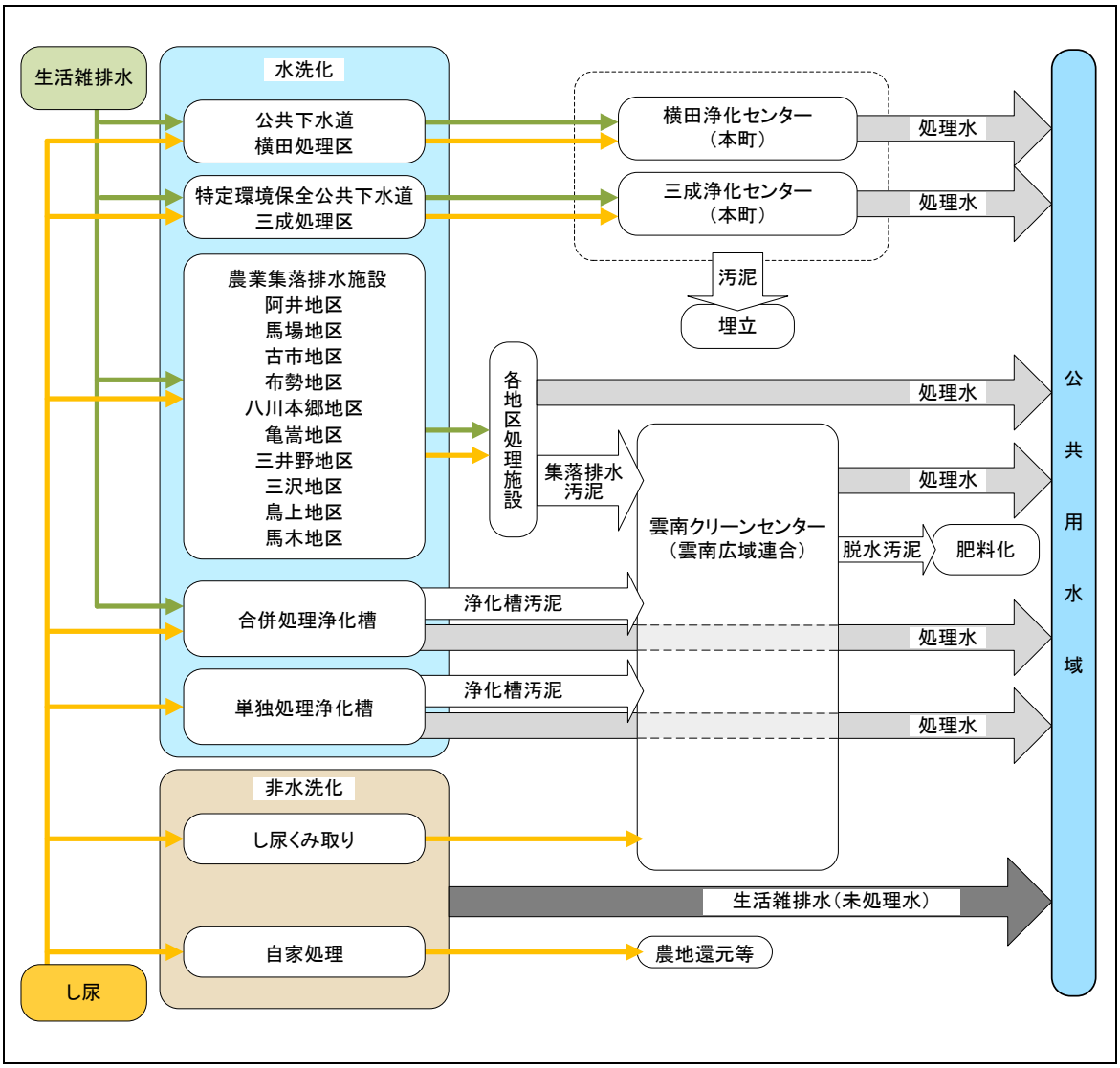

２．生活排水処理施設整備の状況

本町においては、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による個別処理によって生活排水の処理を行っており、その施設整備の概要は次に示すとおりである。

（１）公共下水道

公共下水道については、2 つの処理区にて整備を行っており、ともに整備は終了している。

◆図表 5-2-2　公共水道事業の概要（平成 28 年 4 月 1 日現在）

処理区	三成	横田
全体計画（人口／面積）	1,400 人／55.3ha	1,630 人／120.0ha
整備状況（人口／面積）	1,560 人／54.5ha	1,818 人／112.1ha
接続人口	1,535 人	1,458 人
供用開始	平成 10 年度	平成 12 年度
事業状況	平成 15 年度整備終了	平成 23 年度整備終了

（２）農業集落排水

農業集落排水については、10 地区において事業を実施しており、施設整備は全て完了している。

◆図表 5-2-3　農業集落排水事業の概要

地区	阿井	馬場	古市	布勢	八川本郷
計画処理人口	1,470	550	930	1,560	500
整備年度	Ｈ３～Ｈ８	Ｈ３～Ｈ７	Ｈ４～Ｈ９	Ｈ６～Ｈ11	Ｈ８～Ｈ10
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了
地区	亀嵩	三井野	三沢	鳥上	馬木
計画処理人口	810	1,010	320	1,170	840
整備年度	Ｈ11～Ｈ14	Ｈ11～Ｈ15	Ｈ13～Ｈ16	Ｈ14～Ｈ18	Ｈ15～Ｈ20
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了

注）馬木地区は、大馬木、小馬木の２処理区

（３）合併処理浄化槽

小型の合併処理浄化槽については、平成 15 年度より市町村設置型の補助事業による整備を実施しており、現状での整備人口は、個人設置型その他の合併処理浄化槽も合わせて 4,275 人となっている。

◆図表 5-2-4　合併処理浄化槽の整備計画の概要（平成 28 年 4 月 1 日現在）

浄化槽設置整備	浄化槽市町村整備	その他
1,629 人	2,434 人	212 人

３．処理形態別人口

本町における過去 5 年間の処理形態別人口の推移は図表 5-2-5 に示すとおりである。

平成 27 年度においては、計画処理区域内人口 13,647 人のうち生活雑排水が処理されている人口は 10,996 人で、生活排水処理率は 80.6%となっている。その内訳としては、公共下水道への接続人口が 2,993 人、農業集落排水への接続人口が 3,783 人で、合併処理浄化槽の設置人口が 4,220 人である。

一方、残りの 19.4%となる 2,651 人が単独浄化槽の設置、し尿収集（くみ取り）または自家処理をしている人口であり、風呂、台所、洗濯等の生活雑排水が適正に処理されていない状況となっている。

◆図表 5-2-5　処理形態別人口の推移

年度		H23	H24	H25	H26	H27
行政区域内人口	[人]	14,590	14,469	14,209	13,919	13,647
計画処理区域内人口	[人]	10,314	14,469	14,209	13,919	13,647
非水洗化人口	[人]	0	2,682	2,209	1,796	1,519
し尿収集人口	[人]	-	2,573	2,120	1,734	1,463
自家処理人口	[人]	-	109	89	62	56
水洗化人口	[人]	10,314	11,787	12,000	12,123	12,128
公共下水道人口	[人]	2,694	2,810	2,952	2,986	2,993
浄化槽人口	[人]	7,620	8,977	9,048	9,137	9,135
合併処理人口	[人]	7,620	7,750	7,838	7,959	8,003
合併浄化槽人口	[人]	3,947	4,066	4,094	4,209	4,220
コミュニティ・プラント人口	[人]	0	0	0	0	0
農業集落排水人口	[人]	3,673	3,684	3,744	3,750	3,783
単独浄化槽人口	[人]	-	1,227	1,210	1,178	1,132
生活排水処理人口	[人]	10,314	10,560	10,790	10,945	10,996
生活排水処理率		70.7%	73.0%	75.9%	78.6%	80.6%

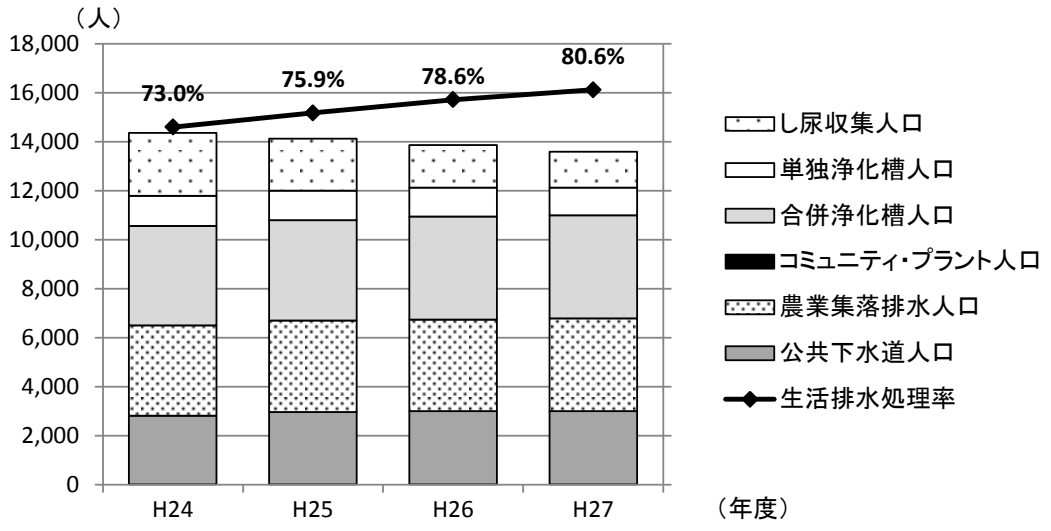

４．収集運搬の状況

（１）収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、し尿は許可業者１社、浄化槽汚泥は許可業者４社による体制で行っている。なお、浄化槽清掃については、浄化槽汚泥の収集運搬許可業者が併せて実施している。

◆図表 5-2-6　し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

	し　　尿	浄化槽汚泥
収集運搬形態	許可業者（１社）	許可業者（４社）
収集運搬車両	バキューム車	バキューム車

（２）収集実績

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量の推移は図表 5-2-7 に示すとおりである。

公共下水道の整備及び接続によってし尿、浄化槽汚泥ともに収集量は減少している。特にし尿は減少量が大きく、平成 23 年度から平成 27 年度にかけて約３割減少している。

◆図表 5-2-7　し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

	年度	H23	H24	H25	H26	H27
し尿	年間排出/収集運搬量　[kL/年]	2,649	2,451	2,201	1,962	1,857
	一日排出/収集運搬量　[kL/日]	7.26	6.72	6.02	5.38	5.09
浄化槽汚泥	年間排出/収集運搬量　[kL/年]	4,739	4,710	4,630	4,274	4,172
	一日排出/収集運搬量　[kL/日]	12.98	12.93	12.67	11.70	11.42
合計	年間排出/収集運搬量　[kL/年]	7,388	7,161	6,831	6,236	6,029
	一日排出/収集運搬量　[kL/日]	20.24	19.65	18.69	17.08	16.51

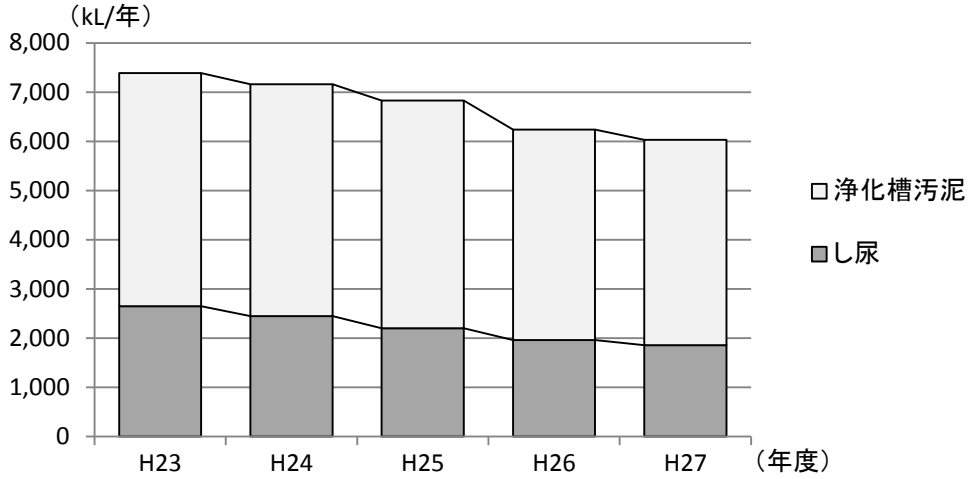

５．中間処理・資源化・最終処分の状況

（１）中間処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥は、前項に示した収集運搬体制によって雲南広域連合が管理・運営する処理施設「雲南クリーンセンター」に搬入し、適正な中間処理が行われている。

雲南クリーンセンターは、富栄養化の原因の一つである窒素、リンの除去を行う高度処理を備えた施設であり、水質保全と公害防止に配慮した施設運営が行われている。

なお、雲南クリーンセンターは、近年のし尿量の減少及び下水道汚泥発生量増加を背景に、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて汚泥共同処理施設へと施設更新を行っている。

◆図表 5-2-8　し尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設概要（当初建設施設）

施設名称	雲南クリーンセンター
所 在 地	雲南市木次町里方 568 番地
敷地面積	6,487 ㎡（建築面積 1,476 ㎡）
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	90 kL/日
竣　　工	平成２年度
処理対象地域	雲南市、奥出雲町、飯南町

（２）中間処理量の実績

雲南クリーンセンターに搬入し、中間処理が行われているし尿及び浄化槽汚泥の量（本町分）は図表 5-2-9 に示すとおりである。

平成 27 年度においては、処理量はし尿及び浄化槽汚泥合わせて約 16.5kL/日である。

◆図表 5-2-9　し尿等の中間処理量の実績（本町分）

年度			H23	H24	H25	H26	H27
処理量	し尿	[kL/日]	7.26	6.72	6.02	5.38	5.09
	浄化槽汚泥	[kL/日]	12.98	12.93	12.67	11.70	11.42
	合計	[kL/日]	20.24	19.65	18.69	17.08	16.51
割 合	し尿		35.9%	34.2%	32.2%	31.5%	30.8%
	浄化槽汚泥		64.1%	65.8%	67.8%	68.5%	69.2%

（３）資源化・最終処分の状況

雲南クリーンセンターでは、処理工程で発生する脱水汚泥は発酵肥料「ゆうき雲南」として資源化されてきたが、平成 27 年 5 月で製造を終了した。以後、脱水汚泥は民間業者へ委託し資源化されている。また、し渣についても同様に民間業者に委託し資源化している。

雲南クリーンセンターでの汚泥資源化量（本町分）の実績は図表 5-2-10 に示すとおりである。

◆図表 5-2-10　資源化量・最終処分量の実績（本町分）

年度	H23	H24	H25	H26	H27
汚泥資源化量 [t/年]	58	68	60	57	9

６．し尿等の処理に係る経費

本町におけるし尿等の処理経費の実績は図表 5-2-11 に示すとおりである。

し尿等 1 kL 当たりの処理及び維持管理費は、平成 27 年度において 2,500 円/kL となっている。

◆図表 5-2-11　し尿等の処理経費の実績

	単位	H23	H24	H25	H26	H27
総人口	人	14,493	14,469	14,209	13,919	13,647
し尿等収集量	kL/年	7,388	7,161	6,831	6,236	6,029
処理及び維持管理費	千円/年	25,641	23,285	22,507	18,776	14,959
町民1人当たり処理及び維持管理費	円/人	1,800	1,600	1,600	1,300	1,100
し尿等1kL当たり処理及び維持管理費	円/kL	3,500	3,300	3,300	3,000	2,500

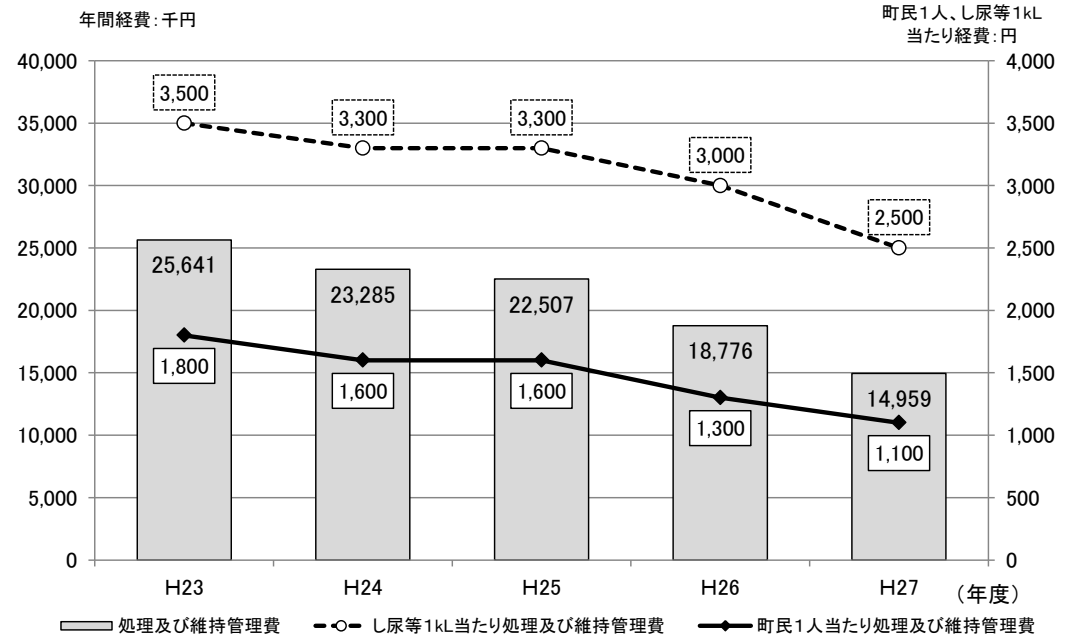

７．生活排水処理に関する課題

本町の生活排水処理の現状を踏まえると、以下の事項が課題として挙げられる。

（１）公共下水道及び農業集落排水への接続率向上

公共下水道及び農業集落排水を整備した地域において、未接続の世帯が存在している。生活排水処理を推進するため、未接続世帯に対しては速やかに接続するよう指導を行っていく必要がある。

（２）くみ取り便槽及び単独処理浄化槽設置世帯の合併処理への転換

公共下水道及び農業集落排水の計画区域外におけるくみ取り便槽、単独処理浄化槽を設置している世帯に対して、生活雑排水の適正処理のため、合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

（３）し尿収集量減少による収集運搬非効率化への対応

今後、公共下水道や農業集落排水へ接続、合併処理浄化槽の整備・普及を背景に、し尿のくみ取り量及び浄化槽汚泥発生量の減少が見込まれる。浄化槽汚泥については合併処理浄化槽の整備・普及による増加分もあるため、し尿と比べてその減少は緩やかと考えられることから、特にし尿の収集運搬は著しく非効率化することが予想される。し尿及び浄化槽汚泥発生量に注視し、状況によっては収集運搬体制の見直し等を検討するなどの対応が必要である。

（４）生活排水対策の普及啓発

町内の水環境保全のため、水質汚濁の要因である生活雑排水について、根本対策として家庭から汚濁負荷の高い排水が出ないように、町民に対して生活排水に関する意識啓発を行うことが必要である。

第３節　生活排水処理計画

１．基本理念

近年、特に問題となってきている生活排水による水質汚濁については、本町に限らずその対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになっており、大きな社会問題となっている。

また、斐伊川最上流部を町域とする本町においては、斐伊川流域内の水利用者への影響を勘案しても生活排水対策は優先的に取り組むべき課題であると言える。

このようなことから、生活排水を適切に処理するため、町民に対して生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図ることに留まらず、清流を保ち、いつまでも蛍が飛び、アユやヤマメが泳ぎ、以前のように親しみの持てるような川を取り戻すことを目指すものとする。

２．基本方針

生活排水処理に関する基本方針は、河川汚濁及びそれに伴う自然環境破壊を防止するため、各家庭で取り組み可能な排水処理に関する考え方を周知していくとともに、生活排水処理施設の整備については、各種システムの特性、効果、経済性等を十分に検討したうえで、各地域に最も適したシステムの選択により効率的に行うものとし、以下に示すとおりとする。

①生活排水処理施設の未整備区域については、合併処理浄化槽により整備する。

②単独処理浄化槽を設置している家庭やくみ取り式便所等の家庭に対しては、生活排水処理を進めるため啓発活動を積極的に行い、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換または新規設置を図る。

③今後行われる宅地開発については、その規模に応じて汚水処理施設の整備または指導を行う。

④公共下水道の整備地域や農業集落排水施設の整備地域では、早期に接続するよう促す。

⑤水環境の保全や家庭における生活排水対策の普及啓発活動を推進する。

３．生活排水処理の目標

本町における諸政策に基づき、基本理念及び基本方針に沿って、各地域の実情を勘案したうえで、生活排水を公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽で処理する体制を構築するものとし、生活排水処理に関しては生活排水処理率を指標として次に示す数値を目標とする。

◎ 生活排水処理の目標

生活排水処理率を平成 35 年度に
１００％

	平成 27 年度 【現状】	平成 35 年度 【計画目標年度】
生活排水処理率	81.9%	100%

４．生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、図表 5-3-1 に示すとおりとする。

◆図表 5-3-1　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水等の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本町及び個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設 （汚泥共同処理施設）	し尿及び浄化槽汚泥 （下水道汚泥・農業集落排水汚泥を含む）	雲南広域連合

５．生活排水を処理する区域及び人口

生活排水の計画処理区域は本町の行政区域全域とする。そのうち、集落や人口密集地は公共下水道及び農業集落排水施設による集合処理を行う。集合処理を行う区域以外では、合併処理浄化槽の整備を推進し個別処理を行うものとする。

生活排水処理形態別人口の将来推計結果は図表 5-3-2 に示すとおりである。

◆図表 5-3-2　処理形態別人口の将来見込み

		実績値	推計値	
		〔 現　状 〕	〔計画初年度〕	〔計画目標年度〕
	年度	H27	H29	H35
行政区域内人口	[人]	13,647	13,193	11,956
計画処理区域内人口	[人]	13,647	13,193	11,956
非水洗化人口	[人]	1,519	982	0
し尿収集人口	[人]	1,463	946	0
自家処理人口	[人]	56	36	0
水洗化人口	[人]	12,128	12,211	11,956
公共下水道人口	[人]	2,993	3,169	2,930
浄化槽人口	[人]	9,135	9,042	9,026
合併処理人口	[人]	8,003	8,311	9,026
合併浄化槽人口	[人]	4,220	4,460	4,931
コミュニティ・プラント人口	[人]	0	0	0
農業集落排水人口	[人]	3,783	3,851	4,095
単独浄化槽人口	[人]	1,132	731	0
生活排水処理人口	[人]	10,996	11,480	11,956
生活排水処理率		80.6%	87.0%	100.0%

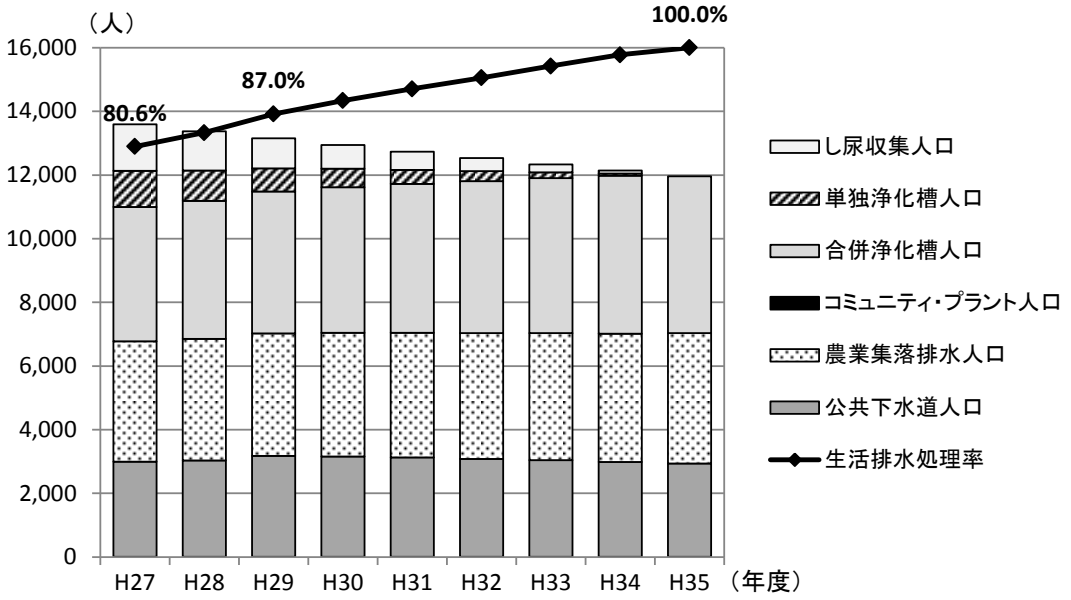

６．生活排水処理施設整備事業方針

本町における今後の生活排水処理施設の整備に関する方針は図表 5-3-3 に示すとおりである。

集合処理施設の新規整備は原則行わないものとするが、宅地開発等によって新たな集落が形成された場合には、規模や立地等を踏まえて集合処理施設整備の検討を行うものとする。

◆図表 5-3-3　生活排水処理施設の整備事業方針

	新規整備	継続整備	整備済施設の維持
公共下水道	－	－	○
農業集落排水	－	－	○
合併処理浄化槽	○		○

（１）公共下水道

公共下水道については、既に整備が完了している２処理区の施設を維持管理し、原則として新たな施設整備は計画しない。

（２）農業集落排水

農業集落排水については、既に整備が完了している 10 地区の施設を維持し、原則として新たな施設整備は計画しない。

（３）合併処理浄化槽

合併処理浄化槽については、環境省の「循環型社会形成推進交付金」を活用し、市町村設置型の整備を行うものとする。また、整備する区域は公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設整備区域外とし、公共下水道の整備計画等に合わせて見直しを図るものとする。

◆図表 5-3-4　合併処理浄化槽の整備計画の概要

年　度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
市町村設置型（基）	18	25	20	20	20	20	20	20

７．生活排水の適正処理推進施策

本町管内において排出される生活排水の適正処理を推進するため、以下の施策を実施していくものとする。

（１）町民に対する広報・啓発活動

町民に居住地周辺の側溝や水路などの住環境、さらには河川や海などの水環境への汚濁について関心をもってもらうため、様々な広報・啓発活動を行うものとする。

ポスターやパンフレットの作成・配布や、広報紙、本町ホームページでの情報提供によって、生活排水が汚濁の主因となっていることなどを周知する。また、家庭内や地域での取組を行うことで身近な水路や河川をきれいにできることや、その具体的な取組方法等について広く広報する。

また、学校や地域での環境学習の場において生活排水の適正処理について啓発を図る。

（２）家庭での発生源対策の推進

公共用水域の環境保全のため、汚濁の発生源対策として水にやさしい生活の送り方について広報し、家庭等での取組実施を推進する。

暮らしの中の生活排水対策メニュー（環境省：「生活排水読本」より）

（３）処理施設への接続・合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道や農業集落排水施設の整備が完了している地域においてはできるだけ早期に接続するよう町民に呼びかけを行う。また、それ以外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽を設置している個人に対しては合併処理浄化槽への転換を呼びかける。

（４）浄化槽の適正管理推進

浄化槽の処理機能が安定して維持されるように、町民に対して浄化槽の適正な保守点検や清掃を行うよう周知を図る。また、保守点検や清掃を行う許可業者に対し、町民への啓発に協力を要請するとともに浄化槽の適正な管理について指導を行う。

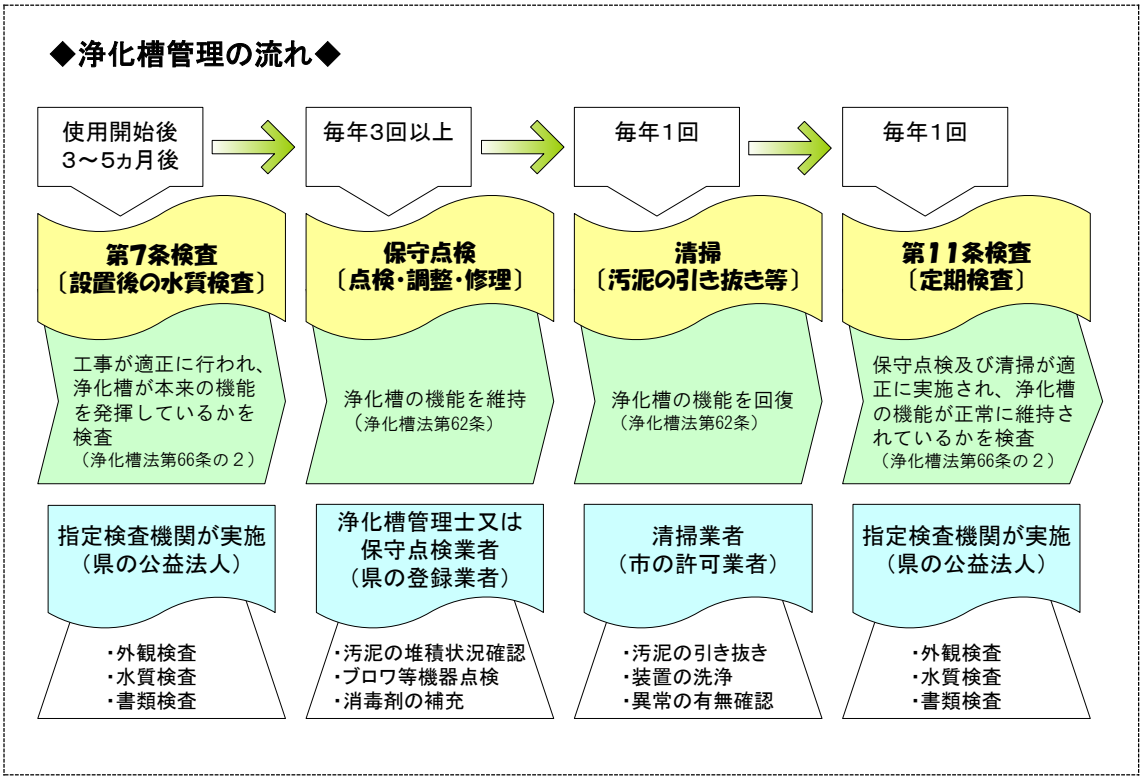

◆浄化槽の管理方法◆

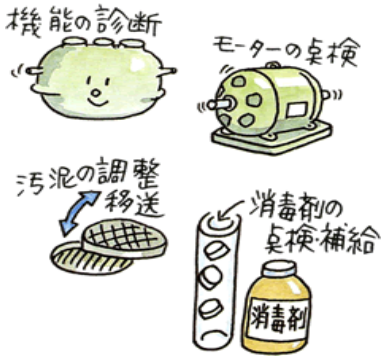

保守・点検

○島根県では、浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されていますので、保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

○浄化槽の色々な装置が正しく働いているかを点検し、水質検査は汚泥の状態を確認します。

○汚泥の引抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検といった事を行います。

清　　掃

○浄化槽の清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

○浄化槽に、処理によって生じた汚泥がたまりすぎると処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。

○その防止のためには、汚泥を引抜き、付属装置の洗浄や掃除が必要です。

定期検査

○定期検査は、島根県の指定する検査機関（公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター）が実施します。

○浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。

○「保守点検」「清掃」とは別に、定期検査を年に一回必ず受けなければなりません。その他、使用開始後３ヶ月～５ヶ月以内に設置後の水質検査を実施します。

記録の保存

○保守点検及び清掃の記録は、３年間保管する義務があります。

（６）奥出雲町水環境保全促進助成制度

公共下水道区域及び農業集落処理区域以外の区域を対象として、市町村設置型合併処理浄化槽の利用促進を図ることを目的に助成金交付制度を設けている。

生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るとともに安全で快適に暮らせるまちづくりを目指すため、引き続き助成金交付制度を実施する。

奥出雲町水環境保全促進助成制度の概要

助成対象	助成金額
町管理の合併浄化槽を使用する一般世帯者	1 基当たり月 400 円
注 1）助成金の交付は、浄化槽1基当たりとする。ただし、当該対象年度の下水道使用料を滞納している使用者には助成しない。 注 2）当該年度の納入結果により、翌年度に一括助成する。	

第４節　し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

１．排出抑制・再資源化計画

（１）浄化槽清掃の適正化

浄化槽は定期的な清掃を行い、清掃時に汚泥の引き抜きを行うことが必要である。一方で、必要以上に汚泥を引き抜いたり、引き抜き（清掃）頻度が過剰であったりすると、浄化槽汚泥排出量の変動や排出原単位の増加に繋がる。そのため、無意味な汚泥排出を抑制し、適正な排出量が維持されるよう、清掃を行う許可業者に対して指導を行う。また、町民に対して所有している浄化槽の適正管理について周知を図る。

（２）脱水汚泥の利活用

雲南広域連合が現有する生活排水処理施設の処理工程で発生する汚泥は、脱水発酵処理し堆肥を製造してきたが、平成 27 年 5 月に製造販売を終了した。以後、脱水汚泥は場外搬出し民間処理施設において炭化処理し資源化を図っている。今後も場外搬出先による汚泥の利活用を継続する。

２．収集運搬計画

（１）収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う範囲は本町全域とする。

収集運搬体制は、し尿及び浄化槽・農業集落排水の汚泥については、現状を維持し、本町の許可業者による収集運搬を行うものとする。

◆図表 5-4-1　し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

	し　　尿	浄化槽汚泥
収集運搬形態	許可業者（１社）	許可業者（４社）
収集運搬車両	バキューム車	バキューム車

（２）収集運搬の量

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の将来推計結果は図表 5-4-2 に示すとおりである。

し尿、浄化槽汚泥ともに今後の収集量は減少すると見込まれる。特に、し尿は公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置整備により減少し、目標を達成した場合は年間 3,600kL 程度になると見込まれる。

◆図表 5-4-2　し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の見込み

		実績値	推計値	
		〔 現　状 〕	〔計画初年度〕	〔計画目標年度〕
	年度	H27	H29	H35
し尿	年間排出/収集運搬量　[kL/年]	1,857	1,285	0
	一日排出/収集運搬量　[kL/日]	5.09	3.52	0.00
浄化槽汚泥	年間排出/収集運搬量　[kL/年]	4,172	3,960	3,624
	一日排出/収集運搬量　[kL/日]	11.42	10.85	9.93
合計	年間排出/収集運搬量　[kL/年]	6,029	5,245	3,624
	一日排出/収集運搬量　[kL/日]	16.51	14.37	9.93
割　合（一日量）	し尿	30.8%	24.5%	0.0%
	浄化槽汚泥	69.2%	75.5%	100.0%

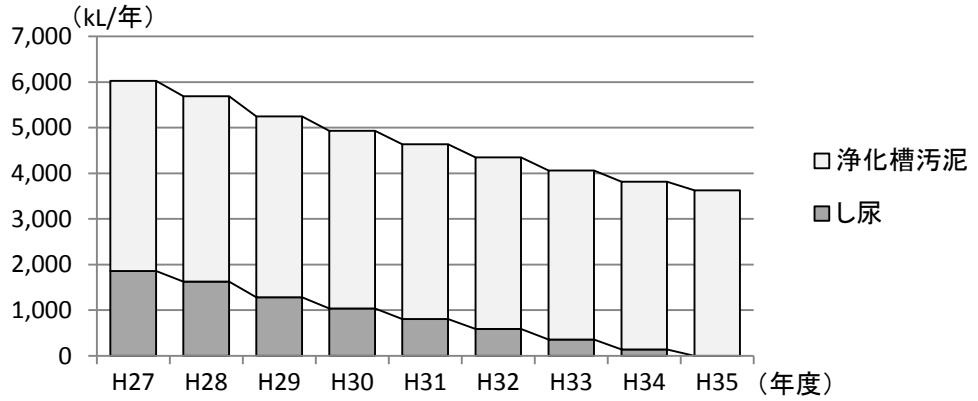

３．中間処理計画・最終処分計画

（１）中間処理・最終処分の体制

中間処理を行う施設は現状を維持し、雲南クリーンセンターにて行うものとする。また、中間処理を行う対象は、本町管内で排出され収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥を含む）とする。

なお、雲南クリーンセンターは平成25年度から平成29年度にかけて汚泥共同処理施設へと施設更新しており、平成29年度から下水道汚泥と併せてし尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥を受け入れ、受入後のし尿及び汚泥は脱水処理のみ行う施設となる。脱水後の水は隣接する雲南市の公共下水道の処理場である木次三刀屋浄化センターへ排水し、脱水後の汚泥は場外搬出され、搬出先の民間業者で資源化されることとなっている。

平成29年度以降の生活排水処理の流れは図表5-4-4に示すとおりとなる。

◆図表 5-4-3　雲南クリーンセンター施設更新の概要

	既設（～平成 28 年度）	更新後（平成 29 年度～）
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理	機械脱水
処理能力	90 kL/日	144 m^3/日
汚泥処理	肥料化	場外搬出（搬出先で資源化）

（２）中間処理・最終処分の量

中間処理量は収集したし尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥を含む）全量とする。

◆図表 5-4-4　し尿及び浄化槽汚泥の中間処理量の見込み

		実績値	推計値	
		〔 現　状 〕	〔計画初年度〕	〔計画目標年度〕
	年度	H27	H29	H35
処理量	し尿 [kL/日]	5.09	3.52	0.00
	浄化槽汚泥 [kL/日]	11.42	10.85	9.93
	合計 [kL/日]	16.51	14.37	9.93
割　合	し尿	30.8%	24.5%	0.0%
	浄化槽汚泥	69.2%	75.5%	100.0%

◆図表 5-4-5　生活排水処理の流れ（平成 29 年度以降）

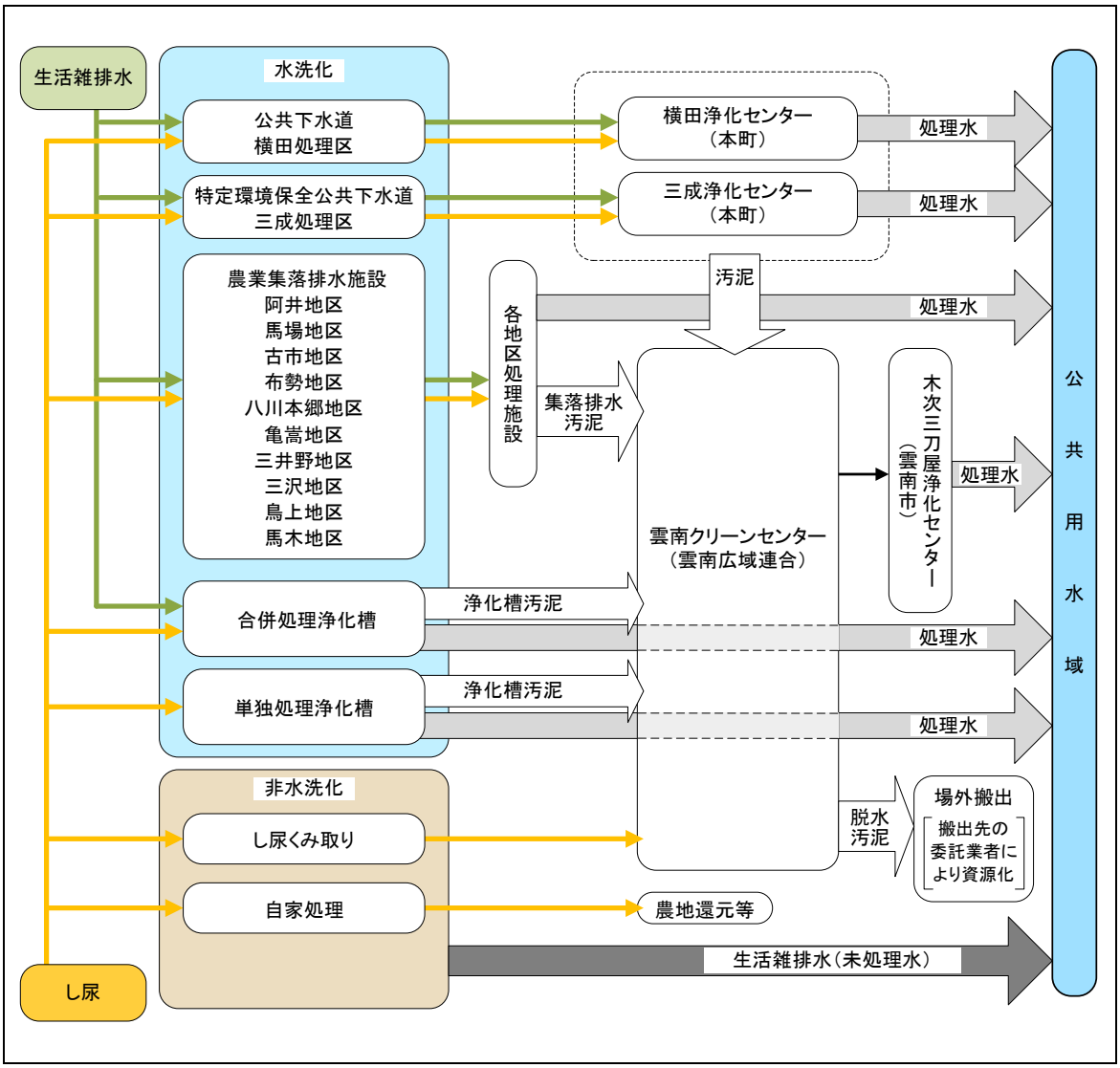

第５節　その他の事項

１．災害発生時の廃棄物処理

災害時に発生するし尿や、使用不能となったくみ取り便槽、浄化槽に貯まっているし尿及び浄化槽汚泥は、災害地域の衛生確保及び防疫の観点から早急な収集運搬が必要となる。本町においては、平成28年10月に「奥出雲町地域防災計画」の策定及び改定をしており、災害発生時にはその計画に基づいてし尿等の処理体制を構築するものとする。

２．その他諸計画との整合

公共下水道計画やその他の諸計画との整合を図り、これらの計画に見直しがあった際には、本計画への影響を分析し、必要に応じて本計画の見直しなどの検討を行うものとする。

巻　末　資　料

資料１　参考資料

資料２　ごみ排出量等の将来見込み

資料３　生活排水処理形態別人口及びし尿等の将来見込み

資料１　参考資料

１. 関係法令の動向

国においては、平成12年６月に循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）を制定した。循環基本法では廃棄物の処理に関して、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとする優先順位が示されており、ごみの減量が最も重要視されている。

また、循環基本法と一体的に廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）についても改正が行われ、さらに、リサイクル関連個別法も公布・施行されている。

近年においては、東日本大震災における災害廃棄物問題を契機に、廃棄物処理法が改正され、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項が追加されている。

◆図表1-1　循環型社会形成のための法体系

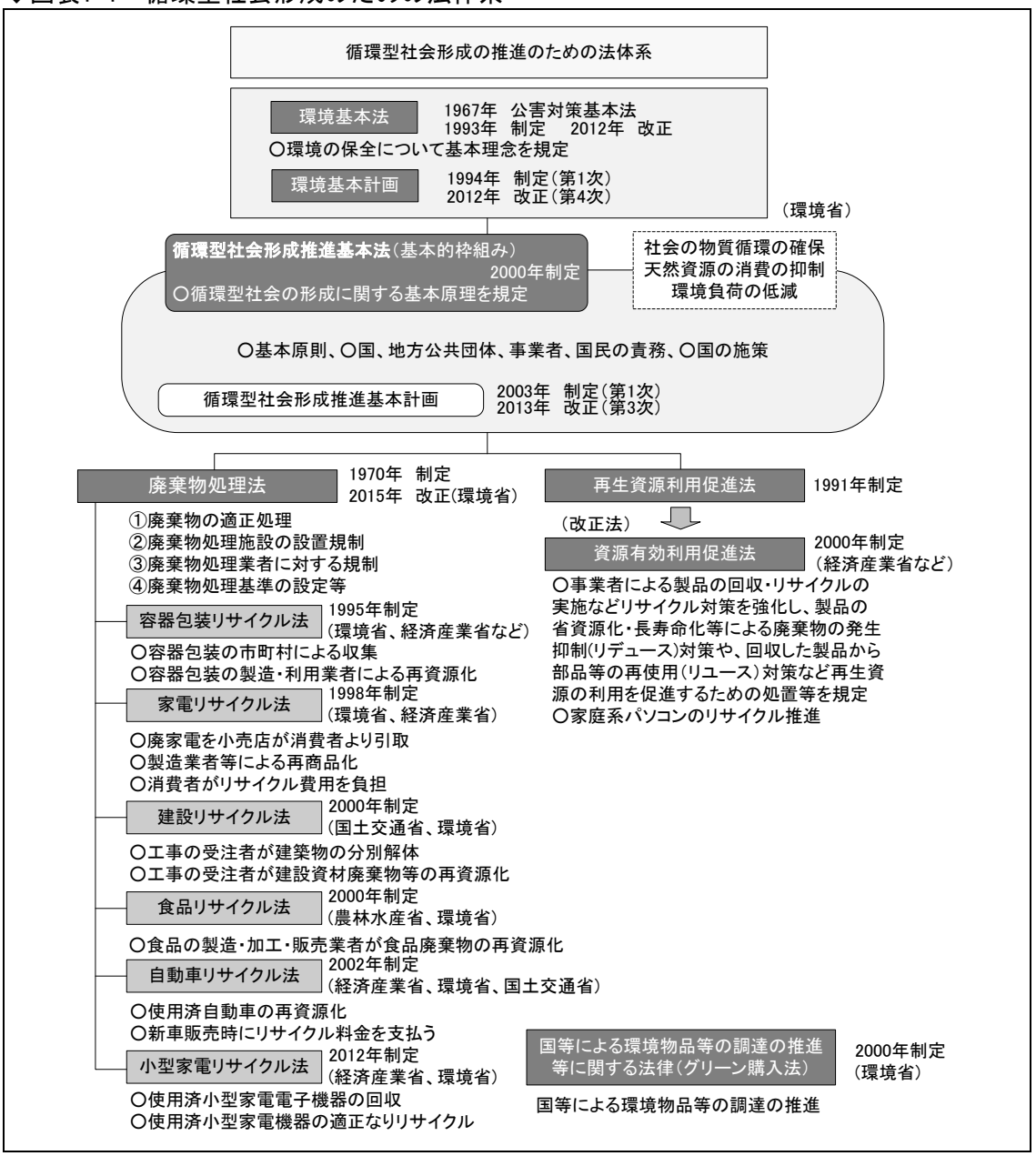

２.上位計画

（１）国の基本方針

環境省においては、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を平成13年５月に定めており、平成28年１月、平成28年度以降の新たな目標量と、非常災害時に関する事項が追加された。

当方針には、第３次循環基本計画が策定された平成25年から２年が経過していることを踏まえ、より実態に即した目標量となるよう、第３次循環基本計画策定に当たって用いた平成32年度の廃棄物の排出量等の推計値について精査し、廃棄物の減量化の目標量等を定めている。

◆図表1-2　一般廃棄物の処理に関する目標

一般廃棄物の減量化等の目標量	･･･「第３次循環基本計画」の目標及び目標設定のために用いられた考え方との整合性に配慮する。

一般廃棄物については、現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減し、再生利用率を約21%から約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減する。

	平成24年度（現状）	平成32年度
排　出　量	4,523万トン	約12%削減（約40百万トン）
再生利用率	約21%	約21%から約27%に増加
最終処分量	465万トン	約14%削減（約4百万トン）
家庭系ごみ排出量（1人1日あたり）		500グラム

（２）第３次循環型社会形成推進基本計画

平成12年６月に循環基本法が公布、平成13年１月に完全施行され、国においては、同法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、平成15年３月に「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）を策定した。続いて、平成20年３月には第２次計画、平成25年３月には第３次計画を策定し、新たな取組目標が示されている。

この循環基本計画では、ごみを減らすための具体的な取組の目標として、一人一日当たりのごみ排出量を25％削減していくことを掲げている。

第３次循環型社会形成推進基本計画概要は以下の示すとおりである。

◆図表 1-3　第３次循環型社会形成推進基本計画の概要

出典：環境省ホームページ

◆図表 1-4　循環型社会形成推進基本法における取組指標

（循環型社会形成推進基本計画第３章第２節「取組指標」より抜粋）

（２）一般廃棄物の減量化（目標を設定する指標）

リサイクルするものも含めて一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを総体的に測る指標として、１人１日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）を平成 12 年度比で約 25%減（約 890 グラム）とすることを目標とする。

【参考】平成 12 年度 約 1185 グラム、平成 22 年度 約 976 グラム

① １人１日当たりの家庭系ごみ排出量

国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの１人１日当たりごみ排出量を平成 32 年度において、平成 12 年度比で約 25%減（約 500 グラム）とすることを目標とする。

【参考】平成 12 年度 約 660 グラム、平成 22 年度 約 540 グラム

② 事業系ごみ排出量

事業者の一般廃棄物の減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、事業系ごみの「総量」について平成 32 年度において、平成 12 年度比で約 35%減（約 1170 万トン）とすることを目標とする。

【参考】平成 12 年度 約 1,799 万トン、平成 22 年度 約 1,297 万トン

※ 事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、１事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」を指標として設定する。

（３）しまね循環型社会推進計画

島根県では、平成28年３月に「第３期しまね循環型社会推進計画（平成28～32年度）」（平成28年３月策定）に新たな循環型社会推進計画の策定を行っている。

第３期しまね循環型社会推進計画の概要は、以下のとおりである。

◆図表 1-5　第３期しまね循環型社会推進計画の概要

【重点施策】

次世代を担う子どもへの環境教育	子どもが幼少期から日常の基本的生活習慣を身につける中で、ごみの分別や「物を大切に使う習慣」を具体的な行動を通じてみにつけ、家庭、地域、学校で日常生活における環境配慮行動を実践できるような環境教育や環境学習の場を提供していきます。
リサイクル商品の研究開発、販路の拡大	排出事業者の施設整備や資源循環型の技術開発、再生資源の利用の拡大に関する研究などを支援し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル促進や循環産業の育成・創出を図ります。
省資源・省エネ行動による２Ｒ（リデュース・リユース）の促進強化	循環型社会を構築するための、省資源・省エネ・３Ｒ推進の普及啓発の推進に向けた県民一人一人の意識の高揚とライフスタイルの転換を目指して、２Ｒの推進強化に取り組みます。

【目標値（一般廃棄物）の見直し】

	基準年 25 年度	目標年 32 年度	目標内容
年間排出量（千 t）	247 【100%】	235 【95%】	平成 32 年度の排出量を基準年に対して 5%以上削減する。
リサイクル率（%）	25	25	平成 32 年度の再生利用率 25%以上を維持する。
年間最終処分量（千 t）	22 【100%】	20 【88%】	平成 32 年度の最終処分量を基準年に対して 12%以上削減する。

【市町村の役割】～一般廃棄物処理の責任を担います～

市町村は、区域内の一般廃棄物について廃棄物処理法に基づく責任を担うことから、一般廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化を推進し、適正処理に必要な措置を講じる責務があります。

その際、市町村は、住民と直接相対する地方行政の現場において、社会的合意を得、説明責任を果たしながら、その地域にふさわしい廃棄物に係る行政サービスを推進していく必要があります。また、市町村は循環型社会形成のための様々な取組について、島根県と連携を図りながら住民や事業者に対してその規範となるように率先して行動を展開し、住民や事業者をけん引していく必要があります。

資料：島根県ホームページ

３．周辺市町村の状況

島根県内では、可燃ごみ処理の多くが複数の市町村が共同で処理を行う広域処理によって行われており、単独市町村で処理を行っているのは隠岐地域の４町村、本町及び松江市である。また、安来市では可燃ごみ処理を民間委託しており、委託先の施設まで中継運搬を行っている。

一方、資源ごみや不燃系ごみの処理は単独で処理を行っている市町村が多く、広域処理は雲南市・飯南町事務組合（雲南市、飯南町）、邑智郡総合事務組合（川本町、美郷町、邑南町）及び鹿足郡不燃物処理組合（吉賀町、津和野町）のみとなっている。

◆図表1-6　可燃ごみ処理体制の状況（平成27年度）

<table>
<tr><th colspan="2">自　治　体</th><th>可燃ごみの処理体制</th><th>施設状況</th></tr>
<tr><td colspan="2">松江市</td><td>単独処理（溶融）</td><td>エコクリーン松江：255t/日（H22）</td></tr>
<tr><td colspan="2">安来市</td><td>民間委託処理（焼却）</td><td>安来市清瀬クリーンセンター：52t/日
H19より休止</td></tr>
<tr><td colspan="2">奥出雲町</td><td>単独処理（焼却）</td><td>仁多可燃物処理センター：20t/日（S56）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雲南市</td><td>大東、加茂、木次、三刀屋</td><td>雲南市・飯南町事務組合
（ごみ燃料化）</td><td>雲南エネルギーセンター：30t/日（H11）</td></tr>
<tr><td>掛合、吉田</td><td rowspan="2">雲南市・飯南町事務組合
（中継施設方式で出雲市へ委託処理）</td><td rowspan="2">いいしクリーンセンター：15t/日（H15）</td></tr>
<tr><td colspan="2">飯南町</td></tr>
<tr><td colspan="2">出雲市</td><td>単独処理（溶融）</td><td>出雲エネルギーセンター：218t/日（H15）</td></tr>
<tr><td colspan="2">大田市</td><td>中間処理後、出雲市へ委託処理</td><td>大田可燃物中間処理施設：45t/日（H14）</td></tr>
<tr><td colspan="2">川本町</td><td rowspan="3">邑智郡総合事務組合（焼却）</td><td rowspan="3">邑智クリーンセンター：12t/日（H10）</td></tr>
<tr><td colspan="2">美郷町</td></tr>
<tr><td colspan="2">邑南町</td></tr>
<tr><td colspan="2">江津市</td><td rowspan="2">浜田地区広域行政組合
（溶融）</td><td rowspan="2">エコクリーンセンター：98t/日（H18）</td></tr>
<tr><td colspan="2">浜田市</td></tr>
<tr><td colspan="2">益田市</td><td rowspan="3">益田地区広域市町村圏事務組合
（焼却）</td><td rowspan="3">益田地区広域クリーンセンター：62t/日
（H19）</td></tr>
<tr><td colspan="2">吉賀町</td></tr>
<tr><td colspan="2">津和野町</td></tr>
<tr><td colspan="2">海士町</td><td>単独処理（焼却）</td><td>海士町清掃センター：7t/日（H11）</td></tr>
<tr><td colspan="2">西ノ島町</td><td>単独処理（焼却）</td><td>西ノ島町ごみ焼却場「清美苑」：10ｔ/日（H6）</td></tr>
<tr><td colspan="2">知夫村</td><td>単独処理（焼却）</td><td>知夫村ゴミ焼却場：1.56ｔ/日（H27）</td></tr>
<tr><td colspan="2">隠岐の島町</td><td>単独処理（焼却）</td><td>島後清掃センター：25ｔ/日（H6年）</td></tr>
</table>

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

◆図表 1-7　資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの処理体制の状況（平成 27 年度）

自　治　体		処理体制	施設状況
松江市		単独処理	西持田リサイクルプラザ:16t/日（H10） 川向リサイクルプラザ：64t/日（H14） エコステーション松江：59t/日（H14） 姫津クリーンセンター：11t/日（H10）休止(H23)
安来市		単独処理	安来市高尾クリーンセンター：20t/日（H5） 安来市広瀬一般廃棄物前処理施設：4t/日（H3） 安来市伯太農産廃棄物処理施設：6.9t/日（H3）
奥出雲町		単独処理	仁多クリーンセンター：7t/日（H11）
雲南市	大東・加茂・木次・三刀屋	雲南市・飯南町事務組合	リサイクルプラザ：12.5t/日（H16）
	掛合・吉田		いいしクリーンセンター：2.4t/日（H15）
飯南町			
出雲市		単独処理	平田不燃物処理センター：20t/日（S63） 佐田クリーンセンター：3t/日（H6） 出雲クリーンセンター：50t/日（H7） 出雲リサイクルセンター：72t/日（H8） 斐川クリーンステーション：13t/日（H8）
大田市		単独処理	大田不燃物処理場：25t/日（S59） 大田リサイクルセンター：4t/日（H13） 温泉津一般廃棄物処分場：3t/日（H5） 仁摩一般廃棄物処分場：4t/日（H10） 大田市容器包装リサイクルセンター：2t/日（H23）
川本町		邑智郡総合事務組合	邑智クリーンセンター リサイクルプラザ：5t/日（H11） リサイクルセンター：1.7 t/日（H16）
美郷町			
邑南町			
江津市		単独処理	島の星クリーンセンター：14t/日（H7） 江の川リサイクルセンター：2.8t/日（H14）
浜田市		単独処理	浜田市不燃ごみ処理場：20t/日（H4） 民間処理施設
益田市		単独処理	益田市リサイクルプラザ：16t/日（H15）
吉賀町		鹿足郡不燃物処理組合	鹿足郡不燃物処理組合 リサイクルプラザ：6.1t/日（H16）
津和野町			
海士町		単独処理	海士町リサイクルセンター：1t/日（H11） 海士町リサイクルセンター：5t/日（H11）
西ノ島町		海士町の施設で処理	―
知夫村		海士町の施設で処理	―
隠岐の島町		単独処理（焼却）	島後リサイクルセンター：16t/日（H15）

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

資料２　ごみ排出量等の将来見込み

１．将来見込みの算出手順

本計画における人口及びごみ排出量の将来見込みは、図表 2-1 に示す手順で算出した。

◆図表 2-1　ごみ排出量等の推計手順

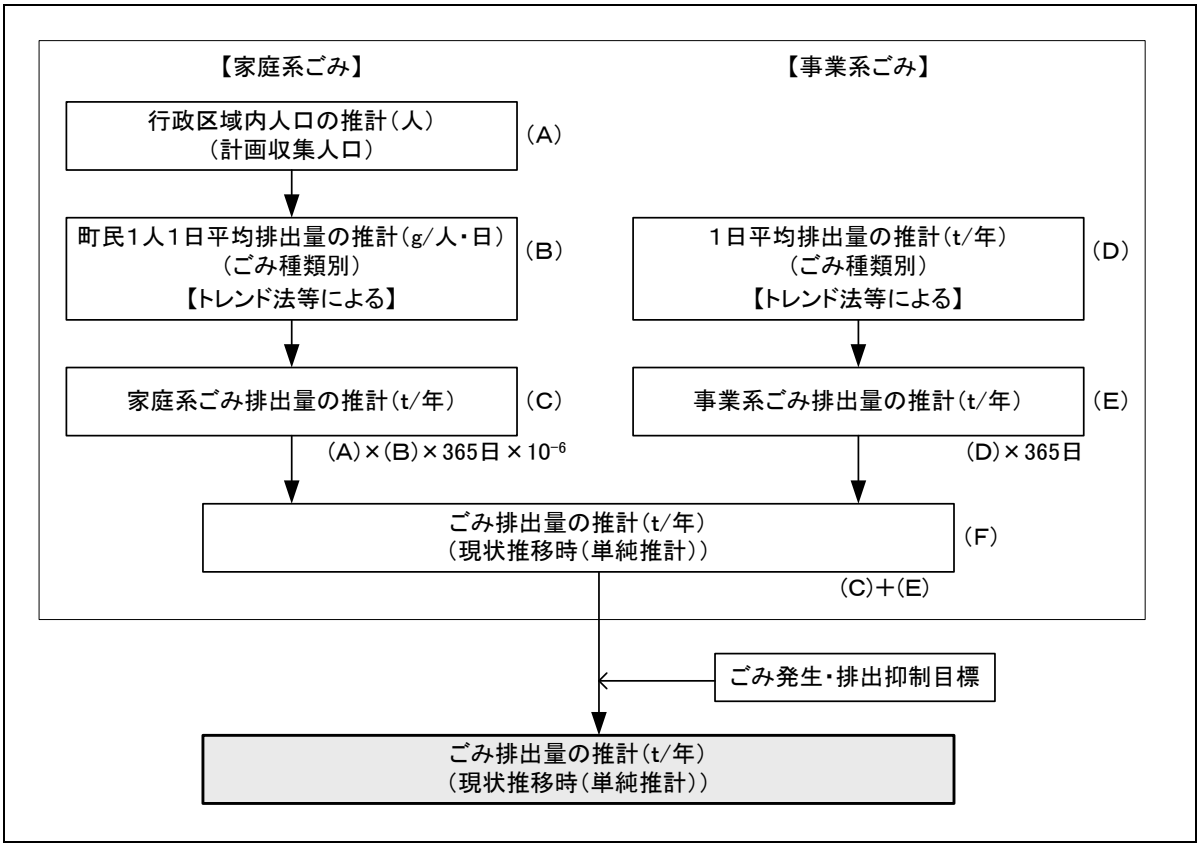

２．行政区域内人口の推計

（１）総合計画の将来人口

平成 23 年３月に策定した「奥出雲町総合計画」（以下「総合計画」という。）における将来人口は、平成 32 年度（計画期間最終年度）において 12,960 人としている。この人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市町村別将来推計人口」に示される推計値を採用したものである。

（２）人口ビジョンの将来人口

平成 26 年度に施行された「まち・ひと・しごと創生法」を受け、今後目指すべき将来の方向と展望を示す「奥出雲町人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）を平成 27 年 10 月に策定している。人口ビジョンにおける将来人口は、平成 72 年度（目標年度）において 8,484 人としている。この人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、出生率の回復やＵＩターン施策、町内での雇用創出等による転出者抑制施策などの実施を考慮した推計人口である。

（３）本計画における将来人口

本計画は、ごみの適正処理を推進するための基本方針を定めるものであることから、実態に近く、また進捗管理が容易な人口とすることが必要である。

そのため、本計画における将来人口は、住民基本台帳 10 月 1 日人口（外国人含む）を基にトレンド法により推計するものとした。

【採用理由】

○近年の実績値の傾向を踏まえており、計画目標年度までの（７年程度）の将来推計値として妥当性が高い。

○実績値については、出典の一元化及び他自治体との比較を容易にするため、一般廃棄物処理実態調査票の人口（10 月 1 日（外国人含む））

◆図表 2-2　総合計画・その他計画による将来人口と本計画における将来人口

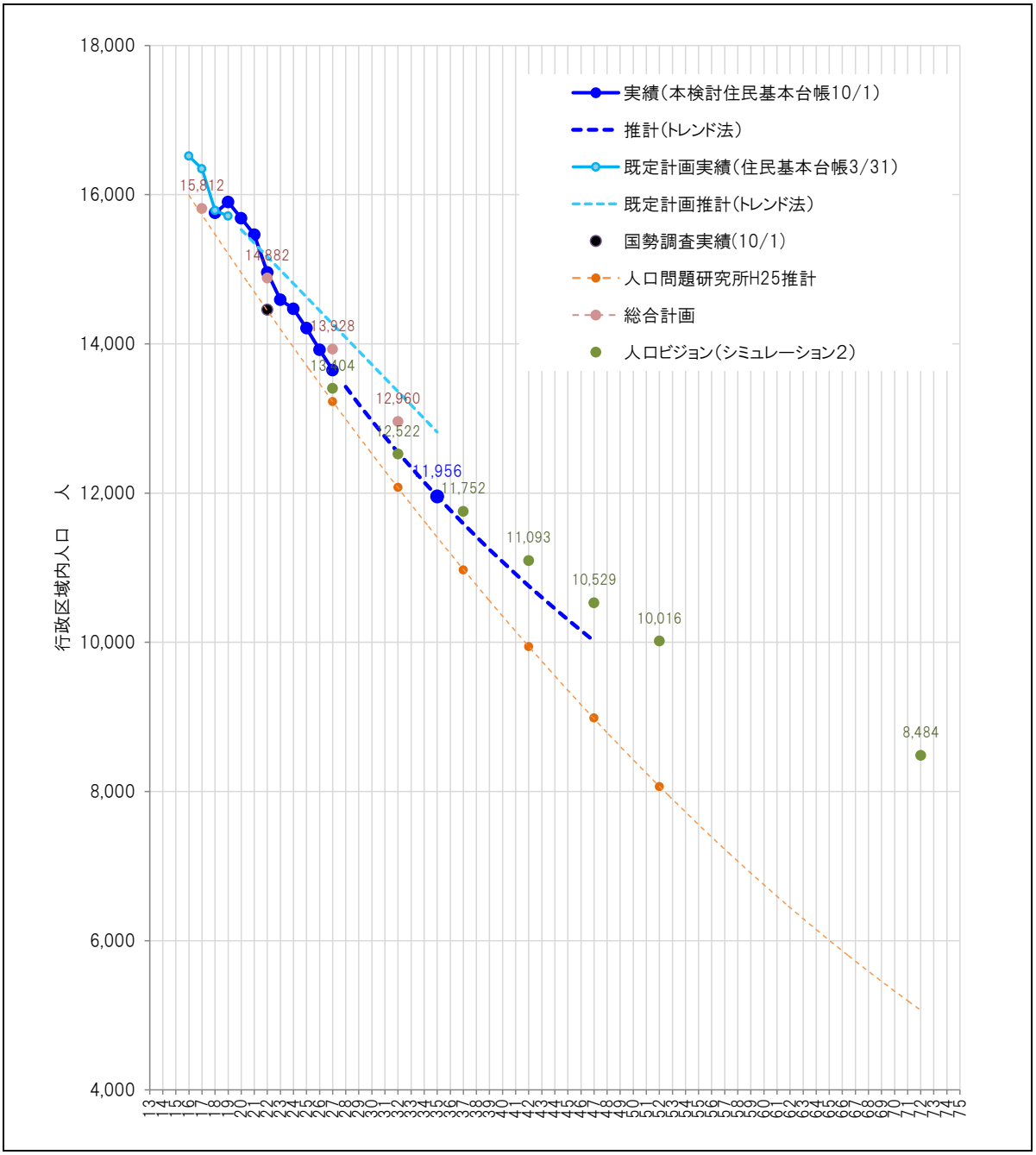

３．ごみ排出量の将来推計（単純推計）

（１）単純推計方法

家庭系ごみについては、ごみ種類別の1人1日平均排出量を原単位とし、これを将来推計したうえで、行政区域内人口の将来推計結果を乗じることにより、収集ごみ排出量の将来推計値（単純推計）とした。

また、事業系ごみは、1日平均排出量を原単位とし、これを将来推計することによりごみ排出量の将来推計値（単純推計）とした。

なお、将来推計は、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を選択した。

家庭系ごみ・集団資源回収

原単位＝1 人 1 日当たりごみ排出量(g/人･日)

＝年間排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷365(日)×10^6

事業系ごみ

原単位＝1 日平均排出量(t/日)

＝年間排出量(t/年)÷365(日)

（２）処理内訳の設定

ごみ処理の内訳については、平成27年度実績を基に以下のとおり設定した。ただし、空きびん・ガラス類の内訳は現在選別を行っていないため実績が不明である。そのため、選別を行っており、実績量を把握できていた平成22年度及び平成23年度実績の平均とした。

■可燃ごみ処理内訳

ごみの種類		実績(t)	割合	処理
可燃物処理センター処理量		3,153	－	焼却
	焼却灰	481	15.3%	埋立
	減量化量	2,672	84.7%	ー

■空きびん･ガラス類の処理内訳

ごみの種類	H22年度		H23年度		割合（平均）	処理
	実績(t)	割合	実績(t)	割合		
ガラス類	27	20.0%	11	10.3%	15.2%	埋立
蛍光管	1	0.7%	1	0.9%	0.8%	埋立
ビン類	107	79.3%	95	88.8%	84.1%	埋立
	135	100.0%	107	100.0%	100.0%	

■空き缶の処理内訳

ごみの種類	実績(t)	割合	処理
スチール缶	20	45.5%	資源化
アルミ缶	24	54.5%	資源化
	44	100.0%	

■ペットボトルの処理内訳

ごみの種類	実績(t)	割合	処理
ペットボトル	18	85.7%	資源化
残渣	3	14.3%	焼却
	21	100.0%	

■プラスチック類の処理内訳

ごみの種類	実績(t)	割合	処理
プラ・発泡	28	73.7%	資源化
残渣	10	26.3%	焼却
	38	100.0%	

■不燃ごみ（収集）の処理内訳

ごみの種類	実績(t)	割合	処理
小型電気器具類	1	1.3%	資源化
その他金属・陶磁器類ほか	76	98.7%	埋立
	77	100.0%	

■粗大ごみの処理内訳

ごみの種類	実績(t)	割合	処理
木材	24	5.4%	焼却
廃プラ	28	6.3%	焼却
畳	6	1.4%	埋立
火事ごみ/その他破砕不適物	385	86.9%	埋立
	443	100.0%	

単純推計による将来見込みは、図表2-4に示すとおりである。

◆図表 2-3　採用する推計方法の考え方

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	❍ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。 ❍ 過大過小とならないよう、３方法の中位を採用。 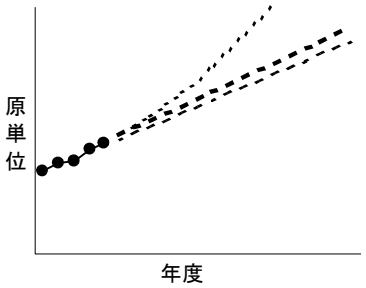
対数回帰法	❍ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと判断できる場合に採用。 ❍ 前出の推計は、直線的に増減するため、長期的にみると過大となったり、減少傾向の場合にゼロとなったりする場合があるが、こうしたことは起こり得ないと判断できる場合等に採用。 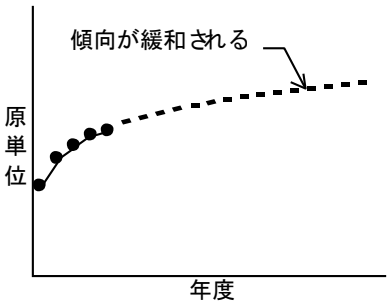
平均	❍ 長期的には横ばい傾向で、各年では増減を繰り返しているような場合で、最小二乗法では実績値を反映した推計が困難と判断される場合に採用。 ❍ 最新年のデータが増加している場合に増加傾向を示す推計となり、長期的に不合理となる場合がある。 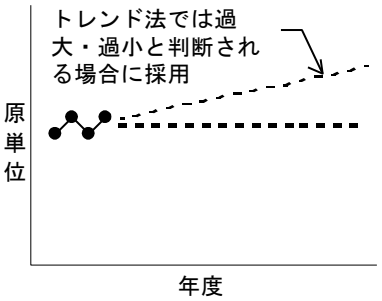
指定年	❍ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならないと判断される場合に最新年をもって将来推計値とする場合等に採用。 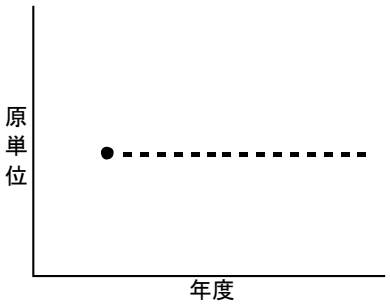

◆図表2-4 ごみ排出量将来見込み（単純推計）

← 実績　推計 →　　計画目標年度 ▼

			年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
人口	行政区域内人口		[人]	14,590	14,469	14,209	13,919	13,647	13,424	13,193	12,970	12,754	12,545	12,343	12,146	11,956	11,770	11,590	11,414
人口	計画処理区域内人口（計画収集人口）		[人]	14,590	14,469	14,209	13,919	13,647	13,424	13,193	12,970	12,754	12,545	12,343	12,146	11,956	11,770	11,590	11,414
家庭系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ（可燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	2,692	2,701	2,681	2,528	2,494	2,467	2,438	2,413	2,383	2,358	2,329	2,303	2,278	2,252	2,227	2,205
			一日ごみ量 [t/日]	7.38	7.40	7.34	6.93	6.83	6.76	6.68	6.61	6.53	6.46	6.38	6.31	6.24	6.17	6.10	6.04
			原単位 [g/人/日]	505.5	511.4	516.9	497.6	500.7	503.7	506.6	509.4	512.0	514.7	517.2	519.6	522.0	524.3	526.6	528.8
		燃えないごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	77	80	78	78	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
			一日ごみ量 [t/日]	0.21	0.22	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
			原単位 [g/人/日]	14.5	15.1	15.0	15.4	15.5	15.8	16.0	16.3	16.5	16.7	16.9	17.2	17.4	17.6	17.9	18.1
		資源ごみ（空きびん・ガラス類）	年間ごみ量 [t/年]	107	112	103	97	92	88	84	84	80	77	77	73	73	69	69	66
			一日ごみ量 [t/日]	0.29	0.31	0.28	0.27	0.25	0.24	0.23	0.23	0.22	0.21	0.21	0.20	0.20	0.19	0.19	0.18
			原単位 [g/人/日]	20.1	21.2	19.9	19.1	18.5	18.1	17.7	17.4	17.2	17.0	16.8	16.6	16.4	16.2	16.1	16.0
		資源ごみ（空き缶）	年間ごみ量 [t/年]	56	52	52	48	44	44	40	40	37	37	37	33	33	33	29	29
			一日ごみ量 [t/日]	0.15	0.14	0.14	0.13	0.12	0.12	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08
			原単位 [g/人/日]	10.5	9.8	10.0	9.4	8.8	8.6	8.3	8.1	8.0	7.8	7.7	7.6	7.5	7.4	7.3	7.2
		資源ごみ（ペットボトル）	年間ごみ量 [t/年]	22	27	26	23	21	22	18	18	18	18	18	15	15	15	15	15
			一日ごみ量 [t/日]	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
			原単位 [g/人/日]	4.1	5.1	5.0	4.5	4.2	4.2	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.7	3.6	3.6	3.5	3.5
		資源ごみ（プラスチック）	年間ごみ量 [t/年]	30	42	36	38	38	44	44	47	47	47	51	51	51	51	55	55
			一日ごみ量 [t/日]	0.08	0.12	0.10	0.10	0.10	0.12	0.12	0.13	0.13	0.13	0.14	0.14	0.14	0.14	0.15	0.15
			原単位 [g/人/日]	5.6	8.0	6.9	7.5	7.6	8.6	9.2	9.7	10.1	10.6	11.0	11.5	11.9	12.3	12.7	13.1
		収集ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	2,984	3,014	2,976	2,812	2,766	2,742	2,701	2,679	2,642	2,614	2,589	2,552	2,527	2,497	2,472	2,447
			一日ごみ量 [t/日]	8.17	8.26	8.14	7.70	7.57	7.51	7.40	7.34	7.24	7.16	7.09	6.99	6.92	6.84	6.77	6.70
			原単位 [g/人/日]	560.3	570.7	573.8	553.5	555.3	559.6	560.9	565.9	567.5	570.9	574.7	575.6	579.1	581.2	584.3	587.4
	直接搬入ごみ	燃えるごみ（可燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	550	642	336	320	325	318	314	307	303	299	296	292	288	285	277	277
			一日ごみ量 [t/日]	1.51	1.76	0.92	0.88	0.89	0.87	0.86	0.84	0.83	0.82	0.81	0.80	0.79	0.78	0.76	0.76
			原単位 [g/人/日]	103.3	121.6	64.8	63.0	65.2	64.7	64.9	65.0	65.2	65.3	65.5	65.6	65.8	65.9	66.0	66.2
		燃えないごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	0	72	73	64	68	66	66	66	62	62	62	58	58	58	58	55
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.20	0.20	0.18	0.19	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.16	0.16	0.15
			原単位 [g/人/日]	0.0	13.6	14.1	12.6	13.7	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5
		粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	287	285	380	307	303	296	292	288	281	277	274	270	266	259
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.79	0.78	1.04	0.84	0.83	0.81	0.80	0.79	0.77	0.76	0.75	0.74	0.73	0.71
			原単位 [g/人/日]	0.0	0.0	55.3	56.1	76.3	62.6	62.6	62.6	62.6	62.6	62.6	62.6	62.6	62.6	62.6	62.6
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	550	714	696	669	773	691	683	669	657	649	639	627	620	613	601	591
			一日ごみ量 [t/日]	1.51	1.96	1.91	1.84	2.12	1.89	1.87	1.83	1.80	1.78	1.75	1.72	1.70	1.68	1.65	1.62
			原単位 [g/人/日]	103.3	135.2	134.2	131.7	155.2	141.0	141.8	141.3	141.1	141.7	141.8	141.4	142.1	142.7	142.1	141.9
	家庭系ごみ合計		年間ごみ量 [t/年]	3,534	3,728	3,672	3,481	3,539	3,433	3,384	3,348	3,299	3,263	3,228	3,179	3,147	3,110	3,073	3,038
			一日ごみ量 [t/日]	9.68	10.22	10.05	9.54	9.69	9.40	9.27	9.17	9.04	8.94	8.84	8.71	8.62	8.52	8.42	8.32
			原単位 [g/人/日]	663.6	705.9	708.0	685.2	710.5	700.6	702.7	707.2	708.7	712.6	716.5	717.1	721.1	723.9	726.4	729.2
事業系ごみ	許可業者等搬入ごみ	燃えるごみ（可燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		燃えないごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		収集ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	直接搬入ごみ	燃えるごみ（可燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	0	0	320	274	269	266	266	266	263	263	263	263	263	263	263	259
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.88	0.75	0.74	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.71
		燃えないごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	200	300	57	45	63	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
			一日ごみ量 [t/日]	0.55	0.82	0.16	0.12	0.17	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	200	300	377	319	332	321	321	321	318	318	318	318	318	318	318	314
			一日ごみ量 [t/日]	0.55	0.82	1.04	0.87	0.91	0.88	0.88	0.88	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.86
	事業系ごみ合計		年間ごみ量 [t/年]	200	300	377	319	332	321	321	321	318	318	318	318	318	318	318	314
			一日ごみ量 [t/日]	0.55	0.82	1.04	0.87	0.91	0.88	0.88	0.88	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.86
排出量	燃えるごみ（可燃ごみ）		年間ごみ量 [t/年]	3,242	3,343	3,337	3,122	3,088	3,051	3,018	2,986	2,949	2,920	2,888	2,858	2,829	2,800	2,767	2,741
			一日ごみ量 [t/日]	8.89	9.16	9.14	8.56	8.46	8.36	8.27	8.18	8.08	8.00	7.91	7.83	7.75	7.67	7.58	7.51
	燃えないごみ（不燃ごみ）		年間ごみ量 [t/年]	77	152	151	142	145	143	143	143	139	139	139	135	135	135	135	132
			一日ごみ量 [t/日]	0.21	0.42	0.41	0.39	0.40	0.39	0.39	0.39	0.38	0.38	0.38	0.37	0.37	0.37	0.37	0.36
	資源ごみ		年間ごみ量 [t/年]	215	233	217	206	195	198	186	189	182	179	183	172	172	168	168	165
			一日ごみ量 [t/日]	0.58	0.64	0.59	0.56	0.53	0.54	0.51	0.52	0.50	0.49	0.50	0.47	0.47	0.46	0.46	0.45
	粗大ごみ		年間ごみ量 [t/年]	200	300	344	330	443	362	358	351	347	343	336	332	329	325	321	314
			一日ごみ量 [t/日]	0.55	0.82	0.95	0.90	1.21	0.99	0.98	0.96	0.95	0.94	0.92	0.91	0.90	0.89	0.88	0.86
	排出量計		年間ごみ量 [t/年]	3,734	4,028	4,049	3,800	3,871	3,754	3,705	3,669	3,617	3,581	3,546	3,497	3,465	3,428	3,391	3,352
			一日ごみ量 [t/日]	10.23	11.04	11.09	10.41	10.60	10.28	10.15	10.05	9.91	9.81	9.71	9.58	9.49	9.39	9.29	9.18
			原単位 [g/人/日]	701.2	762.7	780.7	748.0	777.1	766.2	769.4	775.0	777.0	782.1	787.1	788.8	794.0	797.9	801.6	804.6
	集団資源回収量		年間ごみ量 [t/年]	383	392	380	398	329	318	303	292	281	270	263	252	241	234	226	219
			一日ごみ量 [t/日]	1.05	1.07	1.04	1.09	0.90	0.87	0.83	0.80	0.77	0.74	0.72	0.69	0.66	0.64	0.62	0.60
			原単位 [g/人/日]	71.9	74.2	73.3	78.3	66.0	64.6	63.2	61.9	60.6	59.3	58.0	56.8	55.6	54.4	53.3	52.2
	総排出量		年間ごみ量 [t/年]	4,117	4,420	4,429	4,198	4,200	4,072	4,008	3,961	3,898	3,851	3,809	3,749	3,706	3,662	3,617	3,571
			一日ごみ量 [t/日]	11.28	12.11	12.13	11.50	11.50	11.15	10.98	10.85	10.68	10.55	10.43	10.27	10.15	10.03	9.91	9.78
			原単位 [g/人/日]	773.1	836.9	854.0	826.3	843.2	831.1	832.3	836.7	837.3	841.0	845.5	845.6	849.2	852.4	855.0	857.2

注）　端数処理のため若干の誤差を含む。

家庭系収集ごみ(家庭系収集可燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

（g／人･日）

年 度	18	19	20	21	22
実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	489.1
前年差	－	0.0	0.0	0.0	0.0
前年比	－	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
採用データ	データなし	データなし	データなし	データなし	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	505.5	511.4	516.9	497.6	500.7
前年差	16.4	5.9	5.5	-19.3	3.1
前年比	1.03353	1.01167	1.01075	0.96266	1.00623
採用データ	不採用	不採用	不採用	○	○

推計式及び推計結果

（g／人･日）

推計方法	推計式	H.43	採用	相関係数
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
対数回帰法	Y＝229.98＋82.14×Ln(平成年度)	538.9	○	1.0000000
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－

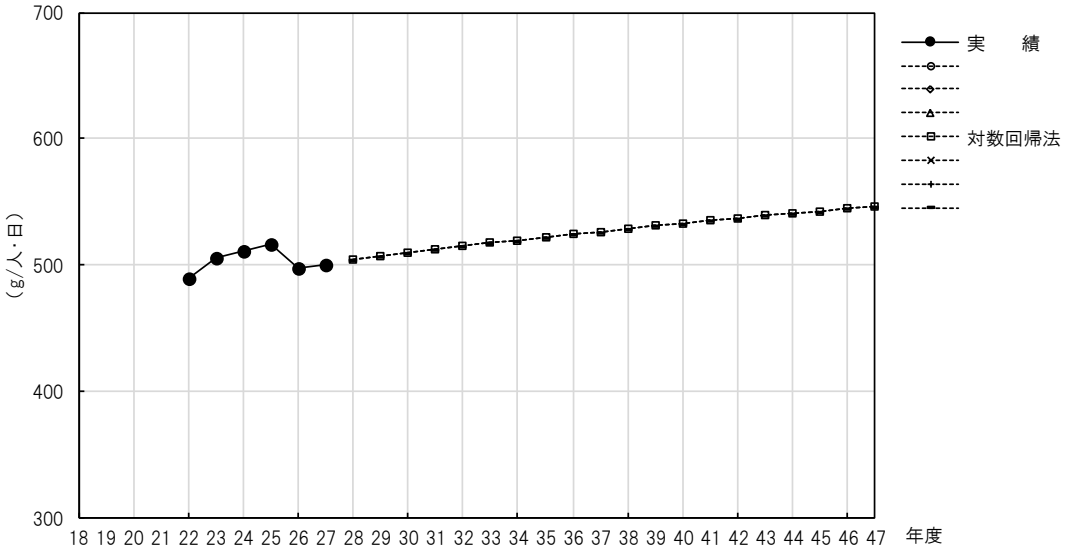

家庭系収集ごみ(家庭系収集可燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系収集ごみ(家庭系収集不燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

（g／人･日）

年 度	18	19	20	21	22
実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	31.5
前年差	－	0.0	0.0	0.0	0.0
前年比	－	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
採用データ	データなし	データなし	データなし	データなし	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	14.5	15.1	15.0	15.4	15.5
前年差	-17.0	0.6	-0.1	0.4	0.1
前年比	0.46032	1.04138	0.99338	1.02667	1.00649
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

（g／人･日）

推計方法	推計式	H.43	採用	相関係数
最小二乗法	Y＝9.35＋0.23×平成年度	19.2	○	0.9338523
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－

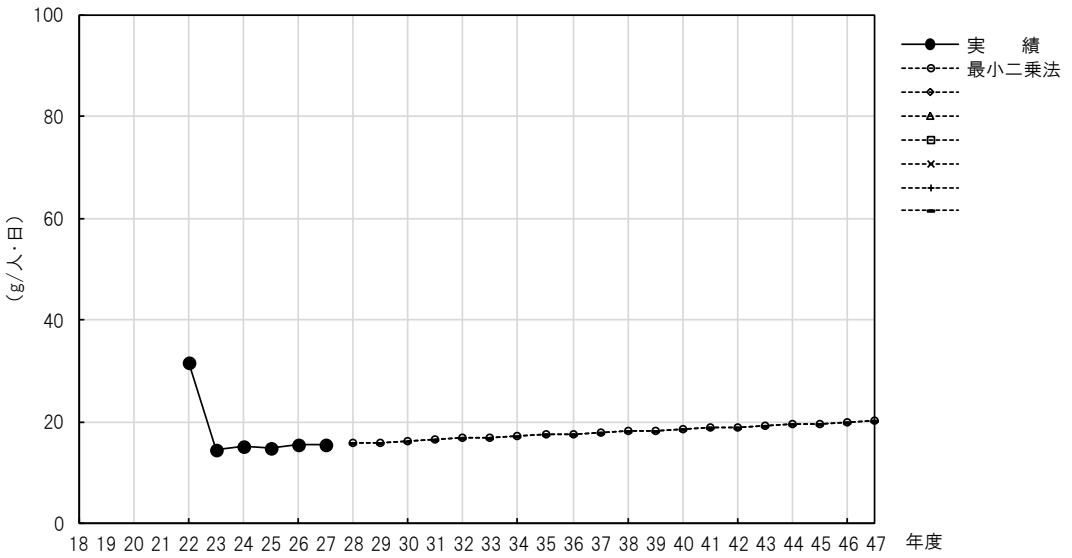

家庭系収集ごみ(家庭系収集不燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系収集ごみ(家庭系収集資源ごみ(空きびん･ガラス類)) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g／人･日)

年 度	18	19	20	21	22
実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	24.7
前年差	-	0.0	0.0	0.0	0.0
前年比	-	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
採用データ	データなし	データなし	データなし	データなし	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	20.1	21.2	19.9	19.1	18.5
前年差	-4.6	1.1	-1.3	-0.8	-0.6
前年比	0.81377	1.05473	0.93868	0.95980	0.96859
採用データ	不採用	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g／人･日)

推計方法	推計式	H.43	採用	相関係数
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
対数回帰法	Y＝21.22-1.94×Ln(平成年度-23)	15.4	○	1.0000000
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-

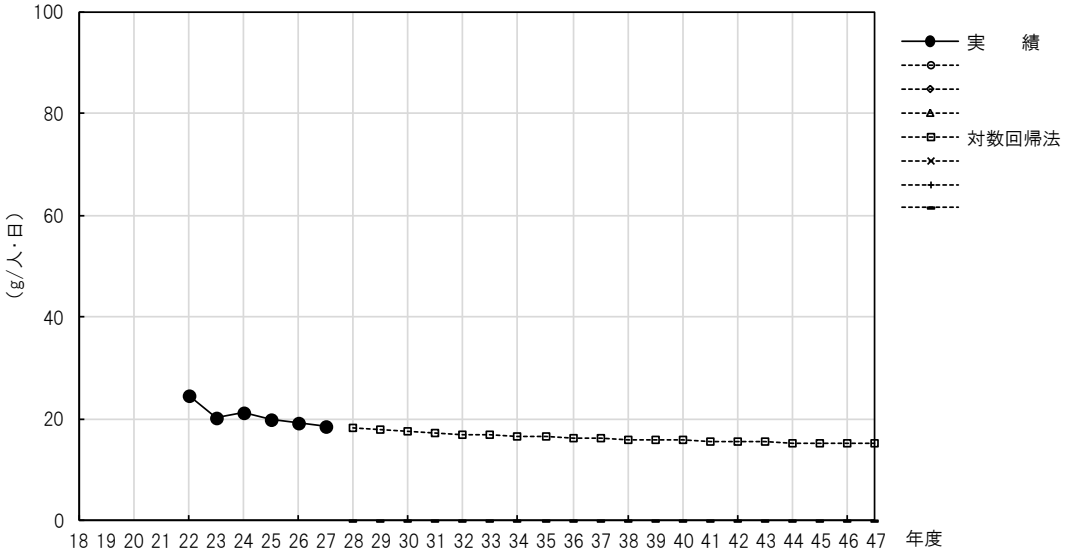

家庭系収集ごみ(家庭系収集資源ごみ(空きびん･ガラス類)) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系収集ごみ(家庭系収集資源ごみ(空き缶)) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g／人・日)

年 度	18	19	20	21	22
実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3
前年差	-	0.0	0.0	0.0	0.0
前年比	-	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
採用データ	データなし	データなし	データなし	データなし	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	10.5	9.8	10.0	9.4	8.8
前年差	0.2	-0.7	0.2	-0.6	-0.6
前年比	1.01942	0.93333	1.02041	0.94000	0.93617
採用データ	不採用	不採用	○	○	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	H.43	採用	相関係数
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
対数回帰法	Y＝10.04-1.07×Ln(平成年度-24)	6.9	○	0.9878292
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-

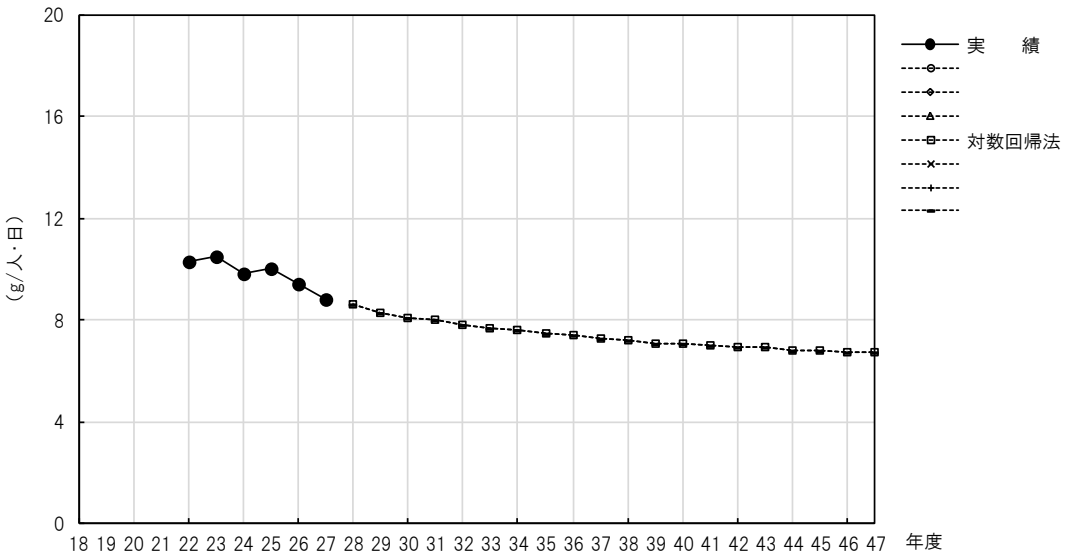

家庭系収集ごみ(家庭系収集資源ごみ(空き缶)) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系収集ごみ(家庭系収集資源ごみ(ペットボトル)) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g／人・日)

年 度	18	19	20	21	22
実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7
前年差	-	0.0	0.0	0.0	0.0
前年比	-	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
採用データ	データなし	データなし	データなし	データなし	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	4.1	5.1	5.0	4.5	4.2
前年差	0.4	1.0	-0.1	-0.5	-0.3
前年比	1.10811	1.24390	0.98039	0.90000	0.93333
採用データ	不採用	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	H.43	採用	相関係数
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
対数回帰法	Y＝5.22-0.65×Ln(平成年度-23)	3.3	○	0.9430225
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-

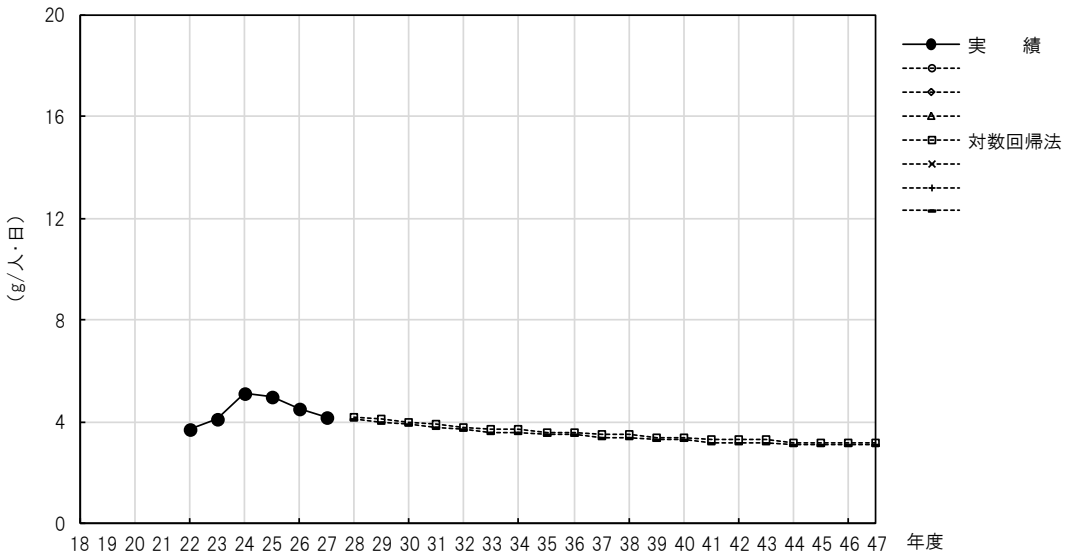

家庭系収集ごみ(家庭系収集資源ごみ(ペットボトル)) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系収集資源ごみ(家庭系収集資源ごみ(プラスチック)) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g／人・日)

年 度	18	19	20	21	22
実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	4.4
前年差	-	0.0	0.0	0.0	0.0
前年比	-	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
採用データ	データなし	データなし	データなし	データなし	○

年 度	23	24	25	26	27
実績値	5.6	8.0	6.9	7.5	7.6
前年差	1.2	2.4	-1.1	0.6	0.1
前年比	1.27273	1.42857	0.86250	1.08696	1.01333
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	H.43	採用	相関係数
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
対数回帰法	Y＝-40.04＋14.61×Ln(平成年度)	14.9	○	0.8078696
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-

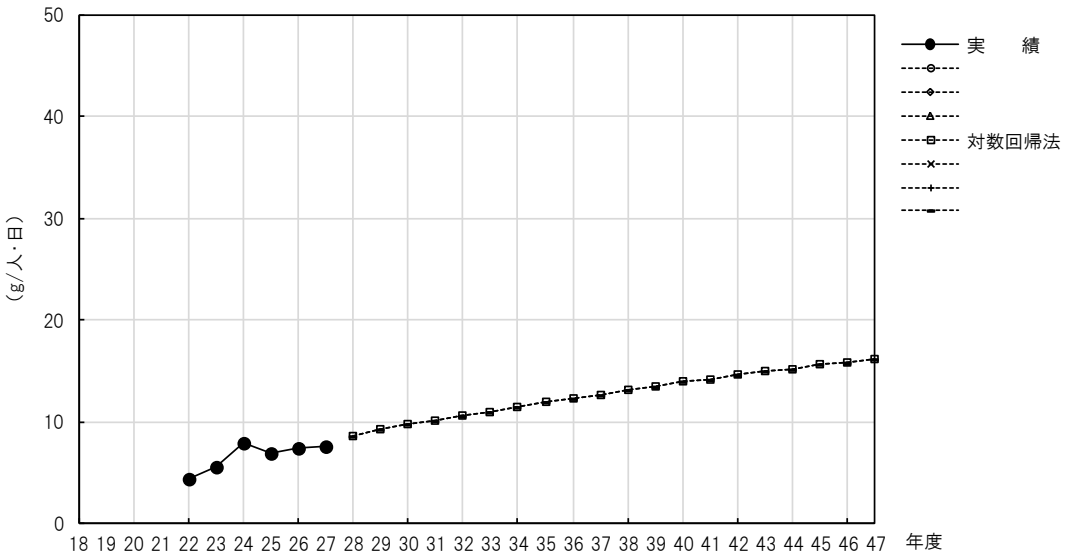

家庭系収集資源ごみ(家庭系収集資源ごみ(プラスチック)) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入可燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

（g／人･日）

年 度	18	19	20	21	22
実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	104.6
前年差	－	0.0	0.0	0.0	0.0
前年比	－	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
採用データ	データなし	データなし	データなし	データなし	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	103.3	121.6	64.8	63.0	65.2
前年差	-1.3	18.3	-56.8	-1.8	2.2
前年比	0.98757	1.17715	0.53289	0.97222	1.03492
採用データ	不採用	不採用	○	○	○

推計式及び推計結果

（g／人･日）

推計方法	推計式	H.43	採用	相関係数
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
対数回帰法	Y＝48.49＋4.86×Ln(平成年度)	66.8	○	0.1706640
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－

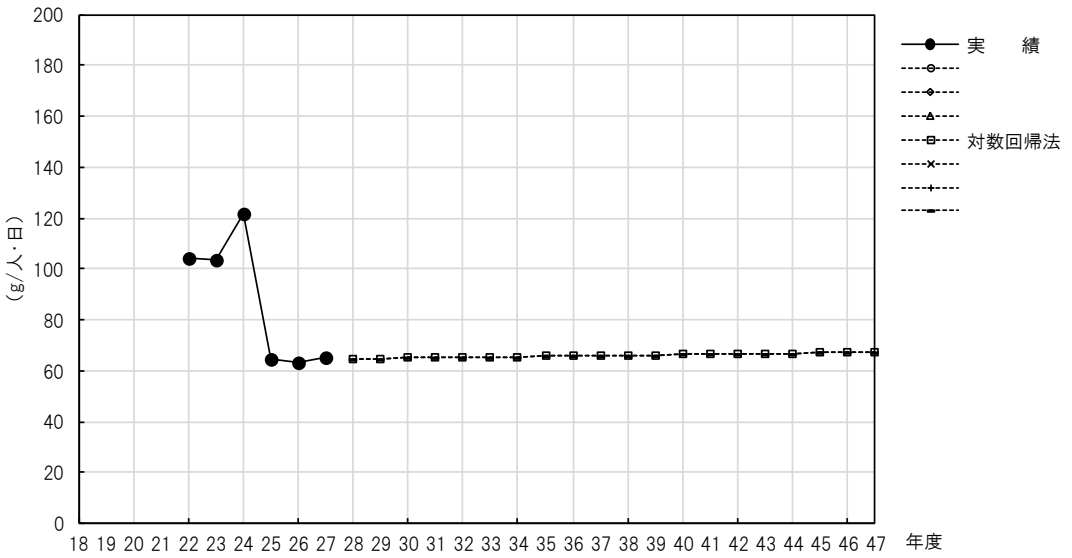

家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入可燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入不燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

（g／人･日）

年 度	18	19	20	21	22
実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
前年差	－	0.0	0.0	0.0	0.0
前年比	－	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
採用データ	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし

年 度	23	24	25	26	27
実績値	0.0	13.6	14.1	12.6	13.7
前年差	0.0	0.0	0.5	-1.5	1.1
前年比	0.00000	0.00000	1.03676	0.89362	1.08730
採用データ	データなし	○	○	○	○

推計式及び推計結果

（g／人･日）

推計方法	推計式	H.43	採用	相関係数
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
平 均	Y＝13.5	13.5	○	－
－	－	－	0	－
補 正 式	Y＝13.5＋	13.5	◎	－

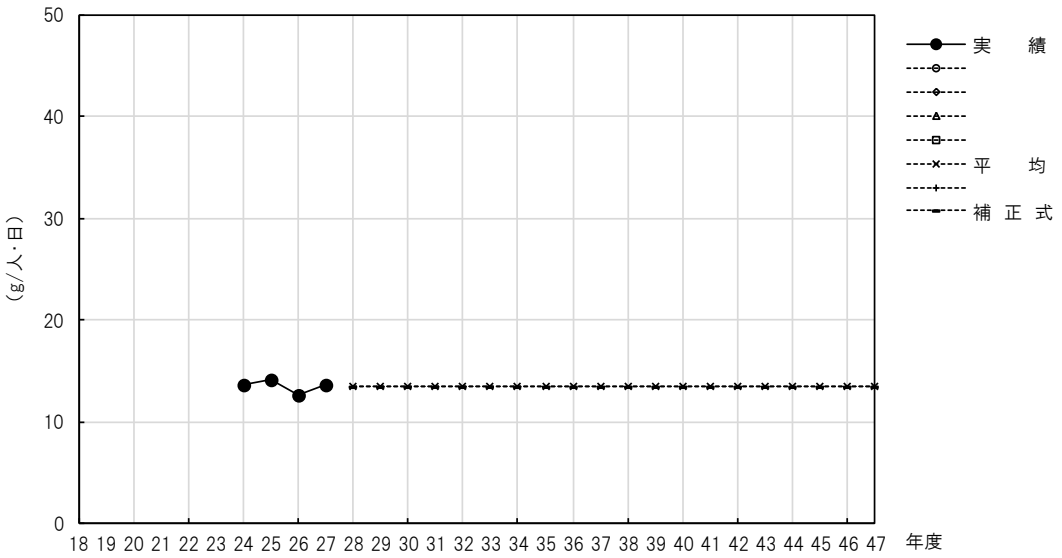

家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入不燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入粗大ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

（g／人･日）

年 度	18	19	20	21	22
実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
前年差	－	0.0	0.0	0.0	0.0
前年比	－	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
採用データ	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし

年 度	23	24	25	26	27
実績値	0.0	0.0	55.3	56.1	76.3
前年差	0.0	0.0	0.0	0.8	20.2
前年比	0.00000	0.00000	0.00000	1.01447	1.36007
採用データ	データなし	データなし	○	○	○

推計式及び推計結果

（g／人･日）

推計方法	推計式	H.43	採用	相関係数
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
平 均	Y＝62.6	62.6	○	－
－	－	－	0	－
補 正 式	Y＝62.6＋	62.6	◎	－

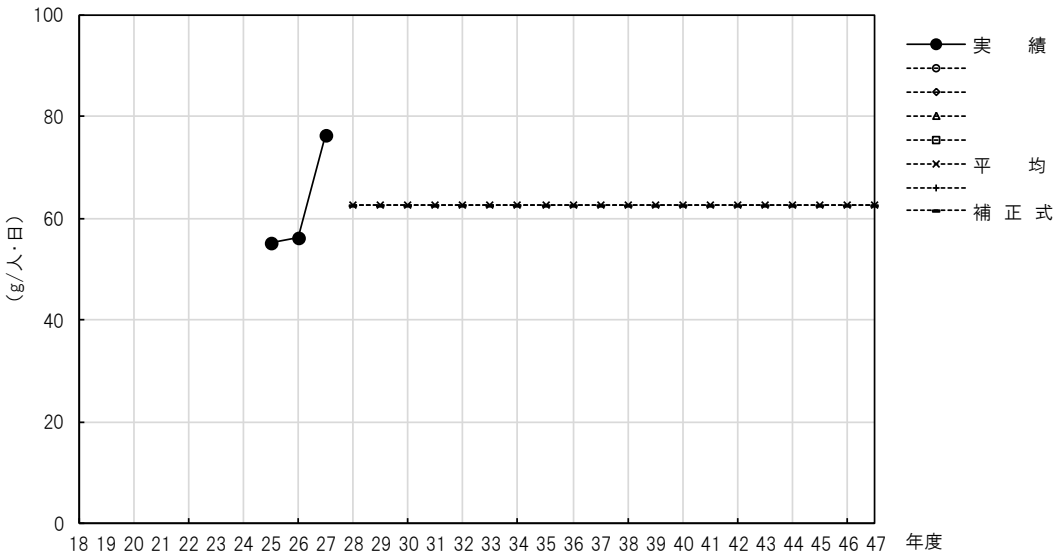

家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入粗大ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入可燃ごみ) 1日平均排出量の実績

（t／日）

年　度	18	19	20	21	22
実績値	0.00	0.98	0.81	0.85	0.85
前年差	－	0.00	-0.17	0.04	0.00
前年比	－	0.00000	0.82653	1.04938	1.00000
採用データ	データなし	不採用	不採用	不採用	不採用

年　度	23	24	25	26	27
実績値	0.00	0.00	0.88	0.75	0.74
前年差	0.00	0.00	0.00	-0.13	-0.01
前年比	0.00000	0.00000	0.00000	0.85227	0.98667
採用データ	データなし	データなし	不採用	○	○

推計式及び推計結果

（t／日）

推計方法	推計式	H.43	採用	相関係数
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
対数回帰法	Y＝0.750-0.014×Ln(平成年度-25)	0.71	○	1.0000000
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－

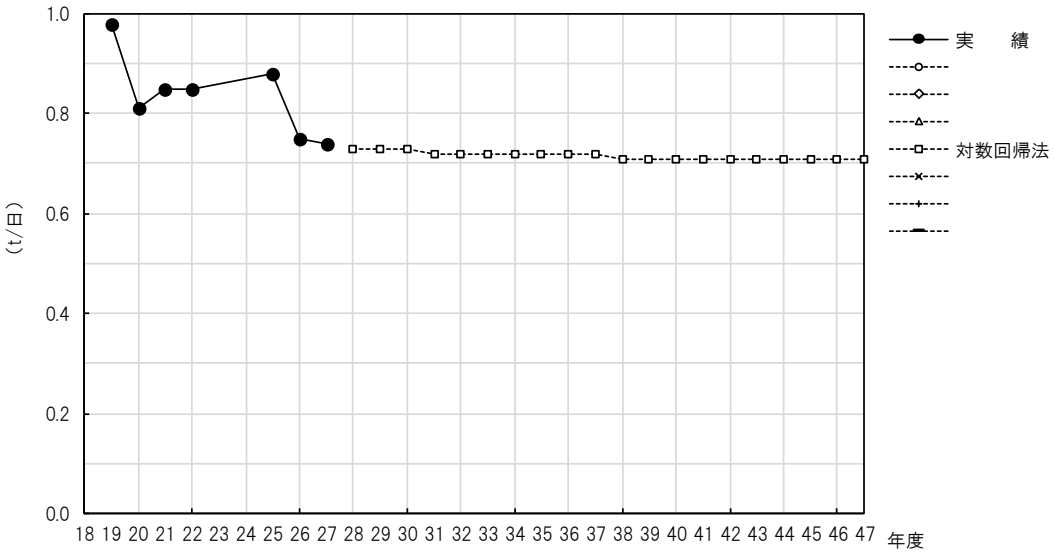

事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入可燃ごみ) 1日平均排出量の推計結果

事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入粗大ごみ) 1日平均排出量の実績

（t／日）

年　度	18	19	20	21	22
実績値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
前年差	－	0.00	0.00	0.00	0.00
前年比	－	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
採用データ	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし

年　度	23	24	25	26	27
実績値	0.55	0.82	0.16	0.12	0.17
前年差	0.00	0.27	-0.66	-0.04	0.05
前年比	0.00000	1.49091	0.19512	0.75000	1.41667
採用データ	不採用	不採用	○	○	○

推計式及び推計結果

（t／日）

推計方法	推計式	H.43	採用	相関係数
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
平　　均	Y＝0.15	0.15	○	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－

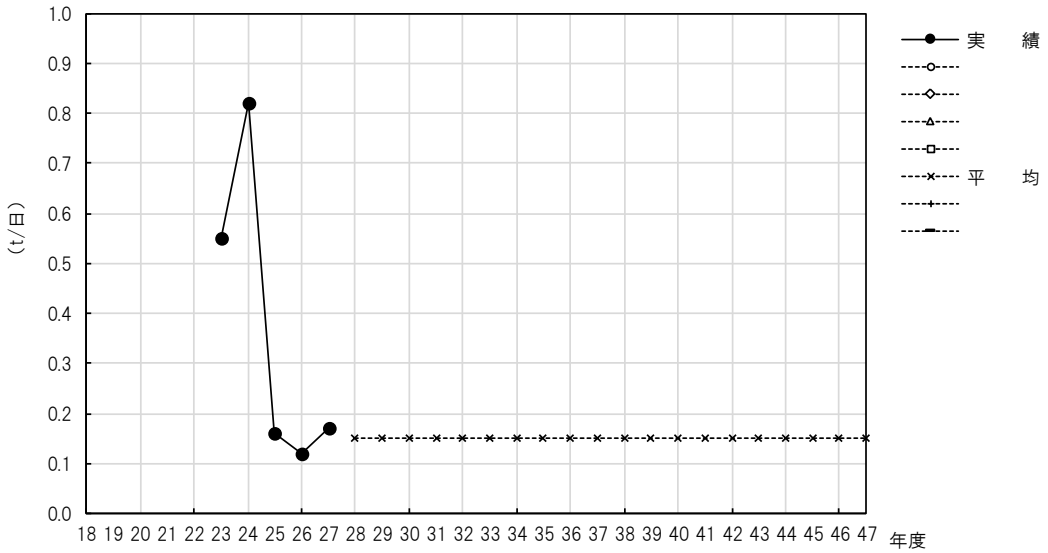

事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入粗大ごみ) 1日平均排出量の推計結果

４．ごみ排出量の将来推計（目標達成）

（１）数値目標の設定

本計画における数値目標は、家庭系可燃ごみについて排出抑制目標を設定した。また、家庭系の収集可燃ごみ及び収集不燃ごみに混入している再資源化が可能なごみについて分別徹底による資源ごみへの移行量に目標を設定した。さらに、中間処理施設での処理方法等の変更による資源回収量についても目標を設定するものとした。（具体的な考え方は、本編p4-4～p4-7参照）。

（２）ごみ処理の内訳

目標達成時の処理内訳では、目標設定に基づき以下の処理内訳を再設定した。

■空きびん・ガラス類の処理内訳

ごみの種類	割合（平均）	処理
ガラス類	15.2%	埋立
蛍光管	0.8%	資源化
ビン類	84.1%	資源化

■プラスチック類の処理内訳

ごみの種類	割合	処理
プラ・発泡	95.0%	資源化
残渣	5.0%	焼却

■不燃ごみ（収集）の処理内訳

ごみの種類		割合	処理
小型電気器具類		1.3%	資源化
その他金属・陶磁器類ほか		98.7%	
	その他金属・小型家電類	3.0%	資源化
	陶磁器類ほか	97.0%	埋立

目標を達成した場合の将来見込みは、図表2-5及び2-6に示すとおりである。

◆図表2-5 ごみ排出量将来見込み（単純推計）

← 実績　推計 →　　計画目標年度 ▼

			年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
人口	行政区域内人口		[人]	14,590	14,469	14,209	13,919	13,647	13,424	13,193	12,970	12,754	12,545	12,343	12,146	11,956	11,770	11,590	11,414
人口	計画処理区域内人口（計画収集人口）		[人]	14,590	14,469	14,209	13,919	13,647	13,424	13,193	12,970	12,754	12,545	12,343	12,146	11,956	11,770	11,590	11,414
家庭系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ（可燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	2,692	2,701	2,681	2,528	2,494	2,467	2,354	2,245	2,139	2,037	1,935	1,840	1,745	1,653	1,566	1,482
			一日ごみ量 [t/日]	7.38	7.40	7.34	6.93	6.83	6.76	6.45	6.15	5.86	5.58	5.30	5.04	4.78	4.53	4.29	4.06
			原単位 [g/人/日]	505.5	511.4	516.9	497.6	500.7	503.7	488.9	474.1	459.3	444.5	429.7	414.9	400.0	385.2	370.4	355.6
		燃えないごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	77	80	78	78	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
			一日ごみ量 [t/日]	0.21	0.22	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
			原単位 [g/人/日]	14.5	15.1	15.0	15.4	15.5	15.8	16.0	16.3	16.5	16.7	16.9	17.2	17.4	17.6	17.9	18.1
		資源ごみ（空きびん・ガラス類）	年間ごみ量 [t/年]	107	112	103	97	92	88	84	84	80	77	77	73	73	69	69	66
			一日ごみ量 [t/日]	0.29	0.31	0.28	0.27	0.25	0.24	0.23	0.23	0.22	0.21	0.21	0.20	0.20	0.19	0.19	0.18
			原単位 [g/人/日]	20.1	21.2	19.9	19.1	18.5	18.1	17.7	17.4	17.2	17.0	16.8	16.6	16.4	16.2	16.1	16.0
		資源ごみ（空き缶）	年間ごみ量 [t/年]	56	52	52	48	44	44	40	40	37	37	37	33	33	33	29	29
			一日ごみ量 [t/日]	0.15	0.14	0.14	0.13	0.12	0.12	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08
			原単位 [g/人/日]	10.5	9.8	10.0	9.4	8.8	8.6	8.3	8.1	8.0	7.8	7.7	7.6	7.5	7.4	7.3	7.2
		資源ごみ（ペットボトル）	年間ごみ量 [t/年]	22	27	26	23	21	22	18	18	18	18	18	15	15	15	15	15
			一日ごみ量 [t/日]	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
			原単位 [g/人/日]	4.1	5.1	5.0	4.5	4.2	4.2	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.7	3.6	3.6	3.5	3.5
		資源ごみ（プラスチック）	年間ごみ量 [t/年]	30	42	36	38	38	44	77	113	146	179	212	241	270	299	325	354
			一日ごみ量 [t/日]	0.08	0.12	0.10	0.10	0.10	0.12	0.21	0.31	0.40	0.49	0.58	0.66	0.74	0.82	0.89	0.97
			原単位 [g/人/日]	5.6	8.0	6.9	7.5	7.6	8.6	16.2	23.8	31.4	39.0	46.6	54.2	61.9	69.5	77.1	84.7
		収集ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	2,984	3,014	2,976	2,812	2,766	2,742	2,650	2,577	2,497	2,425	2,356	2,279	2,213	2,146	2,081	2,023
			一日ごみ量 [t/日]	8.17	8.26	8.14	7.70	7.57	7.51	7.26	7.06	6.84	6.64	6.45	6.24	6.06	5.88	5.70	5.54
			原単位 [g/人/日]	560.3	570.7	573.8	553.5	555.3	559.6	550.3	544.4	536.4	529.6	523.0	514.1	507.1	499.5	491.9	485.6
	直接搬入ごみ	燃えるごみ（可燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	550	642	336	320	325	318	310	303	296	288	281	277	270	266	259	252
			一日ごみ量 [t/日]	1.51	1.76	0.92	0.88	0.89	0.87	0.85	0.83	0.81	0.79	0.77	0.76	0.74	0.73	0.71	0.69
			原単位 [g/人/日]	103.3	121.6	64.8	63.0	65.2	64.7	64.3	63.9	63.5	63.1	62.7	62.3	62.0	61.6	61.2	60.8
		燃えないごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	0	72	73	64	68	66	73	77	84	88	91	99	102	106	110	117
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.20	0.20	0.18	0.19	0.18	0.20	0.21	0.23	0.24	0.25	0.27	0.28	0.29	0.30	0.32
			原単位 [g/人/日]	0.0	13.6	14.1	12.6	13.7	13.5	14.9	16.3	17.7	19.1	20.5	21.9	23.5	24.9	26.3	27.7
		粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	287	285	380	307	296	285	270	263	252	241	230	219	212	201
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.79	0.78	1.04	0.84	0.81	0.78	0.74	0.72	0.69	0.66	0.63	0.60	0.58	0.55
			原単位 [g/人/日]	0.0	0.0	55.3	56.1	76.3	62.6	61.2	59.8	58.4	57.0	55.6	54.2	52.6	51.2	49.8	48.4
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	550	714	696	669	773	691	679	665	650	639	624	617	602	591	581	570
			一日ごみ量 [t/日]	1.51	1.96	1.91	1.84	2.12	1.89	1.86	1.82	1.78	1.75	1.71	1.69	1.65	1.62	1.59	1.56
			原単位 [g/人/日]	103.3	135.2	134.2	131.7	155.2	141.0	141.0	140.5	139.6	139.6	138.5	139.2	137.9	137.6	137.3	136.8
	家庭系ごみ合計		年間ごみ量 [t/年]	3,534	3,728	3,672	3,481	3,539	3,433	3,329	3,242	3,147	3,064	2,980	2,896	2,815	2,737	2,662	2,593
			一日ごみ量 [t/日]	9.68	10.22	10.05	9.54	9.69	9.40	9.12	8.88	8.62	8.39	8.16	7.93	7.71	7.50	7.29	7.10
			原単位 [g/人/日]	663.6	705.9	708.0	685.2	710.5	700.6	691.3	684.8	676.0	669.2	661.5	653.2	645.1	637.1	629.3	622.4
事業系ごみ	許可業者等搬入ごみ	燃えるごみ（可燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		燃えないごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		収集ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	直接搬入ごみ	燃えるごみ（可燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	0	0	320	274	269	266	266	266	263	263	263	263	263	263	263	259
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.88	0.75	0.74	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.71
		燃えないごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	200	300	57	45	63	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
			一日ごみ量 [t/日]	0.55	0.82	0.16	0.12	0.17	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	200	300	377	319	332	321	321	321	318	318	318	318	318	318	318	314
			一日ごみ量 [t/日]	0.55	0.82	1.04	0.87	0.91	0.88	0.88	0.88	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.86
	事業系ごみ合計		年間ごみ量 [t/年]	200	300	377	319	332	321	321	321	318	318	318	318	318	318	318	314
			一日ごみ量 [t/日]	0.55	0.82	1.04	0.87	0.91	0.88	0.88	0.88	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.86
排出量	燃えるごみ（可燃ごみ）		年間ごみ量 [t/年]	3,242	3,343	3,337	3,122	3,088	3,051	2,930	2,814	2,698	2,588	2,479	2,380	2,278	2,182	2,088	1,993
			一日ごみ量 [t/日]	8.89	9.16	9.14	8.56	8.46	8.36	8.03	7.71	7.39	7.09	6.79	6.52	6.24	5.98	5.72	5.46
	燃えないごみ（不燃ごみ）		年間ごみ量 [t/年]	77	152	151	142	145	143	150	154	161	165	168	176	179	183	187	194
			一日ごみ量 [t/日]	0.21	0.42	0.41	0.39	0.40	0.39	0.41	0.42	0.44	0.45	0.46	0.48	0.49	0.50	0.51	0.53
	資源ごみ		年間ごみ量 [t/年]	215	233	217	206	195	198	219	255	281	311	344	362	391	416	438	464
			一日ごみ量 [t/日]	0.58	0.64	0.59	0.56	0.53	0.54	0.60	0.70	0.77	0.85	0.94	0.99	1.07	1.14	1.20	1.27
	粗大ごみ		年間ごみ量 [t/年]	200	300	344	330	443	362	351	340	325	318	307	296	285	274	267	256
			一日ごみ量 [t/日]	0.55	0.82	0.95	0.90	1.21	0.99	0.96	0.93	0.89	0.87	0.84	0.81	0.78	0.75	0.73	0.70
	排出量計		年間ごみ量 [t/年]	3,734	4,028	4,049	3,800	3,871	3,754	3,650	3,563	3,465	3,382	3,298	3,214	3,133	3,055	2,980	2,907
			一日ごみ量 [t/日]	10.23	11.04	11.09	10.41	10.60	10.28	10.00	9.76	9.49	9.26	9.03	8.80	8.58	8.37	8.16	7.96
			原単位 [g/人/日]	701.2	762.7	780.7	748.0	777.1	766.2	758.0	752.6	744.3	738.6	732.0	725.0	717.9	711.1	704.4	697.8
		集団資源回収量	年間ごみ量 [t/年]	383	392	380	398	329	318	321	329	332	339	343	347	350	358	361	365
			一日ごみ量 [t/日]	1.05	1.07	1.04	1.09	0.90	0.87	0.88	0.90	0.91	0.93	0.94	0.95	0.96	0.98	0.99	1.00
			原単位 [g/人/日]	71.9	74.2	73.3	78.3	66.0	64.6	66.9	69.2	71.5	73.8	76.1	78.4	80.6	82.9	85.2	87.5
	総排出量		年間ごみ量 [t/年]	4,117	4,420	4,429	4,198	4,200	4,072	3,971	3,892	3,797	3,721	3,641	3,561	3,483	3,413	3,341	3,272
			一日ごみ量 [t/日]	11.28	12.11	12.13	11.50	11.50	11.15	10.88	10.66	10.40	10.19	9.97	9.75	9.54	9.35	9.15	8.96
			原単位 [g/人/日]	773.1	836.9	854.0	826.3	843.2	831.1	824.6	822.1	815.6	812.6	808.2	803.2	798.1	794.5	789.8	785.4

注）　端数処理のため若干の誤差を含む。

◆図表2-6　ごみ処理内訳の将来見込み（目標達成）

計画目標年度 ▼

実績← →推計

区分		処理	年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
ごみ排出量	**A 可燃ごみ**		**t/年**	**3,088**	**3,051**	**2,930**	**2,814**	**2,698**	**2,588**	**2,479**	**2,380**	**2,278**	**2,182**	**2,088**	**1,993**
	収集（家庭系）	焼却①	t/年	2,494	2,467	2,354	2,245	2,139	2,037	1,935	1,840	1,745	1,653	1,566	1,482
	直搬（家庭系）	焼却①	t/年	325	318	310	303	296	288	281	277	270	266	259	252
	直搬（事業系）	焼却①	t/年	269	266	266	266	263	263	263	263	263	263	263	259
	B 不燃ごみ		**t/年**	**145**	**143**	**150**	**154**	**161**	**165**	**168**	**176**	**179**	**183**	**187**	**194**
	収集（家庭系）陶器・小型電気・金属類等	選別①	t/年	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
	直搬（家庭系）金属類	選別②	t/年	68	66	73	77	84	88	91	99	102	106	110	117
	C 資源ごみ		**t/年**	**195**	**198**	**219**	**255**	**281**	**311**	**344**	**362**	**391**	**416**	**438**	**464**
	収集（家庭系）空きびん・ガラス類	選別③	t/年	92	88	84	84	80	77	77	73	73	69	69	66
	収集（家庭系）空き缶	選別④	t/年	44	44	40	40	37	37	37	33	33	33	29	29
	収集（家庭系）ペットボトル	選別⑤	t/年	21	22	18	18	18	18	18	15	15	15	15	15
	収集（家庭系）プラスチック類	選別⑥	t/年	38	44	77	113	146	179	212	241	270	299	325	354
	D 粗大ごみ		**t/年**	**443**	**362**	**351**	**340**	**325**	**318**	**307**	**296**	**285**	**274**	**267**	**256**
	直搬（家庭系）	破砕選別①	t/年	380	307	296	285	270	263	252	241	230	219	212	201
	直搬（事業系）	破砕選別①	t/年	63	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
	E 排出量計＝（A～D）の合計		**t/年**	**3,871**	**3,754**	**3,650**	**3,563**	**3,465**	**3,382**	**3,298**	**3,214**	**3,133**	**3,055**	**2,980**	**2,907**
	F 集団回収量	資源化	t/年	329	318	321	329	332	339	343	347	350	358	361	365
	G 発生量＝ E＋F		**t/年**	**4,200**	**4,072**	**3,971**	**3,892**	**3,797**	**3,721**	**3,641**	**3,561**	**3,483**	**3,413**	**3,341**	**3,272**
処理・処分内訳 焼却処理	可燃物処理センター		t/年	3,153	3,099	2,978	2,862	2,746	2,637	2,529	2,430	2,327	2,232	2,138	2,045
	可燃ごみ	焼却①	t/年	3,088	3,051	2,930	2,814	2,698	2,588	2,479	2,380	2,278	2,182	2,088	1,993
	資源ごみ処理残渣（クリーンセンター）	焼却②	t/年	13	5	7	9	10	12	14	15	16	18	19	22
	粗大ごみ処理残渣（クリーンセンター）	焼却③	t/年	52	43	41	39	38	37	36	35	33	32	31	30
	処理内訳 処理残渣		t/年												
	焼却残渣（主灰） 15.3%	埋立①	t/年	481	474	456	438	420	403	387	372	356	341	327	313
破砕・選別処理	クリーンセンター		t/年	783	703	720	749	767	794	819	834	855	873	892	914
	不燃ごみ（収集）	選別①	t/年	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
	不燃ごみ（直搬金属類）	選別②	t/年	68	66	73	77	84	88	91	99	102	106	110	117
	資源ごみ（空きびん・ガラス類）	選別③	t/年	92	88	84	84	80	77	77	73	73	69	69	66
	資源ごみ（空き缶）	選別④	t/年	44	44	40	40	37	37	37	33	33	33	29	29
	資源ごみ（ペットボトル）	選別⑤	t/年	21	22	18	18	18	18	18	15	15	15	15	15
	資源ごみ（プラスチック類）	選別⑥	t/年	38	44	77	113	146	179	212	241	270	299	325	354
	粗大ごみ	破砕選別①	t/年	443	362	351	340	325	318	307	296	285	274	267	256
	処理内訳 不燃ごみ		t/年	145	143	150	154	161	165	168	176	179	183	187	194
	収集ごみ		t/年	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
	その他金属類 98.7%		t/年	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76
	その他 97.0%	埋立②	t/年	76	76	76	76	76	74	74	74	74	74	74	74
	金属・小型電気 3.0%	資源化	t/年	0					2	2	2	2	2	2	2
	小型電気器具類 1.3%	資源化	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	直搬金属類 100.0%	資源化	t/年	68	66	73	77	84	88	91	99	102	106	110	117
	資源ごみ		t/年	195	198	219	255	281	311	344	362	391	416	438	464
	空きびん類・ガラス類		t/年	92	88	84	84	80	77	77	73	73	69	69	66
	ガラス類 15.2%	埋立③	t/年	－	13	12	12	12	11	11	11	11	10	10	10
	蛍光管 0.8%	資源化	t/年	－	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ビン類 84.1%	埋立③	t/年	－	74	71	71	67							
		資源化	t/年	－					65	65	61	61	58	58	55
	空き缶		t/年	44	44	40	40	37	37	37	33	33	33	29	29
	スチール缶 45.5%	資源化	t/年	20	20	18	18	17	17	17	15	15	15	13	13
	アルミ缶 54.5%	資源化	t/年	24	24	22	22	20	20	20	18	18	18	16	16
	ペットボトル		t/年	21	22	18	18	18	18	18	15	15	15	15	15
	ペットボトル 85.7%	資源化	t/年	18	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	19
	選別残渣 14.3%	焼却②	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4
	プラスチック類		t/年	38	44	77	113	146	179	212	241	270	299	325	354
	プラスチック類 95.0%	資源化	t/年	28	42	73	107	139	170	201	229	257	284	309	336
	発泡スチロール 0.0%	資源化	t/年	0	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
	選別残渣 5.0%	焼却②	t/年	10	2	4	6	7	9	11	12	13	15	16	18
	粗大ごみ		t/年	443	362	351	340	325	318	307	296	285	274	267	256
	木材 5.4%	焼却③	t/年	24	20	19	18	18	17	17	16	15	15	14	14
	廃プラ 6.3%	焼却③	t/年	28	23	22	21	20	20	19	19	18	17	17	16
	畳 1.4%	埋立④	t/年	6	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4
	火事ごみ/その他破砕不適物 86.9%	埋立④	t/年	385	314	305	296	282	277	267	257	248	238	232	222
直接資源化	乾電池・体温計	資源化	t/年		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
最終処分場	最終処分場		t/年	1,040	956	925	898	862	769	743	718	693	667	647	623
	焼却残渣	埋立①	t/年	481	474	456	438	420	403	387	372	356	341	327	313
	埋立ごみ処理残渣	埋立②	t/年	76	76	76	76	76	74	74	74	74	74	74	74
	資源ごみ処理残渣	埋立③	t/年	92	87	83	83	79	11	11	11	11	10	10	10
	粗大ごみ処理残渣	埋立④	t/年	391	319	310	301	287	281	271	261	252	242	236	226
資源化（マテリアルリサイクル）			t/年	488	494	530	576	615	724	762	794	828	864	892	928
（リサイクル率）				11.6%	12.1%	13.3%	14.8%	16.2%	19.5%	20.9%	22.3%	23.8%	25.3%	26.7%	28.4%
資源物		資源化	t/年	159	176	209	247	283	385	419	447	478	506	531	563
集団回収			t/年	329	318	321	329	332	339	343	347	350	358	361	365
最終処分			t/年	1,040	956	925	898	862	769	743	718	693	667	647	623
（最終処分率）				26.9%	25.5%	25.3%	25.2%	24.9%	22.7%	22.5%	22.3%	22.1%	21.8%	21.7%	21.4%

資料３　生活排水処理形態別人口及びし尿等の将来見込み

１．将来見込みの算出手順

本計画における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来見込みは、図表 3-1 に示す手順で算出した。

◆図表 3-1　生活排水処理形態別人口及びし尿排出量等の推計手順

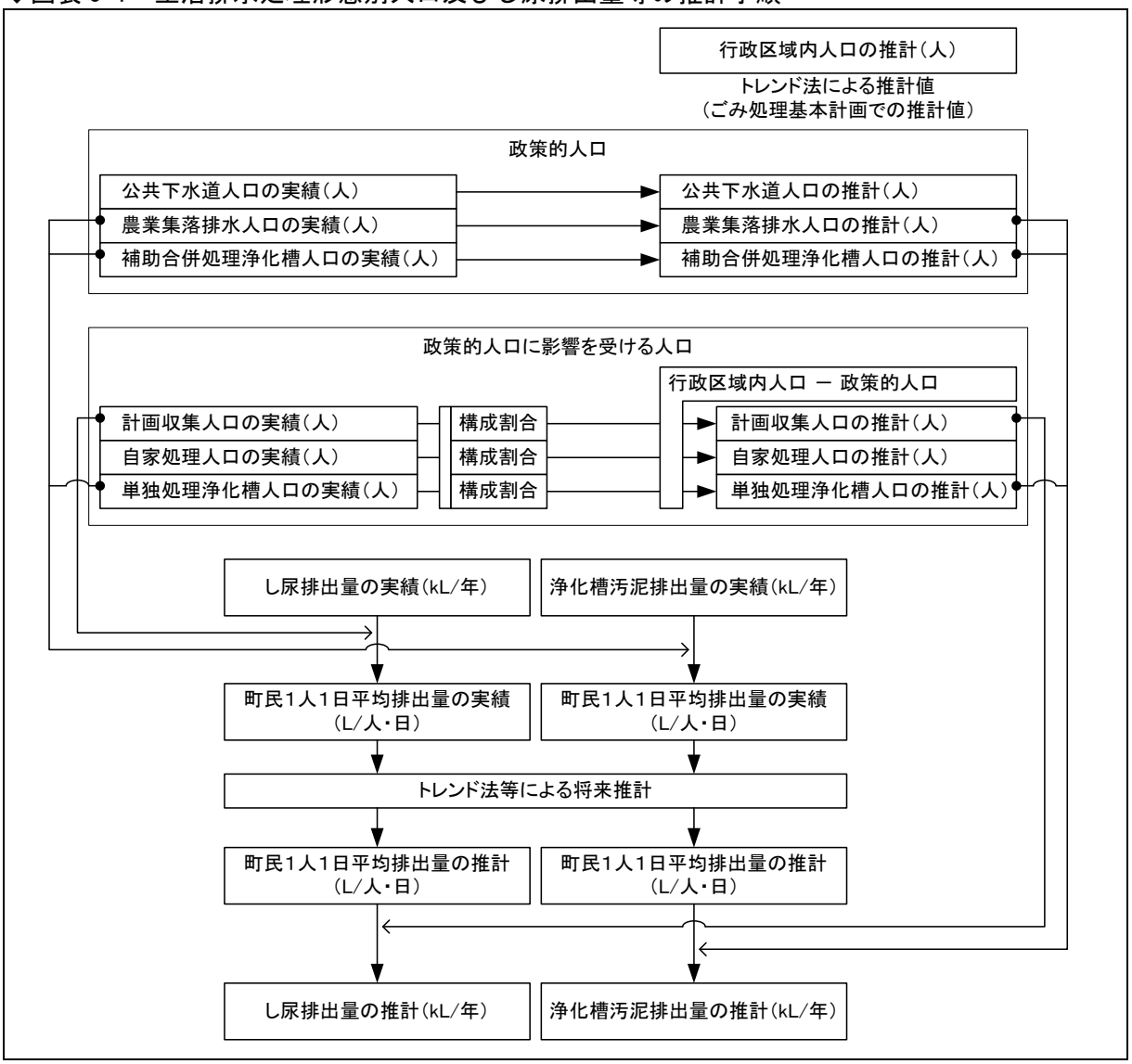

２．処理形態別人口の推計

（１）公共下水道

公共下水道人口は、本町資料を基に将来の接続人口（水洗化人口）推計値を設定した。

◆図表 3-2　公共下水道人口の実績と推計

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
三成処理区（特環）	接続人口実績	1,474	1,485	1,536	1,567	1,544	1,535								
	接続人口推計							1,505	1,497	1,488	1,464	1,440	1,417	1,393	1,370
	接続率（水洗化率）							98%	99%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
横田処理区（単独）	接続人口実績	1,149	1,209	1,274	1,385	1,442	1,458								
	接続人口推計							1,522	1,672	1,668	1,656	1,634	1,620	1,590	1,560
	接続率（水洗化率）							85%	95%	97%	99%	100%	100%	100%	100%
公共下水道接続人口		**2,623**	**2,694**	**2,810**	**2,952**	**2,986**	**2,993**	**3,027**	**3,169**	**3,156**	**3,120**	**3,074**	**3,037**	**2,983**	**2,930**

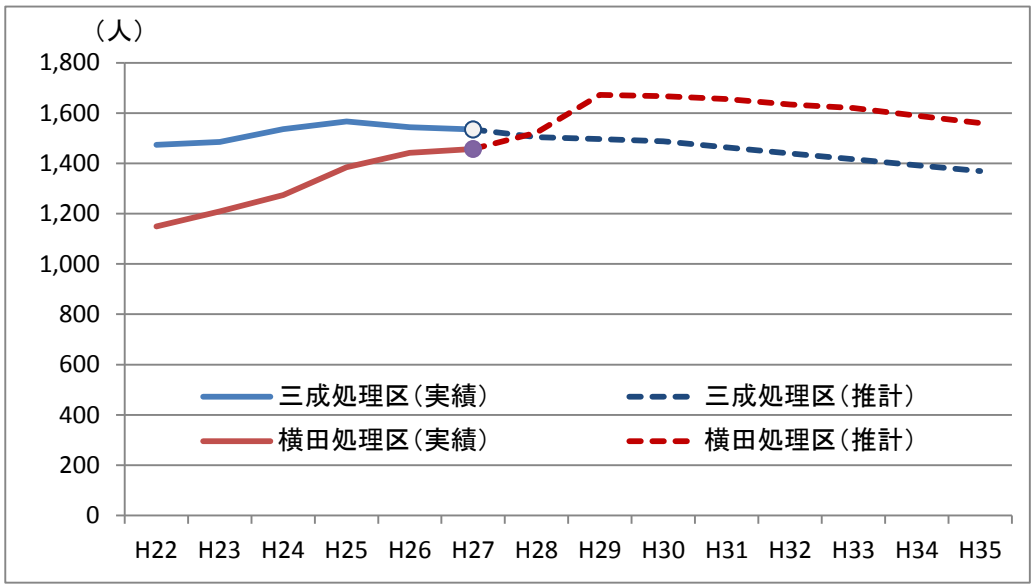

（２）農業集落排水

農業集落排水人口は、整備人口、接続人口（水洗化人口）それぞれの実績より最新年度における対前年度減少率を算出し、前年度の実績人口に乗じることで求めた。なお、平成 35 年度では、接続人口が整備人口を上回るため、平成 35 年度の推計人口は整備人口とした。

◆図表 3-3　農業集落排水人口の実績と推計

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
実績	整備人口	5,582	5,496	5,441	5,344	5,240	5,098								
	接続人口	3,638	3,673	3,684	3,744	3,750	3,783								
	接続率	65.17%	66.83%	67.71%	70.06%	71.56%	74.21%								
増減	整備人口各年増減		-86	-55	-97	-104	-142								
	各年減少率		98.5%	99.0%	98.2%	98.1%	97.3%								
	接続人口各年増減		35	11	60	6	33								
	各年減少率		101.0%	100.3%	101.6%	100.2%	100.9%								
将来設定値	整備人口	H27減少率×前年度人口 →					5,098	4,960	4,826	4,696	4,569	4,446	4,326	4,209	4,095
	接続人口	H27減少率×前年度人口 →					3,783	3,817	3,851	3,886	3,921	3,956	3,992	4,028	4,064
	接続率						74.21%	76.95%	79.80%	82.75%	85.81%	88.99%	92.28%	95.69%	99.23%
農業集落排水接続人口		**3,638**	**3,673**	**3,684**	**3,744**	**3,750**	**3,783**	**3,817**	**3,851**	**3,886**	**3,921**	**3,956**	**3,992**	**4,028**	**4,095**

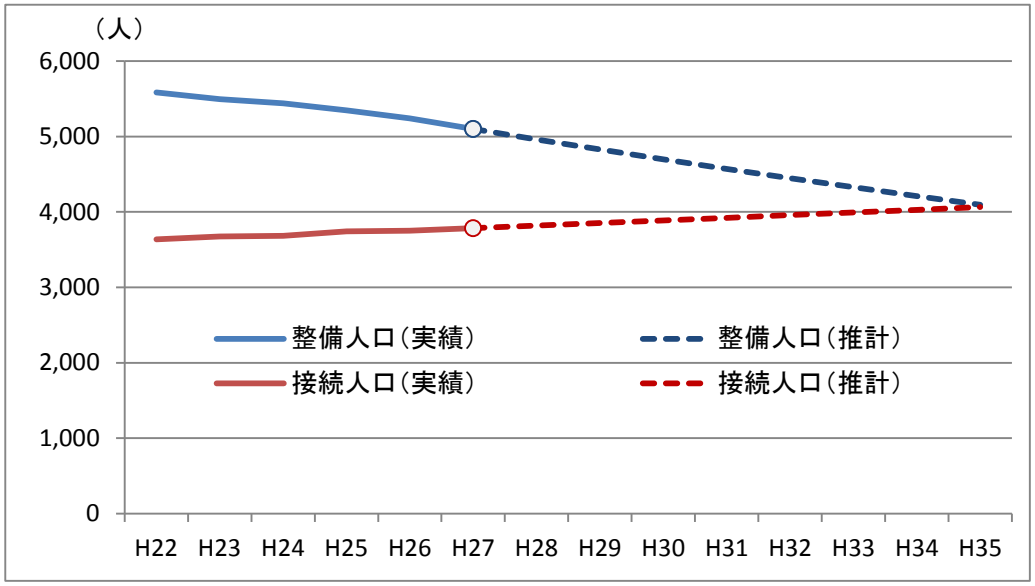

（３）補助事業による合併処理浄化槽

補助事業による合併処理浄化槽人口は、循環型社会形成推進地域計画に記載された過去の補助合併浄化槽の設置基数・整備人口の計画を基に設定した。

具体的な手順は、次のとおりである。

【補助合併処理浄化槽の将来人口の設定手順】

①現状において、合併浄化槽への未接続人口は今後 4 年間で全て接続する。

②整備人口は平成 27 年度行政区域内人口の対前年度減少率に基づき減少する。

③整備人口は、毎年度新たに 190 人増加する。

④整備人口に対して接続率を乗じる。

なお、平成 35 年度については、目標を達成した場合（生活排水処理率 100%）、本項で設定した生活排水処理人口を合計すると、行政区域内人口の推計値を超えるため、平成 35 年度の合併処理浄化槽人口は行政区域内人口に整合するよう人口を調整した。

◆図表 3-4　農業集落排水人口の実績

			H22	H23	H24	H25	H26	H27
水道課資料より	整備人口	浄化槽設置整備	1,929	1,929	1,929	1,663	1,671	1,629
		浄化槽市町村整備	1,868	2,060	2,193	2,289	2,362	2,434
		その他	251	251	251	228	252	212
			4,048	4,240	4,373	4,180	4,285	4,275
	接続人口		3,847	3,947	4,066	4,094	4,209	4,220
	接続率		95.03%	93.09%	92.98%	97.94%	98.23%	98.71%
行政区域内人口（各年度10月1日外国人込み）			14,957	14,590	14,469	14,209	13,919	13,647
各年減少率				97.5%	99.2%	98.2%	98.0%	**98.0%**

◆図表 3-5　農業集落排水人口の推計

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
整備人口の設定値	人口減少率考慮後の整備人口① →					4,275	4,190	4,292	4,392	4,490	4,586	4,680	4,773	4,864
	毎年度の新たな整備人口② →						190	190	190	190	190	190	190	190
	各年度整備人口（①+②） →						4,380	4,482	4,582	4,680	4,776	4,870	4,963	5,054
接続率の設定値	毎年0.4%増加、100%到達後は100% →					98.71%	99.11%	99.51%	99.91%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
接続人口の設定値			整備人口×接続率 →				4,341	4,460	4,578	4,680	4,776	4,870	4,963	5,054
合併処理浄化槽人口（小型合併）	**3,847**	**3,947**	**4,066**	**4,094**	**4,209**	**4,220**	**4,341**	**4,460**	**4,578**	**4,680**	**4,776**	**4,870**	**4,963**	**4,931**

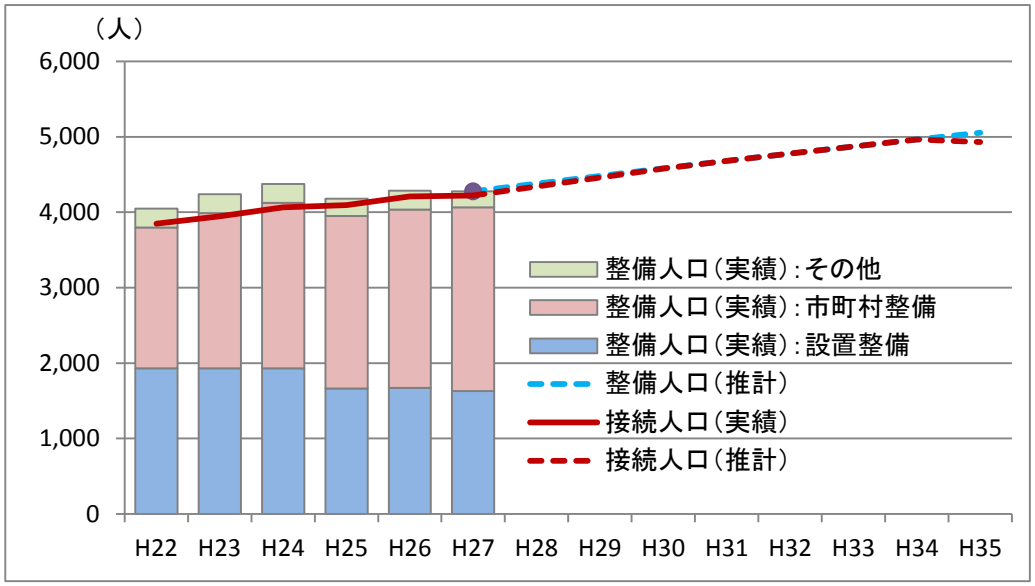

◆図表 3-6　循環型社会形成推進地域計画における浄化槽設置整備計画（H20-24）

	基数	整備人口	
5人槽	14	31	
6-7人槽	185	740	
8-10人槽	9	77	
11-20人槽	2	33	
21-30人槽	1	28	
31-50人槽	1	34	
合計	212	943	
1年当たり	42.4	188.6	≒190人

（4）その他の人口

公共下水道や農業集落排水、補助事業による合併処理浄化槽の将来人口（政策的人口）は、政策に強い影響を受けて設定される人口となる。一方、計画収集人口や自家処理人口、単独処理浄化槽人口は、政策的人口に相反して減少することとなる。

計画収集人口、自家処理人口、単独処理人口は、総人口から、公共下水道人口等の政策的人口を差し引いた残りの人口となることを踏まえ、前年の構成比率を当該年度における政策的人口に影響を受ける人口の合計値に乗じることで設定し、平成 35 年度においては目標に従い 0 人となるものとした。

◆図表 3-7　その他の人口の実績と推計

			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
実績		計画収集人口		3,701	2,369	2,066	1,690	1,434	行政区域内人口から生活排水処理人口を差し引いた人口を							
		自家処理人口		108	102	87	60	54	実態調査の計画収集、自家処理、単独浄化槽の人口比率で按分。							
		単独浄化槽人口		0	1,131	1,180	1,148	1,108	H28以降は前年度の人口比率の準用を基本とした。							
		合計		3,809	3,602	3,333	2,898	2,596								
非水洗化、単独浄化槽人口	比率	計画収集人口		－	65.8%	62.0%	58.3%	55.2%	55.2%	55.2%	55.2%	55.2%	55.2%	55.2%	55.1%	0.0%
		自家処理人口		－	2.8%	2.6%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	2.3%	0.0%
		単独浄化槽人口		－	31.4%	35.4%	39.6%	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%	42.6%	42.6%	0.0%
	設定人口	**計画収集人口**		－	**2,573**	**2,120**	**1,734**	**1,463**	**1,236**	**946**	**746**	**570**	**408**	**245**	**95**	**0**
		自家処理人口		－	**109**	**89**	**62**	**56**	**47**	**36**	**28**	**22**	**16**	**10**	**4**	**0**
		単独浄化槽人口		－	**1,227**	**1,210**	**1,178**	**1,132**	**956**	**731**	**576**	**441**	**315**	**189**	**73**	**0**

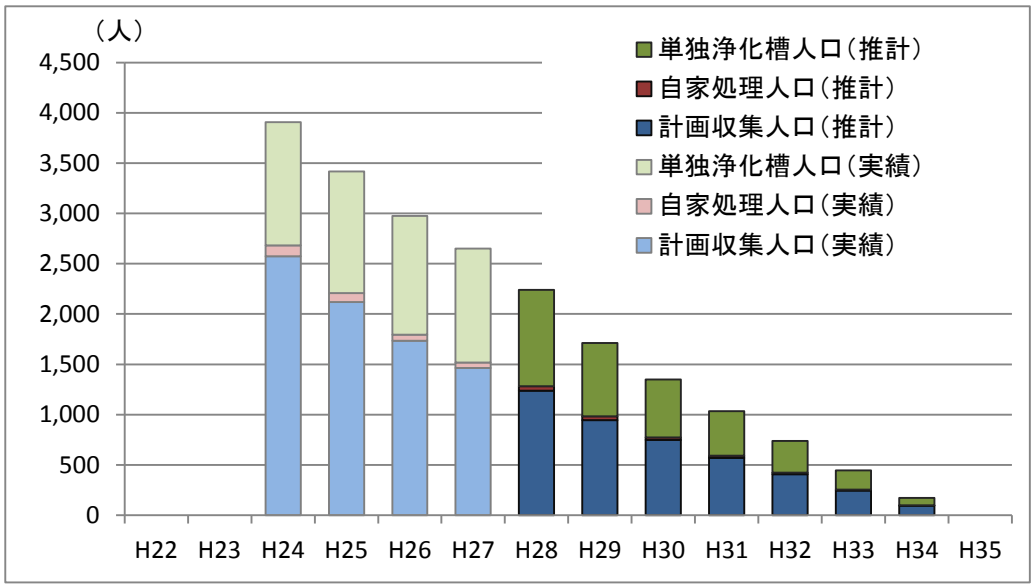

３．し尿及び浄化槽汚泥量

し尿及び浄化槽汚泥量については、1 人 1 日平均排出量を原単位とし、これを将来推計したうえで、処理形態別人口の将来推計結果を乗じることにより、し尿等排出量の将来推計値とした。

なお、将来推計は、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を選択した（前出図表 2-3）。

し尿

原単位＝1 人 1 日平均排出量(L/人･日)

＝年間排出量(kL/年)÷計画収集人口(人)÷365(日)×10^3

浄化槽汚泥

原単位＝1 人 1 日平均排出量(L/人･日)

＝年間排出量(kL/年)÷浄化槽人口(人)÷365(日)×10^3

以上より、生活排水処理に関する将来見込みは、図表 3-8 に示すとおりとなる。

し尿原単位 の実績

（Ｌ／人日）

年　度	23	24	25	26	27
し尿原単位	－	2.61	2.84	3.10	3.48
前年差	―	―	0.23	0.26	0.38
前年比	―	―	1.08812	1.09155	1.12258
採用データ	不採用	○	○	○	○

推計式及び推計結果

（Ｌ／人日）

推計方法	推計式	H33	採用	相関係数
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
対数回帰法	Ｙ＝2.538＋0.591×Ｌｎ(平成年度-23)	3.90	○	0.9515963
－	－	－	0	－
－	－	－	0	－
補　正　式	Ｙ＝2.538＋0.591×Ｌｎ(平成年度-23)＋0.12	4.02	◎	－

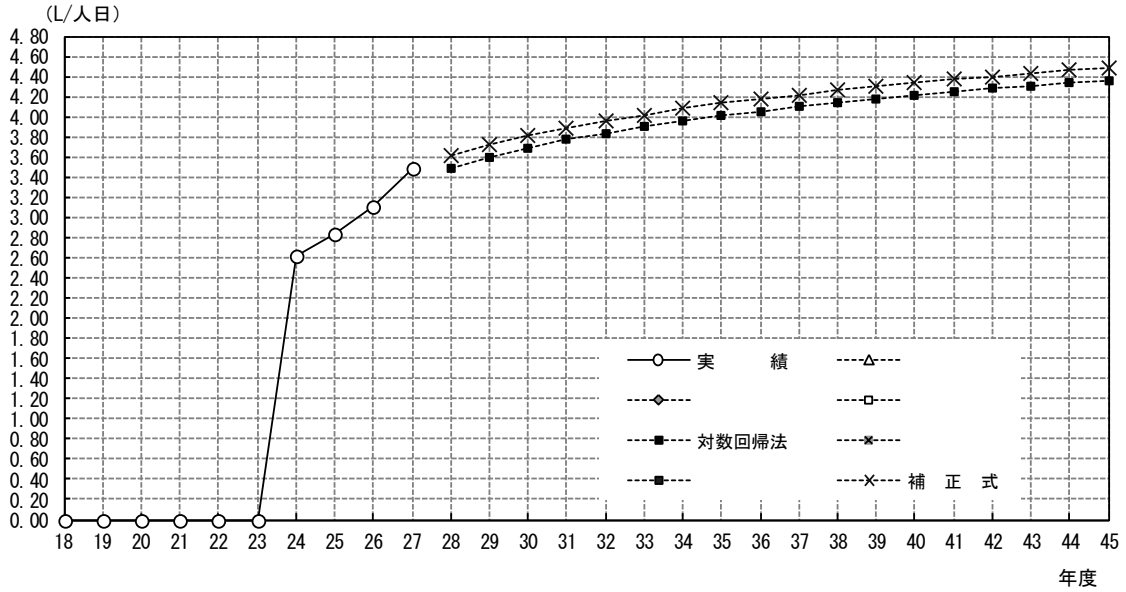

し尿原単位の推計結果

浄化槽汚泥原単位 の実績

（Ｌ／人日）

年　度	23	24	25	26	27
浄化槽汚泥原単位	-	1.44	1.40	1.28	1.25
前年差	ー	ー	-0.04	-0.12	-0.03
前年比	ー	ー	0.97222	0.91429	0.97656
採用データ	不採用	○	○	○	○

推計式及び推計結果

（Ｌ／人日）

推計方法	推計式	H33	採用	相関係数
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
対数回帰法	Ｙ＝1.458-0.145×Ｌｎ(平成年度-23)	1.12	○	0.9497797
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-
-	-	-	0	-

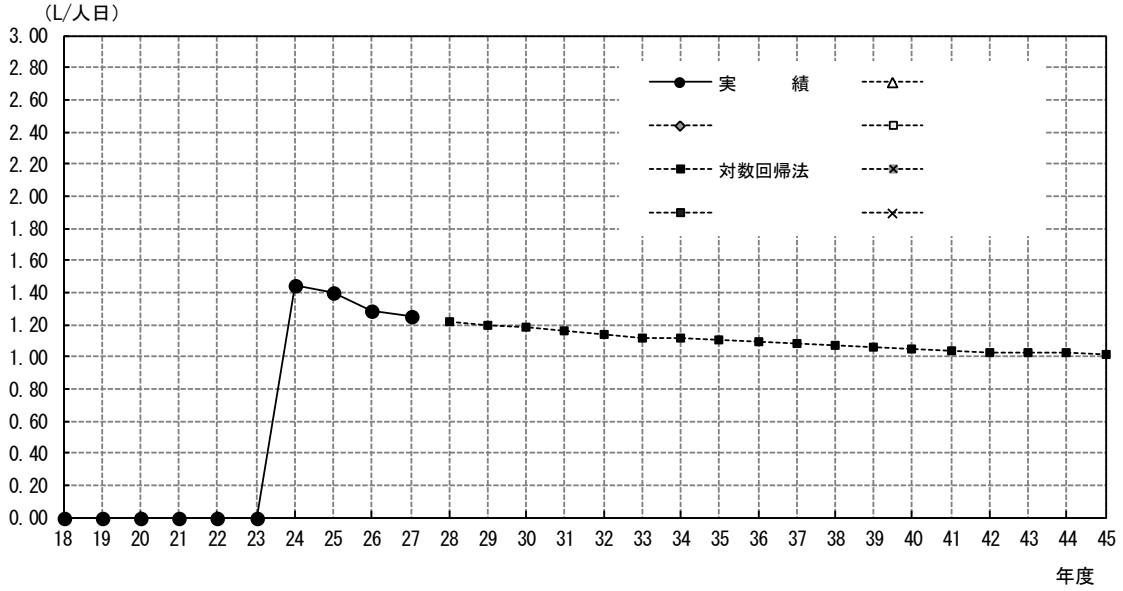

浄化槽汚泥原単位の推計結果

◆図表3-8　生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の推計結果

実績 ←→ 推計　　計画目標年度▼

項目				年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
人口	行政区域内人口			[人]	14,590	14,469	14,209	13,919	13,647	13,424	13,193	12,970	12,754	12,545	12,343	12,146	11,956
人口	計画処理区域内人口			[人]	10,314	14,469	14,209	13,919	13,647	13,424	13,193	12,970	12,754	12,545	12,343	12,146	11,956
人口	非水洗化人口			[人]	－	2,682	2,209	1,796	1,519	1,283	982	774	592	424	255	99	0
人口	非水洗化人口	計画収集人口	◎	[人]	－	2,573	2,120	1,734	1,463	1,236	946	746	570	408	245	95	0
人口	非水洗化人口	自家処理人口		[人]	－	109	89	62	56	47	36	28	22	16	10	4	0
人口	水洗化人口			[人]	10,314	11,787	12,000	12,123	12,128	12,141	12,211	12,196	12,162	12,121	12,088	12,047	11,956
人口	水洗化人口	公共下水道人口	◆	[人]	2,694	2,810	2,952	2,986	2,993	3,027	3,169	3,156	3,120	3,074	3,037	2,983	2,930
人口	水洗化人口	浄化槽人口		[人]	7,620	8,977	9,048	9,137	9,135	9,114	9,042	9,040	9,042	9,047	9,051	9,064	9,026
人口	水洗化人口	浄化槽人口	合併処理人口	[人]	7,620	7,750	7,838	7,959	8,003	8,158	8,311	8,464	8,601	8,732	8,862	8,991	9,026
人口	水洗化人口	浄化槽人口	合併浄化槽人口	● ◆ [人]	3,947	4,066	4,094	4,209	4,220	4,341	4,460	4,578	4,680	4,776	4,870	4,963	4,931
人口	水洗化人口	浄化槽人口	コミュニティ・プラント人口	[人]													
人口	水洗化人口	浄化槽人口	農業集落排水人口	● ◆ [人]	3,673	3,684	3,744	3,750	3,783	3,817	3,851	3,886	3,921	3,956	3,992	4,028	4,095
人口	水洗化人口	浄化槽人口	単独浄化槽人口	● [人]	－	1,227	1,210	1,178	1,132	956	731	576	441	315	189	73	0
人口	生活排水処理人口（◆）			[人]	10,314	10,560	10,790	10,945	10,996	11,185	11,480	11,620	11,721	11,806	11,899	11,974	11,956
人口	生活排水処理率				70.7%	73.0%	75.9%	78.6%	80.6%	83.3%	87.0%	89.6%	91.9%	94.1%	96.4%	98.6%	100.0%
排出量	し尿	年間排出量		[kL/年度]	2,649	2,451	2,201	1,962	1,857	1,628	1,285	1,037	810	588	361	142	0
排出量	し尿	一日排出量		[kL/日]	7.26	6.72	6.02	5.38	5.09	4.46	3.52	2.84	2.22	1.61	0.99	0.39	0.00
排出量	し尿	原単位		[L/人/日]	－	2.61	2.84	3.10	3.48	3.61	3.72	3.81	3.89	3.96	4.02	4.08	4.13
排出量	浄化槽汚泥	年間排出量		[kL/年度]	4,739	4,710	4,630	4,274	4,172	4,059	3,960	3,895	3,829	3,763	3,701	3,672	3,624
排出量	浄化槽汚泥	一日排出量		[kL/日]	12.98	12.93	12.67	11.70	11.42	11.12	10.85	10.67	10.49	10.31	10.14	10.06	9.93
排出量	浄化槽汚泥	原単位		[L/人/日]	－	1.44	1.40	1.28	1.25	1.22	1.20	1.18	1.16	1.14	1.12	1.11	1.10
排出量	合計	年間排出量		[kL/年度]	7,388	7,161	6,831	6,236	6,029	5,687	5,245	4,932	4,639	4,351	4,062	3,814	3,624
排出量	合計	一日排出量		[kL/日]	20.24	19.65	18.69	17.08	16.51	15.58	14.37	13.51	12.71	11.92	11.13	10.45	9.93
排出量	合計	原単位		[L/人/日]	－	1.70	1.68	1.57	1.56	1.51	1.44	1.38	1.32	1.26	1.20	1.14	1.10
排出量	割合（一日量）	し尿			35.9%	34.2%	32.2%	31.5%	30.8%	28.6%	24.5%	21.0%	17.5%	13.5%	8.9%	3.7%	0.0%
排出量	割合（一日量）	合併処理浄化槽汚泥			64.1%	65.8%	67.8%	68.5%	69.2%	71.4%	75.5%	79.0%	82.5%	86.5%	91.1%	96.3%	100.0%

し尿排出人口（◎）	－	2,573	2,120	1,734	1,463	1,236	946	746	570	408	245	95	0
浄化槽汚泥排出人口（●）	－	8,977	9,048	9,137	9,135	9,114	9,042	9,040	9,042	9,047	9,051	9,064	9,026
対象人口（合計）	－	11,550	11,168	10,871	10,598	10,350	9,988	9,786	9,612	9,455	9,296	9,159	9,026